

令和7年度政府予算
提言・要望書
(県政課題全般事項)

令和6年6月7日

岩手県知事 達増拓也

I 全般的な重要事項及び物価高騰対策等

- 1 地方の税財源の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(総務省・財務省)
- 2 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置・・・・・・ 4
(内閣府)
- 3 エネルギー価格・物価高騰への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(経済産業省・厚生労働省・文部科学省・内閣府)
- 4 農業分野における燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化・・ 8
(農林水産省)
- 5 エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている
中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援・・・・・・・・・・・・ 13
(経済産業省)
- 6 物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援・・・・・・・・ 17
(国土交通省)
- 7 物価高騰及び新興感染症等への対応に向けた
医療機関、社会福祉施設等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(厚生労働省)

II 各分野の重要事項

- 8 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援・・・・・・・・ 25
(総務省)
- 9 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置・・・・・・・・・・・・ 28
(総務省)
- 10 公共施設等適正管理推進事業債の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(総務省)
- 11 将来の大規模災害に備える仕組みの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
- 12 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保・・・・・・・・・・・・・・ 41
(内閣官房・総務省)

13	火山防災対策への支援の強化 (内閣府)	43
14	災害応急対策等への支援 (内閣府・農林水産省・国土交通省)	45
15	被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充 (内閣府)	47
16	災害時における要配慮者への支援の充実 (内閣府・厚生労働省)	51
17	陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持 (防衛省)	54
18	ウクライナ避難民の受入れへの対応 (内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	55
19	国際経済環境の変化を踏まえた万全な対応 (内閣官房・財務省・農林水産省)	57
20	マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保 (内閣官房・内閣府・総務省・デジタル庁)	59
21	第三セクター鉄道に対する財政支援の充実 (国土交通省・総務省)	61
22	世界文化遺産の保全等への支援 (文部科学省・文化庁)	64
23	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援 (文部科学省・文化庁)	66
24	脱炭素社会の実現に向けた対策の推進 (経済産業省・国土交通省・環境省・総務省)	67
25	地方消費者行政に係る支援の継続・拡充 (消費者庁)	76
26	水道の基盤強化に係る予算の確保 (国土交通省)	78
27	北上川の清流化確保対策 (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	81
28	公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援 (総務省・環境省)	83
29	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等 (総務省・文部科学省・厚生労働省)	84

30	医師の働き方改革の推進	88
	(厚生労働省)	
31	新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する支援の拡充	92
	(総務省・厚生労働省)	
32	診療報酬の改定等	93
	(財務省・厚生労働省)	
33	医療分野におけるデジタル化の推進について	97
	(総務省・財務省・厚生労働省)	
34	国と地方の連携による食料安定供給の確保	100
	(農林水産省)	
35	農林業における「産地対策の充実・強化」	104
	(総務省・農林水産省・林野庁)	
36	野生鳥獣対策の継続・拡充	125
	(農林水産省・環境省)	
37	農地・森林・水産基盤の整備及び保全	130
	(総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)	
38	緊急浚渫推進事業の制度継続・拡充	139
	(農林水産省・水産庁・国土交通省・総務省)	
39	地籍整備関係予算の措置	142
	(国土交通省)	
40	公共事業予算の安定的・持続的な確保等	144
	(総務省・財務省・国土交通省)	
41	宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入	148
	(国土交通省)	
42	直轄事業の推進	151
	(国土交通省)	
43	高規格道路の機能強化	155
	(財務省・国土交通省)	
44	広域道路ネットワークの強化に向けた支援	159
	(国土交通省)	
45	物流の効率化など生産性向上に資する社会資本整備への支援	162
	(国土交通省)	
46	災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援	165
	(総務省・国土交通省)	

47	盛土規制法による取組の推進への支援	169
	(国土交通省・農林水産省・林野庁・総務省)	
48	隣県と連携した社会資本整備への支援	171
	(財務省・国土交通省)	
49	暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援	172
	(国土交通省)	
50	社会資本の戦略的な維持管理への支援	176
	(財務省・総務省・国土交通省)	
51	新たな教職員定数改善計画の策定	179
	(文部科学省)	
52	学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充	180
	(総務省・文部科学省)	
53	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	184
	(文部科学省・文化庁)	
54	GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充	185
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
55	特別支援教育に係る教育環境整備への支援	187
	(文部科学省)	
56	交通安全施設等の整備事業に係る財政措置	189
	(警察庁・総務省)	

1 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地方一般財源総額の確保

世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、確実に確保・充実するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、人口減少対策のほか、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、災害や野生鳥獣被害、新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくり等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、広大な県土を有し、多数の過疎地域を抱える本県のような地方が必要とする一般財源が確実に確保されるよう、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消について、令和6年度地方財政計画においては臨時財政対策債の発行額が過去最低まで抑制されたものの、発行が継続しており、地方財政の健全性を確保するため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引上げなど一層の改善を図るよう要望します。

2 地方財政措置の拡充

地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な財政運営に必要な一般財源が十分に確保されるよう、地方財政措置を拡充するよう要望します。

- (1) 地域医療を担う公立病院を運営する病院事業会計への繰出金について、新興感染症の対応等に当たって公立病院の担う役割は増しており、広大な県土に多数の過疎地域を抱える中で、医師不足や不採算地区での経営などの条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、措置の拡充を要望します。
- (2) 他地域への通学が極端に困難で、就学機会確保の観点から統廃合が困難な小規模高等学校の維持・運営に係るかかり増し経費について、適切に措置されるよう要望します。
- (3) 社会資本整備が遅れている地域の投資的経費が確保されるよう、措置の拡充を要望します。

3 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保

- 令和5年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいては、国勢調査人口や公債費算入額などの減に伴う普通交付税の減少等による実質的な一般財源総額の減少などにより、令和6年度以降102～153億円の収支ギャップが生じるなど、本県財政は一層厳しい状況が続く見込みである。
- 本県では、厳しい財政状況下にあっても、人口減少などの課題に対応し、県民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを将来にわたって提供していくため、安定的で持続可能な行財政基盤の構築に努めていく必要があることから、令和4年3月から7回にわたり、歳入確保策や歳出水準の検討等を行う「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」を開催し、同年9月に報告書を取りまとめた。

「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」 構成員

区 分	氏 名	職 名
座 長	辻 琢也 氏	一橋大学大学院法学研究科教授
構成員	金崎 健太郎 氏	武庫川女子大学経営学部教授
構成員	神尾 文彦 氏	株式会社野村総合研究所研究理事
構成員	沼尾 波子 氏	東洋大学国際学部教授
顧 問	堀場 勇夫 氏	青山学院大学名誉教授（前地方財政審議会会長）

- この報告書に盛り込まれた提言を踏まえ、4つの財政目標を掲げ、財政健全化に取り組んでおり、令和6年度当初予算編成時点においては目標を達成又は達成見込みとなっている。

一方、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、人口減少の進行や65歳以上人口割合の増加など、報告書取りまとめ時点よりも厳しい想定があるため、単年度の目標達成により予断を持つことなく財政運営を行う必要がある。

- ①令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現
 ②公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持
 ③プライマリーバランスの黒字を維持
 ④財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

2 地方財政措置の拡充

- 厳しい財政状況が続く中においても、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映する必要がある。
- 特に、公立病院の運営や小規模高等学校の配置など、広大な面積を有することに起因してかかり増しとなっている経費について、地方財政措置の拡充が必要である。

3 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が44:56であるのに対し、国と地方の税収比は62:38となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(R4 277,140円)は、全国平均(同351,246円)の78.9%で、全国最高の東京都(同589,623円)に対しては47.0%となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課
 ふるさと振興部 市町村課

2 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組については、「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、これらの対策を切れ目なく実行していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組を切れ目なく実行していく必要があるため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を確保するなど十分な財政措置を行うとともに、特に財政基盤の弱い地方自治体に対しては、より重点的に配分されるよう要望します。

【現状と課題】

- 物価高から地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しているが、本県では市町村分も含め令和5年度中にはほぼ全額を予算化しており、継続して事業を実施するためには追加的な財政措置が必要。
- 財政基盤の弱い地方公共団体においても、国の対策を補完しながら取組を続けていく必要があり、財政運営に支障が生じることのないよう財政基盤の弱い地方自治体に対する交付金等の重点的な配分が必要。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

3 エネルギー価格・物価高騰への対応

コロナ禍の影響の長期化や、物流の混乱、半導体などの資材の品薄に加え、エネルギー価格の高騰等が幅広い業種に影響を及ぼしています。

加えて、ウクライナ情勢に伴い、更なるエネルギーや資材、農林水産物などの原材料の調達コストの上昇や不安定化を招いており、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

コロナ禍で疲弊しきった地域経済がエネルギー価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、その回復に向けた取組の推進と生活者支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

多くのエネルギー源を海外からの輸入に依存していることから、引き続き国が責任を持って、エネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、燃料油価格や低圧・高圧電力、都市ガス料金の負担軽減策と同様に、LPガス料金等の負担軽減策についても、自治体間で対策の内容に差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講ずるよう要望します。

2 低所得世帯や子育て世帯への支援

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に係る低所得世帯や子育て世帯への支援については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し行ってきたところですが、物価高騰の影響の長期化が懸念されることから、物価高騰の状況に応じ、地域の実情を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや、軽油、重油の価格は2014年（平成26年）以来の高値水準となり、また、LPガスについても同様の傾向にあるなど、燃料価格の高騰が続いている状況にある。

これら燃料価格の高騰は、県民生活への影響に加え、施設園芸農家の暖房費用や漁船漁業の燃料費の増加、物流コストの上昇等、農林水産業者や中小事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、日本経済がかつてない深刻な打撃を受けた中で、ロシアによるウクライナ侵略が続くなど、経済の不安定化が増している。

- ガソリン、電気、都市ガス等のエネルギー価格高騰対策については、国において実施しており、このうち電気、都市ガスについては令和6年5月をもって対策の終了が発表されたところ。

一方、LPガスについては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニューとして地方公共団体において対策を講ずることとされ、当県においても支援を行ってきたところであるが、支援の内容は自治体間で差が生じているところ。

今後、国際情勢の変化等により再度エネルギー価格高騰対策を行う場合には、燃料油価格や低圧・高圧電力、都市ガス料金の負担軽減策と同様に、自治体間で対策の内容に差が生じないように、LPガスについても国において一律に対策が講じられることが必要。

《LPガスの小売価格（各年12月）の推移》 （円/10 m³ 税込）

年 月	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
価 格	8,922	8,678	8,512	8,751	9,009	9,146	9,072	9,530	10,117	10,332

※（一財）日本エネルギー経済研究所調査 岩手県の平均小売価格

2 低所得者世帯や子育て世帯への支援

- 令和4年10月28日、政府において、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が策定され、給付金等による低所得世帯への支援が盛り込まれた。

【「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のうち、生活者支援策】

対策		内容
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金（推奨メニュー）	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設により、住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象として、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減する財源について措置 ※本県はR4第7号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施（6,000円/世帯）
	国給付金（市町村事業）	住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付
低所得の子育て世帯に対する支援（市町村事業）		低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援		子育て世帯に対し、学校給食費等の支援

- 令和5年3月22日、政府において、追加物価対策が策定され、①地方創生臨時交付金の積み増しによる低所得世帯支援枠の設定、②低所得の子育て世帯を対象とした支援金、などの対策が盛り込まれた。

【追加物価対策（令和5年3月22日閣議決定）のうち、生活者支援策】

対策	内容	
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金（推奨メニュー）	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に要する財源について措置
	国給付金（市町村事業）	住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付
低所得の子育て世帯に対する支援（市町村事業）	低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付	
学校給食費負担軽減の取組への支援	子育て世帯に対し、学校給食費等の支援	

- 令和5年11月2日、政府において、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が策定され、低所得世帯への7万円追加給付などの対策が盛り込まれたが、物価高騰による影響が特に大きい生活困窮者の支援は全国的な課題であることから、全国一律の対策が必要。

【「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）のうち、生活者支援策】

対策	内容	
低所得世帯への支援	地方創生臨時交付金（推奨メニュー）	「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に要する財源について措置 ※本県はR5第4号補正により、いわゆる「福祉灯油」として実施（7,000円/世帯）
	国給付金（市町村事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付
学校給食費負担軽減の取組への支援	子育て世帯に対し、学校給食費等の支援	

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課、子ども子育て支援室
 教育委員会事務局 教育企画室
 復興防災部 消防安全課

4 農業分野における燃料、飼料、肥料、電気料金の 高騰対策の充実・強化

国際情勢の変化に伴い、依然として、燃料、飼料、肥料の価格や、電気料金は高い状況が続いており、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業分野における燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化

- (1) 「施設園芸等燃料価格高騰対策」について、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するよう、恒久的な制度にするとともに、対象品目に菌床しいたけ等を追加するよう要望します。

また、園芸施設については、化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指すため、高速加温型ヒートポンプなどの技術開発を早急に行うよう要望します。

- (2) 「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、制度の拡充を要望します。

- (3) 「国内肥料資源利用拡大対策事業」、「肥料原料備蓄対策事業」について、農業経営への影響を緩和する観点から、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、肥料価格は依然として高い状況が続いていることから、価格上昇分を補填する対策等を講じるよう要望します。

- (4) 穀類の共同乾燥施設や野菜の集出荷施設等の農業共同利用施設について、農業経営への影響を緩和する観点から、省エネルギー化の取組とともに、電気料金等の動力光熱費の高騰分を支援する事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 農業分野における燃料、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化

(1) 燃料価格対策について

- 現在実施されている「施設園芸等燃料価格高騰対策」は、事業期間が令和6年6月30日までとされているところ。
- 燃油価格は、平成28年以降、上昇傾向で令和3年は平成25年以来の高値水準が続いている。今後、社会情勢等により高騰が継続することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、恒久的な制度が必要。

【加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移】

(円/リットル 税込)

油種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A重油	70.3	81.1	87.9	83.9	79.9	106.7	106.3	112.8
灯油	75.1	85.9	91.6	89.5	82.3	109.7	110.3	110.7

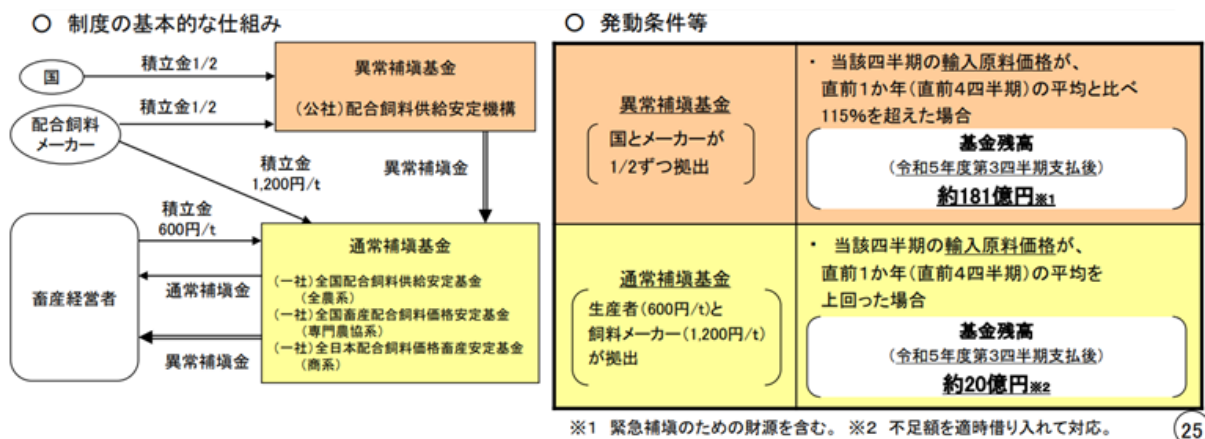
※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※R5年は、A重油、灯油ともに11月～1月の平均値

- 菌床しいたけ等は、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の対象外となっているが、県内の大規模経営体を対象とした聞き取り調査によると、「燃料価格高騰の影響を受けており、事業活用したい。」との回答あり。
- 「みどりの食料システム戦略」において、園芸施設を2050年までに化石燃料を使用しない施設へ完全移行することを目指すとしており、その実現に向けては、加温設備等の早急な技術開発が必要。
- 中山間地域が多い本県では、中小規模の施設が多いため、これらに対応した技術や設備の低コスト化が必要。

(2) 飼料価格対策について

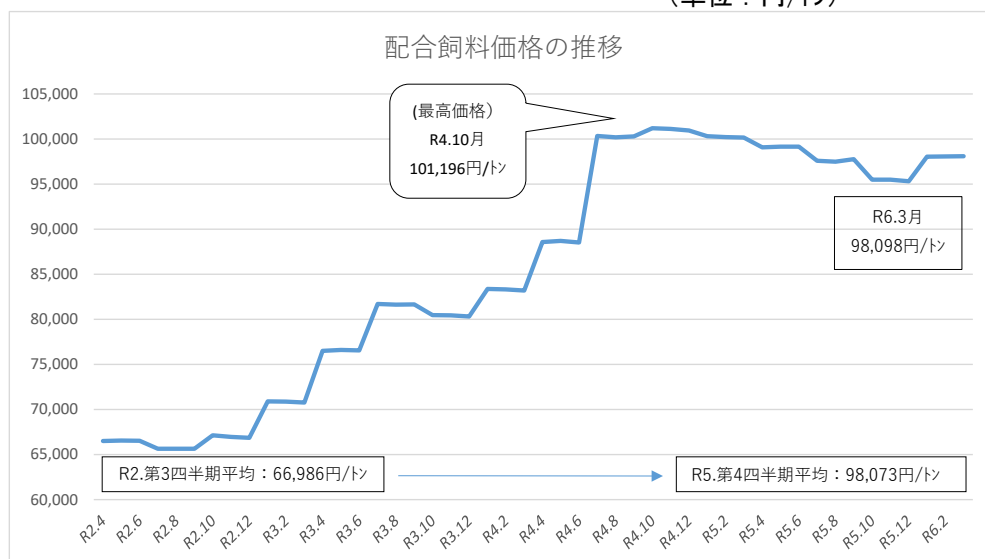
- 「配合飼料価格安定制度」は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える影響を緩和するため、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる「通常補填」と、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、国と配合飼料メーカーの積立による通常補填を補完する「異常補填」の2段階の仕組みで、生産者に対し補填。



- 配合飼料価格は、令和2年10月以降、中国での需要の増加や海上運賃の上昇、為替相場の影響等により高騰した後、高止まりが続いている。

【配合飼料価格の動向】

(単位：円/トン)



出典：(独) 農畜産業振興機構及び農林水産省飼料月報 (速報版)

- 本制度は、平均輸入原料価格と基準輸入原料価格の差額を補填するものであり、生産者が実際に負担する配合飼料価格の動向と異なる場合がある。

【本制度の補填金算出に係る指標の推移】

		配合飼料 料価格 ①	平均輸入 原料価格 ②	基準輸入 原料価格 ③	補填金額 ④=②- ③	国の 緊急対策 による 補填金⑤	生産者の 実負担額 ⑥=①-④ (- ⑤)
R2 年度	第1 四半期	66,538	27,655	27,911	—	—	66,538
	第2 四半期	65,653	25,349	27,649	—	—	65,653
	第3 四半期	66,986	25,078	27,038	—	—	66,986
	第4 四半期	70,859	29,669	26,332	3,300	—	67,559
R3 年度	第1 四半期	76,558	36,835	26,899	9,900	—	66,658
	第2 四半期	81,674	41,353	29,128	12,200	—	69,474
	第3 四半期	80,423	41,520	32,995	8,500	—	71,923
	第4 四半期	83,302	42,665	37,417	5,200	—	78,102
R4 年度	第1 四半期	88,599	50,462	40,623	9,800	—	78,799
	第2 四半期	100,270	60,846	44,000	16,800	—	83,470
	第3 四半期	101,092	63,264	48,654	7,750	6,750	86,592
	第4 四半期	100,237	55,478	54,497	950	8,500	90,787
R5 年度	第1 四半期	99,134	54,540	44,613 ^{*1}	7,050 ^{*2}	—	92,084
	第2 四半期	97,622	54,546	47,727 ^{*1}	5,250 ^{*2}	—	92,372
	第3 四半期	95,441	51,249	50,185 ^{*1}	1,050 ^{*2}	—	94,391
	第4 四半期	98,073	48,755	53,945	0	—	98,073

出典：(公社) 配合飼料供給安定機構「飼料月報」、農林水産省公表資料

※1 国の「新たな特例」により、令和5年度第1～第3 四半期は基準輸入原料価格の算定期間を直前の2.5年間としているもの。

※2 国の「新たな特例」により、令和5年度の第1～第3 四半期は、前四半期の補填金額の3/4が補填額の上限となるもの (なお、第1 四半期については、令和4年度第4 四半期の④と⑤の合計額の3/4が上限)。

○ 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会について

農林水産省は、令和6年1月29日に開催した食料・農業・農村政策審議会畜産部会において、配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高騰の長期化で大きな財政負担が生じており、持続可能性に懸念があるとして、制度の在り方を議論する検討会を設ける方針を示し、これまでに計4回の検討会を開催した。

検討会は、以下の①～③の検討等を実施することとしている。

- ① 令和3年度以降の配合飼料価格の急激な上昇に際して講じた措置の検証
- ② 制度に関する基金団体及び畜産関係団体からの意見聴取
- ③ より持続性の高い制度の在り方に関する検討

(3) 肥料価格対策について

○ 国では、肥料価格高騰対策として、肥料価格上昇分の一部補填や、国内資源由来肥料の製造施設整備支援、化学肥料原料の備蓄支援等に係る以下の事業を措置。

ア 肥料価格高騰対策事業 [令和4年度コロナ等対策予備費 78,777 百万円]

国では、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援。
本県では、肥料コスト上昇分の1割を独自に支援。

【本県における肥料価格高騰対策事業の交付実績】

取組実施者数	参加農業者数	肥料価格高騰 対策事業 (国)	肥料価格高騰 緊急対策 (県)	合計
162 組織	延べ 23,362 名	1,234,614 千円	176,731 千円	1,411,345 千円

イ 国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和6年度予算額8百万円(令和5年度補正予算額6,390百万円)】

(ア) 国内肥料資源活用総合支援事業【令和5年度補正予算額6,390百万円の内数】

堆肥や下水汚泥等の国内肥料資源による肥料製造施設等の整備(補助率:1/2以内)や国内資源由来肥料を用いた栽培実証(補助率:定額)等を支援[事業実施主体:協議会等]

(イ) 畜産環境対策総合支援事業【令和5年度補正予算額6,390百万円の内数】

高品質堆肥の広域流通等を促進する取組や悪臭防止や汚水処理などの高度な畜産環境対策を推進する取組等を支援[事業実施主体:都道府県・市町村、民間団体等]

(ウ) 調査事業【令和5年度補正予算額6,390百万円の内数】

全国一斉地力調査事業及び家畜排せつ物管理方法実態調査[民間団体等向け委託費]

【本県における国内肥料資源利用拡大対策事業の実施状況(令和5年度実績)】

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(千円)	
			国	庫
国内肥料資源活用総合支援事業	(株)九戸協業養豚	発酵攪拌機整備	11,803	5,365
畜産環境対策総合支援事業	一関地方畜産クラスター協議会	脱臭装置整備	418,000	190,000

ウ 肥料原料備蓄対策事業【令和6年度予算額26百万円】

化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援[事業実施主体:基金管理団体]

- 堆肥等の活用や土壌診断に基づく化学肥料の使用低減の取組を進めているところであるが、令和6年3月の国内肥料価格は、令和2年の価格に対して、尿素は165%、過りん酸石灰は149%、高度化成は151%と依然として高い状況であり、農業経営に影響を及ぼしている。

【国内肥料価格指数の過去5年間の推移】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
肥料（指数）	100	102.7	130.8	147.0	134.5
代表的な銘柄の価格：円（税込み）／20kg					
尿素 （R2 対比）	1,776 （100%）	1,833 （103%）	2,996 （169%）	3,467 （195%）	2,926 （165%）
過りん酸石灰 （R2 対比）	1,671 （100%）	1,728 （103%）	2,120 （127%）	2,559 （153%）	2,498 （149%）
高度化成 ^{※2} （R2 対比）	2,367 （100%）	2,465 （104%）	3,546 （150%）	4,127 （174%）	3,573 （151%）

（出典 農林水産省農業物価統計調査）

※1 価格：R2-5は1-12月平均、R6は3月時点 ※2 高度化成：N15%－P15%－K15

2 農業共同利用施設の電気料金等への支援

- 令和5年度の電気料金は令和3年度と比較し6割程増加し、高止まりしている状況であり、穀類乾燥調製施設等の農業共同利用施設の動力光熱費増加が、農業者で構成される農業協同組合の運営上、大きな負担となっている。

【県内JAにおける共同利用施設の動力光熱費の推移（JA岩手県中央会調べ）】 （単位：千円）

施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	R5/R3 対比	増加額 （R5-R3）
穀類関連	369,493	477,586	595,171	161%	225,678
園芸関連	109,862	159,911	232,814	212%	122,952
計	479,355	637,498	827,984	173%	348,630

- 県では、国の経済対策（重点支援地方交付金）を活用し、依然として高騰している電気料金の負担を軽減するため、農業者が共同で利用する穀類乾燥調製施設等の省エネルギー化を支援する「農業共同利用施設省エネルギー化事業」を創設。今後も、電気料金の高騰が継続することが想定されるため、国による電気料金等の動力光熱費の高騰分を支援する事業の創設が必要。

【農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業費の予算額と要望状況】

（令和6年3月末時点）

	予算額（千円）	要望額（千円）	要望件数（件）
令和5年度	78,000	65,048	8

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課、農産園芸課、畜産課

5 エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援

中小企業・小規模事業者は、エネルギーや原材料価格の高騰により厳しい経営環境にあることから、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の継続と雇用の維持に必要な経済対策の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業・小規模事業者に対する金融支援

コロナ資金繰り支援や再生支援の強化を目的として令和6年3月に策定された「再生支援の総合的対策」を強力に推進するとともに、特に厳しい経営環境を強いられている小規模事業者の借換えニーズへの対応などの資金繰り支援に万全を期すよう要望します。

2 商工指導団体の体制強化等

商工指導団体は、事業継続や事業再生・再チャレンジに取り組む中小企業・小規模事業者に対し専門家派遣等を通じて経営改善計画の策定支援等を実施しており、中小企業・小規模事業者の事業継続に重要な役割を担っています。

このため、商工指導団体が十分な支援を実施できるよう、県が行う経営指導員等の人件費、専門家派遣等への支援に係る財政措置を拡充するよう要望します。

3 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する直接的な支援について

多くの中小企業・小規模事業者において、エネルギー価格・物価高騰による影響を受け、厳しい経営環境が継続していることから、県が取り組む直接的な支援施策に対し財源措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 中小企業・小規模事業者に対する金融支援

- 「再生支援の総合的対策」のなかで、コロナ資金繰り支援が令和6年6月末まで延長されることとなったが、本県の新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）をみると、令和6年7月以降に返済開始時期が到来する融資が423件あるほか、返済開始後数か月を経過してから資金繰りに課題が生じる事業者も相当数あると予想される。

【新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の返済開始時期別件数】

返済開始時期	件数（※）
令和6年6月までに返済開始	7,728件
令和6年7月以降に返済開始	423件
合 計	8,151件

※ 令和6年2月末時点で残高を有するもの。

- また、岩手県が商工指導団体を通じて実施している「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（令和6年2月分）」において、「債務の過剰感」について「コロナ前から過剰感がある」「コロナ後に過剰となった」と回答した事業者が48.8%あり、県内中小企業者の資金繰り支援の継続が必要。

回答項目	回答数	構成割合
① コロナ前（概ね令和2年1月以前）から過剰感がある	122	24.3%
② コロナ後（概ね令和2年2月以降）に過剰となった	123	24.5%
③ コロナ前は過剰感があったが、コロナ後に解消した	29	5.8%
④ コロナ前もコロナ後も過剰感はない	229	45.5%
合 計	503	100.0%

2 商工指導団体の体制強化等

- 岩手県が商工指導団体を通じて実施している「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（令和6年2月分）」において、93.5%の事業者が「影響が継続している」「影響があった」又は「今後、影響がでる可能性がある」と回答。

回答項目	回答数	構成割合
① 影響が継続している	440	86.4%
② 影響はあったが収束した	9	1.8%
③ 今後、影響がでる可能性がある	27	5.3%
④ 分からない	16	3.1%
⑤ 影響はない	17	3.3%
合 計	509	100.0%

- 同調査で「令和6年2月の売上原価が前年同月と比較して増加した」と回答した事業者が74.0%にのぼる一方、「必要な価格転嫁ができていない」と回答した事業者は27.5%にとどまり、エネルギー価格・物価高騰等の影響を商品価格等で吸収できていない状況がうかがえる。

【R6.2 月売上原価の前年同月比較】

回答項目	回答数	構成割合
① 81～100%増	2	0.4%
② 61～80%増	1	0.2%
③ 41～60%増	10	2.0%
④ 21～40%増	67	13.4%
⑤ 0～20%増	290	58.0%
⑥ 変化していない	88	17.6%
⑦ 前年同月比減	42	8.4%
合 計	500	100.0%

【必要な価格転嫁の実施】

回答項目	回答数	構成割合
① 転嫁できている	138	27.5%
② あまり転嫁できていない	266	53.1%
③ ほとんど転嫁できていない	97	19.4%
合 計	501	100.0%

○ 岩手県では、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰等の影響を受け、過剰債務や資金繰りに課題を抱える県内中小企業・小規模事業者の倒産を防止し事業継続を支援するため、令和4年度から商工指導団体等に「いわて中小企業事業継続支援センター相談窓口」を設置し、中小企業活性化協議会や信用保証協会等関係機関との連携による事業者の課題解決支援に要する経費等を補助している。令和5年度までは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源に実施してきたが、引き続き支援が必要と認められることから、令和6年度は一般財源により実施することとしたところ。エネルギー価格・物価高騰等の影響や企業倒産の状況等によっては令和7年度以降も支援の継続が求められることから財政措置が必要。

○ また、支援を必要とする事業者に活用されるよう、商工指導団体、金融機関、岩手県信用保証協会をはじめとする「いわて中小企業事業継続支援センター会議」構成機関と連携し、事業の目的や内容の周知、事業計画の策定支援など事業者の実情に応じたきめ細かい金融面の課題解決支援を行っている。

【中小企業者の事業継続支援の取組】

(単位：千円)

事業名	R4 実績	R5 実績	R6 予算
中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助	248,793	357,838	225,000
事業継続伴走型支援事業費補助	118,682	(R5 から再チャレ事業に統合)	
事業費合計	367,475	357,838	225,000

【事業実績】

項 目	R4 (※)	R5
相談件数 (件数はこのべ)	9,059	12,537
専門家派遣	700	813
説明会等開催	58	45

(※) R4 は中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助と事業継続伴走型支援事業費補助の合計

3 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する直接的な支援について

○ エネルギーや物価高騰の影響を受ける中小企業者等の事業継続を支援するため、国の交付金を活用し、支援金支給事業を2回にわたって実施。

<実施概要>

・支給対象者：県内に本店所在地がある法人又は県内に住所がある個人事業主

・支給要件：

ア 対象期間のうち、いずれか1か月の売上がコロナ禍から過去4年間の中の任意の年の同月比で20%以上減少していること

イ 上記アで確認された売り上げが減少した単月に事業のために支払ったエネルギーの単価が前々年同月の単価と比較して増加していること

ウ 事業を継続する意思があること

・支給実績：

第1弾：令和4年10月～令和5年3月

支給実績：法人4,539者、個人6,196者（支給額合計 1,145,500千円）

第2弾：令和5年4月～9月

支給実績：法人4,489者、個人5,715者（支給額合計 1,101,975千円）

○ エネルギーや物価高騰の影響による中小企業等の厳しい経営状況は継続しているが、直接的支援の実施には多額の予算が必要となることから、国の交付金等の財源措置が必要。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

6 物価高騰対策等に係る公共交通事業者等 に対する財政支援

本県においては、バスや第三セクター鉄道等の公共交通事業者等が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や燃料費の高騰等により、経営に大きな影響が生じていることから、本県では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、運行を支援するための交付金により、公共交通事業者等が安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ってきたところです。

公共交通の利用者は、緩やかに回復しているものの、新型コロナウイルス感染症が流行する前の水準まで輸送需要が回復するには時間を要すると見込まれることに加え、原油価格が高止まりしている影響を大きく受けている公共交通事業者等に対し、引き続き経営支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者等が、今後も地域の移動手段を維持し、持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者等に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による輸送需要の低迷や原油価格高騰の影響に直面している鉄道、バス、タクシー、航空の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による影響

(1) 三陸鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 4	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	78,478	108,286	▲29,808	▲27.5%
定 期 外	224,528	356,183	▲131,655	▲37.0%
合 計	303,006	464,469	▲161,463	▲34.8%

イ 4～1月実績 (令和5年度含む)

	R 5 (R5.4~R6.1)	R 4 (R4.4~R5.1)	R 1 (H31.4~R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	75,204	74,797	104,587	407	0.5%	▲29,383	▲28.1%
定期外	217,769	191,847	328,135	25,922	13.5%	▲110,366	▲33.6%
合 計	292,973	266,644	432,722	26,329	9.9%	▲139,749	▲32.3%

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 4	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
定 期	509,322	573,872	▲64,550	▲11.2%
定 期 外	463,455	627,955	▲164,500	▲26.2%
合 計	972,777	1,201,827	▲229,050	▲19.1%

イ 4～1月実績 (令和5年度含む)

	R 5 (R5.4～R6.1)	R 4 (R4.4～R5.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	431,845	435,464	491,496	▲3,619	▲0.8%	▲59,651	▲12.1%
定期外	446,825	378,280	549,377	68,545	18.1%	▲102,552	▲18.7%
合 計	878,671	813,747	1,040,873	64,924	8.0%	▲162,202	▲15.6%

(3) 路線バス (県内の主要な路線バス事業者の3社) の運送収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 4	R 1	増 減	増減率
定 期	692,425	738,075	▲45,650	▲6.2%
定 期 外	3,322,122	4,735,772	▲1,413,650	▲29.9%
合 計	4,014,586	5,473,847	▲1,459,261	▲26.7%

イ 4～1月実績 (令和5年度含む)

	R 5 (R5.4～R6.1)	R 4 (R4.4～R5.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
定 期	665,088	596,925	643,961	68,162	11.4	21,127	3.3%
定期外	3,015,246	2,708,495	4,030,846	306,752	11.3	▲1,015,600	▲25.2%
合 計	3,680,334	3,305,420	4,674,807	374,914	11.3	994,473	▲21.3%

(4) タクシー事業者 (協会加盟社 (個人タクシーを含む)) の旅客運賃収入の状況 (単位：千円)

ア 年度実績

R 4	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
7,077,976	8,875,564	▲1,797,588	▲20.3%

イ 4～1月実績 (令和5年度含む)

R 5 (R5.4～R6.1)	R 4 (R4.4～R5.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率
6,762,172	5,842,821	7,652,834	919,351	▲13.6%	▲890,662	▲11.6%

(5) いわて花巻空港の利用者数 (単位：人)

ア 年度実績

R 4	R 1	R1 比増減	R1 比増減率
380,706	485,002	▲104,296	▲21.5%

イ 4～1月実績 (令和5年度含む)

R 5 (R5.4～R6.1)	R 4 (R4.4～R5.1)	R 1 (H31.4～R2.1)	前年同期 増減	増減率	R1 同期 増減	増減率

405,105	317,816	435,960	87,289	127.5%	▲30,855	92.9%
---------	---------	---------	--------	--------	---------	-------

<国内定期便の運航状況> (令和6年2月29日現在)

路線	運航状況
札幌線	通常：2往復4便/日
名古屋線	通常：3往復6便/日
大阪線	通常：4往復8便/日
神戸線	通常：1往復2便/日
福岡線	通常：1往復2便/日

<国際定期便の運航状況> (令和6年2月29日現在)

便名・航空会社	運航状況(運休前)	運休期間	備考
台北線・タイガーエア台湾	週2往復4便(水・土)	R2.3.4~R5.5.9	R5.5.10~運航再開
上海線・中国東方航空	週2往復4便(水・土)	R2.2.8~当面の間	運航再開時期は未定

2 県の公共交通事業者等に対する支援(令和5年度)

公共交通事業者等が安全かつ安定した運行を維持・確保するための交付金等を交付

- ・ 三陸鉄道運行支援交付金 180,000千円(定額)
- ・ バス事業者運行支援緊急対策交付金 284,004千円(25.2万円/台)
- ・ タクシー事業者支援緊急対策交付金 111,645千円(3.5万円/台)
- ・ 三陸観光バス運行支援事業費補助 11,410千円(5万円/台(三陸泊)、2万円/台(三陸以外泊))
- ・ 貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金 50,680千円(8万円/台)
- ・ 貸切バス・貸切タクシー利用促進事業 42,901千円(7.5万円/台(貸切バス)、3万円/台(貸切タクシー))

3 燃料費等の推移

(1) 三陸鉄道 (単位：千円)

R1	R2	R3	R4	R5(見込)
65,842	55,864	78,942	100,386	95,636

(2) IGR (単位：千円)

R1	R2	R3	R4	R5
76,293	70,107	76,203	106,651	106,901

(3) 路線バス

岩手県の主要3社の一般乗合運送事業における燃料油脂費のキロ当たり単価

(単位：円)

R1	R2	R3	R4	R5
38.24	34.12	36.72	45.45	47.05

※ バス事業年度であること(前年度10月から当該年度9月)

(4) タクシー

岩手県のオートガス価格 (単位：円/リットル)

R1.5	R2.5	R3.5	R4.5	R5.5
83.2	74.5	87.8	111.0	101.9

出典：オートガス市況調査(石油情報センター)

4 課 題

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油価格の高騰により、輸送需要の低迷が続く地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者等の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室
商工労働観光部 観光・プロモーション室

7 物価高騰及び新興感染症等への対応に向けた医療機関、社会福祉施設等への支援

電力・ガス・食料品等の物価高騰や新興感染症への対応や適切な賃上げを行いながら、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公的価格の改定等による医療機関、社会福祉施設等への支援について

国が定める公的価格等により経営を行う医療機関及び社会福祉施設等については、食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費等の値上げが継続するなど大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられているほか、従事者の賃金についても民間企業との格差の拡大が懸念されることから、患者・利用者等に安心・安全で質の高い医療・介護・福祉サービスを提供し、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公的価格の改定や必要な財政措置を行うなど国において早急に支援対策を講じるよう要望します。

2 安定的なサービス提供体制等の確保に向けた財源措置

新型コロナウイルス感染症への対応において、介護サービスや障害福祉サービス提供体制等を継続して確保するための事業の実施により、地方負担が発生したことから、新興感染症危機発生に際しては、国が全額財源措置を講ずるよう要望します。

また、令和6年度介護、障害福祉サービス等報酬改定において、高齢者施設や障害福祉施設等における医療機関との連携体制確保などの感染症対策に係る取組に関する加算が新設されましたが、依然として新型コロナウイルス感染症に係る消毒、衛生用品の購入等のかかり増し経費について、事業所における費用負担が継続していることから、国において必要な措置を講ずるよう要望します。

3 介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に対する支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫したことから、新興感染症危機発生に際しては、国において支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公的価格の改定等による医療機関、社会福祉施設等への支援について

○ 本県の物価高騰支援対策

- 物価高騰に係る事業者への支援については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰により、光熱費・燃料費が高騰している医療機関等の負担を軽減するため、支援金の給付を行ってきた。

<第1弾：令和4年度（受付期間：2/1～3/20）>

支給対象	<医療分> 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	<介護・福祉分> 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系）、救護施設、児童養護施設等
財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国 10/10）
支給決定額	761,810 千円

<第2弾：令和5年度第1回（受付期間：5/29～7/14）>

支給対象	<医療分> 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	<介護・福祉分> 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（国 10/10）
支給決定額	554,641 千円

<第3弾：令和5年度第2回（受付期間：1/5～2/29）>

支給対象	<医療分> 病院、診療所、助産所、薬局、按摩並びに鍼、灸及び柔整を実施する事業者
	<介護・福祉分> 介護サービス事業所・施設（通所系、入所系、訪問・相談系。ただし、予防を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所（通所系、入所系、訪問・相談系）、救護施設、児童養護施設等
財源	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）
支給予算額	898,863 千円

<令和5年度第2回の具体の支援額>

医療機関等

- ・ 病院、有床診療所
1 医療機関あたり 200,000 円 + (20,400 円 × 病床数)
※1 特別高圧を受電する医療機関への加算支援金:1床当たり 23 千円
※2 県・市町村立除く ※3 病床数から休床病床除く
- ・ 無床診療所 (医科、歯科)、助産所
1 医療機関あたり 100,000 円
- ・ 薬局
1 事業所あたり 15,000 円
- ・ 按摩、鍼、灸、柔道整復
1 医療機関あたり 33,000 円 ※自由診療のみ事業者除く

社会福祉施設等

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業所等 ・ 通所系 1 事業所あたり 100,000 円 ・ 入所系 定員 1 名あたり 10,000 円 ・ 訪問・相談系 1 事業所あたり 30,000 円 ■ 救護施設
定員 1 名あたり 10,000 円 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス事業所等 ・ 通所系 1 事業所あたり 90,000 円 ・ 入所系 定員 1 名あたり 10,000 円 ・ 訪問・相談系 1 事業所あたり 30,000 円 ■ 児童養護施設等
定員 1 名あたり 10,000 円 |
|---|---|

- 全国知事会においても、予断を許さない物価高騰への追加対策に向けた提言・要望活動実施済み。(全国知事会 暮らしの安心確立調整本部 令和5年3月9日提言)
- 県内関係団体等からも医療機関、社会福祉施設等における物価高騰への支援拡充の要望あり。
 - ・ 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会、高齢者福祉協議会、障がい者福祉協議会及び児童福祉施設協議会 (令和5年9月14日)
 - ・ 岩手県介護老人保健施設協会、岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会、いわて地域密着型サービス協会 (令和5年12月27日)
 - ・ 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会との意見交換会 (令和5年8月9日)
 - ・ 岩手医療労働組合連合会及び岩手県社会保障推進協議会 (議会請願) (令和5年12月4日)
 - ・ 岩手県母親大会実行委員会 (令和5年12月21日)
- 民間企業との賃上げ率の対比
 - ・ 医療機関、社会福祉施設等における令和6年度報酬改定では、物価高騰や職員賃上げのための増額改定がなされ、令和6年度 2.5%、令和7年度 2.0%のベースアップに対応した改定となっているが、民間企業における令和6年度春闘においては全体で 5.24%の賃上げとなっており、医療機関等と民間企業との差が拡大することにより、人材確保が一層困難になることが懸念される。

<医療機関、社会福祉施設等と民間企業との賃上げ率の対比>

	医療機関、 社会福祉施設等 報酬改定	民間企業 春闘	(参考) 医療機関における賃上げ率	
			定期昇給	報酬改定 +定期昇給
R6	2.5%	5.24%	1.5%	4.0%
R7	2.0%	-	-	2.0%

※ 医療機関における R6 の定期昇給率は、直近の調査である、医療機関における賃金引上げの状況に関する調査 (R5.4.17、日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会 三団体合同調査) による。

<医療機関と民間企業との有効求人倍率の対比>

令和6年3月時点で保健医療サービスの有効求人倍率は3.13と、全職業計の1.17の2倍以上の状況であり（求職者に対して求人の方が多い）、人材確保に困難を来しているところ。

2 安定的なサービス提供体制等の確保に向けた財源措置

- 地域医療介護総合確保基金の介護分が平成27年度から措置されたところであるが、当該基金の3分の1は地方負担となっており、今後においても基金による事業を安定的に進めるためには、地方負担の増にならないよう、財源を確保することが必要。
- 高齢者施設等への支援においては、地域医療介護総合確保基金を活用した事業メニューの追加や支援内容が拡充され、事業の実施に際して必要となる財源について、更なる地方負担が生じた。
- 障害福祉サービス事業所等への支援においては、令和2年度の事業は国庫10/10の事業が多かったが、令和3年度国当初予算事業は国庫補助率が2/3に低下するとともに、県負担分の1/3に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当不可とされ、県の一般財源負担が多く生じたところ。

その後、令和3年度国補正予算事業は、1/3の県負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当可とされたが、令和4年度は、令和3年度繰越分のみ充当可とされており、県負担額が発生した。

- 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策やコロナ対策により、新規事業や事業の拡充に伴い、事業実施に際して必要となる財源について、地方負担が生じたことから、次の感染症危機発生に際しては、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税または新たな支援制度の創設等による適切な財政措置が必要。
- 令和6年度介護報酬改定の内容
 - ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
 - ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
 - ・ 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
 - ・ 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等の評価
- クラスター発生施設等の業務継続を支援するため、感染症が発生した際に生じるかかり増し経費に対する補助を実施してきたところであるが、当該補助については、令和6年3月末で終了。（令和6年度予算においては、令和5年度に生じた費用に係る補助を実施）

<介護サービス事業等への補助実績>

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した高齢者施設等に対し、必要なサービスを継続して提供するために必要な消毒、衛生用品の購入等のかかり増し経費について支援を行ってきた。

令和4年度 補助件数：241件 補助額：481,922千円

令和5年度 補助件数：269件 補助額：1,285,649千円

3 介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に対する支援の充実

- 新型コロナウイルス感染症蔓延時において、クラスターの発生等により一時的に事業の休止等を行った事業者に対する減収補填の制度がなく、事業者の経営を圧迫したことから、国において支援策を講じるよう要望するもの。
- 減収額については、事業規模や休止期間等により異なるが、令和5年度介護事業経営実態調査の結果によると、デイサービスセンターの1か月あたりの平均的な介護料収入は、延べ利用者数585人で509万円となっていることから、同等規模の事業所が1か月間すべて事業を休止した場合、500万円程度の減収となるものと考えられる。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、健康国保課、長寿社会課
障がい保健福祉課、地域福祉課

8 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

地方公務員の定年については、国の職員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても条例改正を行い、令和5年4月1日から段階的に定年を65歳まで引き上げることとしています。定年引上げ期間中の新規採用職員について、継続的な職員採用を行うため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を講じること。

【現状と課題】

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員の定年を引き上げること等を内容とした「国家公務員法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日から施行され、段階的に職員の定年が引き上げられる。

地方公務員の定年についても、地方公務員法に「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」と規定されていることから、本県においても条例を改正し、令和5年度から下記の通り、国家公務員と同様のスケジュールで段階的に定年を引き上げることとしている。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- これまで本県では、新規採用者の採用予定数を、定年退職者などの退職者数を考慮して決定してきたところであるが、定年を段階的に引き上げる期間中については、2年に1度定年退職者が生じない年が発生するため、職員数を一定にすることを前提とした場合、新規採用者数が1年ごとに大幅に減少することとなる。

《参考》知事部局における定年退職者見込数（令和5年4月1日現在）

年度	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
定年退職者数	0	129	0	130	0

年度	令和10年度末	令和11年度末	令和12年度末	令和13年度末	令和14年度末
定年退職者数	121	0	107	0	150

- 新規採用者数が減少することで、職員の年齢構成に偏りが生じ、公務組織における新陳代謝の維持や知識、技術、経験等の継承・蓄積が困難となること、計画的な人員配置・人材育成が困難となること等、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがあることから、一時的な総職員数の増加を行いながら、継続的に新規採用者数を確保していく必要がある。

令和4年度、総務省が設置した研究会である「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」においても、同様の見解が取りまとめられている。

《参考》「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会報告書(概要)」【抜粋】

定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方

1 行政サービスの質の確保のため、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用者を継続的に確保することが必要

- 定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことから、定員が一定であれば、新規採用者数が年度によって大幅に変動する可能性があり、その結果、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、専門的な知見の世代間の継承や計画的な人事配置・人材育成等が困難となり、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できなくなるおそれがある。
- 採用活動の中で、地方公共団体にとっての適切な人材を確保する観点や、地方公務員を志望する者を安定的に確保する観点からも、採用者数を一定程度平準化することが望ましい。

2 新規採用者数の検討をはじめ、中長期的な観点から定員管理を行うことが必要

- 定年退職者が2年に一度しか生じず、モデル団体の調査結果を踏まえた職員の年齢構成への影響等を考慮すると、多くの団体で行われている、「毎年の退職者を補充する採用」とは異なる対応も必要と考えられることから、職種ごとに定年引上げによる中長期的な定員の推計を行い、計画的に定員管理に取り組むことが重要
- 定年引上げは令和5年4月から実施されるが、制度完成まで約10年かかることを踏まえ、10年程度を見越して定員管理を行うことが必要
- 令和6年4月の採用（3月末の定年退職者がいない中で迎える採用）に係る計画を策定するまでに、中長期的な定員管理について検討すべき。

⇒ 必要な新規採用者数を検討する上でのポイント（次頁以降）

3 業務量に応じた適正な定員管理であることの説明が必要

- 定年引上げ期間中においても、「事務事業を効果的・効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置する」という定員管理の視点が求められる。
- 定年引上げに伴い、職員数が一時的に増員となる場合であっても、業務量等の変化や見通しと定年引上げ期間中の定員の変化をつまぐ連動させ、住民の理解が得られるような工夫と説明を行う必要がある。

2

- 新規採用者を継続的に採用するため、退職者数を複数年度にわたり平準化して採用数を一定に保つこととしているが、この場合、一時的に総職員数が増加するため、人件費の増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。

《参考》直近2年の正規職員の採用状況

年度	令和5年度	令和6年度
正規職員採用数	144人	109人

《参考》「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会報告書」【抜粋】

(検討例 1) 新規採用者数を2年間で平準化する場合

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	計
前年度末の退職者数等(定年退職者なし)	20		20		25		25		25		115
前年度末の退職者数等(定年退職者あり)		40		30		40		35		40	185
新規採用者数	20	40	20	30	25	40	25	35	25	40	300

R6の定年退職者+普通退職者等+再任用職員の増減
R5の普通退職者等+再任用職員の増減



年齢構成の偏りを抑制するため、新規採用者数を平準化

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	計
2年間の新規採用者数の計	60		50		65		60		65		300
平準化した場合の新規採用者数	30	30	25	25	33	32	30	30	33	32	300

一時的な定員の増(累計)	+10	±0	+5	±0	+8	±0	+5	±0	+8	±0	±0
--------------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



平準化の際、新規採用者数を前倒しで計上した年度においては、一時的に職員数が増員となるが、調査対象の最終年度である令和15年4月までに元の水準となる。(2年ごとに元の水準となる。)

- また、県内市町村においても、県と同様、財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】 総務部 人事課
ふるさと振興部 市町村課

9 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日から施行されています。

改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、この制度を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

制度の適正かつ円滑な実施に向け、令和6年度からの勤勉手当の支給や令和4年10月からの短時間勤務職員の地方公務員共済組合への加入など制度改革に伴う適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応するため、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

【現状と課題】

- 会計年度任用職員制度の施行に対応するため、令和2年度政府予算において、総額1,738億円の地方財政措置が行われたほか、令和3年度政府予算においては、期末手当の支給月数の増に対応した総額664億円の増額、令和6年度政府予算においては、勤勉手当の支給に対応した総額1,810億円の増額が行われたところ。

(総務省「令和2年度地方財政対策の概要」(抜粋))

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費(単独)等に計上

- | | |
|--------------|---------|
| ・ 一般行政経費(単独) | 1,690億円 |
| ・ 公営企業繰出金 | 48億円 |

(総務省「令和3年度地方財政対策の概要」(抜粋))

15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費(単独)等を増額

- ・ 一般行政経費(単独) 651億円
- ・ 公営企業繰出金 13億円

(総務省「令和6年度地方財政対策の概要」(抜粋))

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

○ 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

- ・ 給与改定に要する経費 3,300億円程度
- うち会計年度任用職員分 600億円
- ・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費 **1,810億円**

○ 本県の令和6年度当初予算における会計年度任用職員の職員数及び予算の状況は下記のとおりである。

	職員数(人)			給与費(億円)			共済費(億円)	合計(億円)
	うちフルタイム	うちパートタイム	うちパートタイム	給料・報酬	職員手当	うち勤勉手当		
普通会計	3,224	235	2,989	43.5	14.7	5.9	8.7	66.9
企業会計	2,257	1,160	1,097	72.3	30.1	8.1	16.8	119.2
総計	5,481	1,395	4,086	115.8	44.8	14.0	25.5	186.1

○ 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、令和2年4月1日から施行している。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(平成29年8月23日付総務省自治行政局公務員部長通知)」を踏まえた内容となっている。

	第1号会計年度任用職員(パートタイム)	第2号会計年度任用職員(フルタイム)
給料・報酬	・ 報酬 ※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める	・ 給料
手当等	・ 期末・勤勉手当(任期6月以上が対象) ・ 通勤に係る費用(費用弁償) ・ 超過勤務手当、特殊勤務手当等に相当する報酬	・ 期末・勤勉手当(任期6月以上が対象) ・ 通勤手当 ・ 超過勤務手当、特殊勤務手当 等 ・ 退職手当(フルタイム勤務18日以上ある月が引き続き6月を超える職員が対象)

- 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に対する期末手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入などが必要となっているが、令和4年10月からは、短時間勤務の会計年度任用職員が地方公共団体の加入対象となったことによる財政需要が増加（令和7年度までに約2.2億円）しているほか、令和6年度からは、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることによる財政需要の増加（1年度当たり約14億円）が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。
- また、県内全市町村においても会計年度任用職員の勤務条件等を定めるための条例等を整備し、令和2年4月1日から制度を施行しているところであり、県と同様、今後においても財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】 総務部 人事課
総務事務センター
ふるさと振興部 市町村課

10 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、「岩手県公共施設等総合管理計画」及び東日本大震災津波からの復旧・復興の進捗も踏まえた個別施設計画を策定し、施設の更新や長寿命化、配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点に立った公共施設等の適正な管理を推進しているところです。

今後、施設等の老朽化が一層進行する中で、適切に管理を実施し、次世代に大きな負担を残すことなく、良好な状態で引き継いでいくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、今後、高度成長期から昭和50年代に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が見込まれ、また、個別施設計画や今後策定予定の令和7年度からの次期公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正管理をより一層推進していくこととしています。このことから、地方財政計画に公共施設等の適正な管理を推進するために必要な経費を確実に計上するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の対象について、公共用施設に加え、公用施設にも拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 公共施設等総合管理計画

- 平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定。現行の計画期間が令和6年度までのため、今後、令和7年度からの次期計画を策定予定。
- 個別施設計画は、全22施設類型全てで策定済み。

2 公共施設等適正管理推進事業債の活用見込み

- 令和6年度は、集約化・複合化、長寿命化等の各事業で約3億円を起債予定。
- 令和7年度以降も、道路等インフラの長寿命化など、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の継続が必要となる。

3 公用施設における地方債の活用見込み等

- 令和6年度は、公用施設の改修等の事業で約10億円の一般財源負担が生じる。
- 総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の対象を公用施設にも拡充することが必要。

【県担当部局】 総務部 財政課、管財課

11 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法や大規模災害からの復興に関する法律に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興支援技術職員派遣制度の効果的な運用、派遣要請を行う窓口の一元化など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう要望します。

また、災害対策基本法に基づき被災団体から支給される災害派遣手当について、地方自治法に基づく中長期派遣職員との均衡を踏まえ、発災直後の厳しい環境下で危険性や困難性の高い業務に従事している短期派遣職員に対しても支給できるよう、制度の見直しを要望します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限の在り方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、相続登記未了の土地に係る用地取得手続等に多大な時間と労力を要したため、移転元地の集約が進まず、一体的な利活用が困難な地域が生じた経緯があります。

このことから、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、土地等の私有財産の制限の在り方などについて、更に検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」という。）についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度の創設や被災地域の実情に即した現行手続の柔軟な運用を要望します。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

平成 23 年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災津波の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成 27 年度で終了しましたが、このような災害時医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものです。

冬季に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路への積雪により、雪道に不慣れな地域の支援チームの活動に一定の影響があったところです。

国では、災害拠点病院のDMA Tを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、特に冬季の大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であり、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成に取り組む機関を適切に支援する、恒久的かつ充実した制度の構築を要望します。

4 個人の二重債務解消に向けた支援

東日本大震災津波等の災害における経験・教訓を踏まえ、頻発・激甚化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波等大規模被害が予想される災害に備えるため、被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないように、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うよう要望します。

5 消防防災分野における研究開発の充実

火災や自然災害などの教訓から得られた知見や新たな技術を活用し、住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するための調査・研究に取り組むことが重要であり、大規模な林野火災を含む消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発等を充実するよう要望します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 総務省では職員派遣の企画調整を行う応援派遣室を設置（H31.4）。
- 全国知事会や全国市長会・全国町村会による現行スキームの派遣とは別に、令和2年度から技術職員（職種：土木、建築、農業土木、林業）の中長期派遣に係る復旧・復興技術支援職員確保システム（令和3年4月、復旧・復興支援技術職員派遣制度に名称変更）が導入されているもの。
- この制度は、平常時には市町村支援業務等に従事し、大規模災害時には被災自治体に中長期派遣される技術職員を都道府県等が雇用（地方交付税措置あり）するもので、全国的な派遣調整は総務省等が行う。
- 一方で、今般の令和6年能登半島地震における派遣要請に当たっては、複数ルートでの要請が随時行われており、職員派遣の可否を検討する都道府県及び市町村において、スムーズな派遣計画の策定には、派遣要請窓口の一元化が必要な状況。
- 令和5年度からは、復旧・復興支援技術職員派遣制度の見直しにより、地方交付税措置の要件が緩和された。
- 一方、災害対応にあたっては、保健師などの専門職員も業務に対応していること、土木職をはじめとした専門職員の人員確保そのものが困難な状況にあることなどから、対象職種の拡大など、より自治体の実情に即した見直し等が必要。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》

（各年度4月1日現在）

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
R2	174人	19人	46人	130人	369人	▲46人
R3	189人	0人	13人	130人	332人	▲15人
R4	148人	0人	11人	136人	295人	▲13人
R5	144人	1人	1人	169人	315人	▲9人
R6	109人	9人	0人	129人	246人	▲22人

《市町村における職員確保状況》

（各年度4月1日現在）

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
R2	320 人	320 人	0 人	100.0 %
R3	73 人	72 人	▲1 人	98.6 %
R4	36 人	32 人	▲4 人	88.9 %
R5	34 人	31 人	▲3 人	91.2 %
R6	18 人	17 人	▲1 人	94.4 %

- 災害派遣手当は、災害対策基本法に基づき災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて被災自治体の区域に滞在することを要するものに対し、当該団体の条例で定める額を支給するものであるが、当該手当の支給に当たっては、自治法派遣としての派遣協定の締結に加え、職員の身分的側面から、派遣職員に対する派遣先団体の併任発令が必要とされている。
- そのため、地方自治法に基づく中長期の派遣職員に対し災害派遣手当が支給される一方で、被災自治体の要請に対応する短期派遣職員に対しては、災害派遣手当が支給できないこととなっている。
- しかしながら、短期派遣職員は、発災直後の二次被害や衛生環境の悪化が懸念される中で、危険性や困難性の高い業務に従事していることから、中長期派遣との均衡上、応分の手当を支給することが必要である。

【参考 1】 災害対策基本法

第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

【参考 2】 災害対策基本法施行令

第 17 条 法第 31 条の規定により [略] 派遣される職員 [略] は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。

第 19 条 法第 32 条第 1 項の災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。

2 復興に要する土地等の私有財産制限の在り方検討

(1) 県の用地取得の状況と国の動き

《用地取得のための権利者調査の状況》（令和 6 年 3 月末現在）

地区数	件数	うち懸案件数					合計
		所有者不明	行方不明	共有・相続未処理 (複数所有者)	抵当権等	重複調整	
157	5,308	34	29	911	743	▲80	1,637

※用地取得が必要な 167 地区のうち、157 地区について権利者調査を実施済。

※市町村事業については、県事業の 3 倍程度の契約件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

○ 国においては、平成 26 年 5 月に東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）が施行され土地収用法等の特例が追加されるなど用地取得の迅速化のための制度改正を行ったほか、所有者不明土地の解消や利用の円滑化に係る関係法令の整備を進めているが、今後起こり得る巨大地震・津波に備え、事業用地取得の迅速化等について、国レベルでの更なる検討が必要。

《土地等の私有財産制限に係る県の要望状況と国の検討状況》

ア 県の要望（平成 25 年 11 月 27 日）

県から「事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望」を提出

① 公益性認定の特例制度の創設

- ・ 高い公益性を有する復興事業について、東日本大震災復興特別区域法に基づき設置される復興整備協議会の同意を得ることにより、土地収用法における事業認定相当の公益性の認定が可能となる制度の創設

② 用地取得の特例制度の創設

- ・ 私有財産との調整手続、補償金の支払手続等を担う、独立性の高い第三者機関の設置
- ・ 事業者が損失補償見積額を第三者機関に予納することをもって、工事着手を可能とすること
- ・ 事業者は損失補償額を第三者機関に納付することをもって、所有権を取得できるものとする

イ 国の動き

(ア) 東日本大震災復興特別区域法の一部改正 (H26.4 成立)

- ・ 事業認定手続の期間短縮 (3 か月→2 か月)
- ・ 収用適格事業の拡大 (50 戸以上→5 戸以上も収用対象) など

(イ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法成立 (H30.6)、一部改正 (R4.11 施行)

- ・ 国等が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
- ・ 都道府県知事が公益性を確認し、一定期間公告し、市町村長の意見を聴いたうえで、都道府県知事が利用権 (上限 10 年間) を設定

(ウ) 所有者不明土地を解消するための関連法案 (R3.4 成立)

○不動産登記法 (一部改正) (R6.4 から順次施行)

- ・ 相続と住所変更等の登記申請の義務付け及び登記手続の簡略化
- ・ 違反した場合の罰則化
- ・ 相続人のうち一人が単独で申請できる制度の創設 など

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 (相続土地国庫帰属法) (R5.4 施行)

- ・ 建物や土壌汚染がなく、担保が設定されていないなどの要件を満たせば、10 年分の管理費相当額を納付のうえで、所有権を国庫に帰属させることが可能

○民法 (一部改正) (R5.4 施行)

- ・ 複数の人が所有する土地や建物の一部で所有者が分からない場合も、裁判所が確認したうえで公告し、残りの所有者が同意すれば改修や売却が可能 など

※ 平成 25 年 11 月「事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望」のうち、

「① 公益性認定の特例制度の創設」→一部反映、「② 用地取得の特例制度の創設」→実現されず

(2) 移転元地の集約における課題

- 移転元地を集約する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
- 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない状況。
- 個人施行の土地区画整理事業は、様々な手続が省略でき、比較的短期間での事業実施が可能であるが、市町村施行の土地区画整理事業と同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
- また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
- 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
- そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度 (※) や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。

※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の 2 / 3 の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

- 平成 28 年熊本地震においては、DMAT 撤収後の各保健所レベルの災害対策本部に DMAT ロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 令和 6 年能登半島地震では、道路への積雪により、雪道に不慣れな地域の支援チームの活動に一定の影響があったため、特に冬季の大規模災害時に必要とする災害医療人材の確保が必要。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、平成 23 年度から文部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティクス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害時医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27 年度）
- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院の DMAT を中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害時医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害時医療人材の育成に継続して取り組むことが必要。
- 平成 28 年度から令和 5 年度は、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続した（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施を見送り。）が、このような全国レベルの災害時医療人材の育成は、将来発生が予想されている大規模災害に備えるため、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

4 個人の二重債務解消に向けた支援

- 恒久的住宅へ移行したものの、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題を抱え生活再建が困難になるケースが発生している状況。
- 被災者の債務整理は、一定の要件（債務者の財産や収入、債務総額、家計の状況を総合的に判断）を満たし、借入先の同意が得られた場合に成立するため、その件数が少ない状況。

〔全国における債務整理の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）〕

項目	個別相談件数	債務整理成立件数	うち岩手県分
			件数
件数	5,980 件	1,373 件	365 件

（一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関公表資料）

※ 1 個別相談件数の県別の内訳は非公表

※ 2 東日本大震災津波に係る相談件数及び成立件数については令和 3 年 4 月以降は非公表

- 債務整理の成立には債権者全ての合意が必要となっていることから、私的整理にまかせることなく、法整備を求める請願が岩手県議会に提出され、平成 25 年 7 月 9 日に採択、同日付で国に意見書が提出されたところ。

5 消防防災分野における研究開発の充実

- 令和 6 年 4 月 20 日に宮古市で大規模な林野火災が発生し、人的被害はなかったものの、約 180 ヘクタール（調査中）の林野被害が発生している。

- 4月28日の火災鎮火日においては、消防署員や消防団員等の地上部隊が立ち入れない区域の鎮火について、県の防災ヘリコプターで上空から焼損箇所を偵察し、熱画像直視装置（赤外線カメラ）で確認したが、例えば、落ち葉等の堆積物が多くある箇所について、より深部まで熱源を確認できる機材等があれば、再出火の事態を避けることができ、住民の安全・安心に寄与することが期待されるものである。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課
総務部 人事課
復興防災部 復興推進課、復興くらし再建課
消防安全課
保健福祉部 医療政策室

12 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、令和6年度予算においては、関係10府省庁所管の57の交付金・補助金について、交付の判断に当たり、重点配分、優先採択等の重点化を行っていただいているところです。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることから、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

「第2期岩手県国土強靱化地域計画」及び市町村の国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組、特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等の財源について、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係 10 府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における令和 5 年度活用実績及び令和 6 年度の活用見込み

年度	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（見込み）
件数	902 件	1,285 件
事業費総額	405 億円	701 億円
補助金・交付金総額	221 億円	374 億円

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和 6 年度の補助金・交付金総額は内定額。

2 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進

- 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であり、本県においては、令和 3 年度末までに全ての市町村で地域計画を策定。
- 市町村における国土強靱化地域計画施策の着実な推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

3 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」

- 国では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、総事業費約 7 兆円の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を実施し、本県においては、防災・安全交付金や農村地域防災減災事業等を活用。
- 令和 3 年度から令和 7 年度にかけて、総事業費約 15 兆円の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を実施することとしており、本県においては、防災・安全交付金や道路事業費補助等を活用見込み。

年度	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（見込み）
件数	214 件	274 件
事業費総額	158 億円	218 億円
補助金・交付金総額	84 億円	113 億円

※ 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の令和 5 年度活用実績及び令和 6 年度の活用見込み。

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和 6 年度の補助金・交付金総額は内定額。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

13 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火の教訓を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山避難計画の周知等、自治体が行う火山防災対策について、財政支援の強化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。
- また、活動火山対策特別措置法の改正により、3火山の周辺市町は、平成28年2月に火山災害警戒地域に指定され、同年3月に、法定協議会として火山ごとに火山防災協議会を設置。

区分	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
火山災害警戒地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

2 栗駒山の火山ガス（硫化水素）濃度観測について

- 県では、令和元年度から、栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度が高いことに対する登山道の安全対策として、登山道の一部区間の立入禁止措置を行っているほか、火山ガス濃度の連続観測について、県単独で岩手県立大学へ委託して実施しているところ（県自然保護課）。
- 気象業務法（昭和27年法律第165号）において、火山現象に関する観測網の確立は気象庁長官の任務とされていることから、栗駒山の火山ガス濃度観測についても国が火山現象として一体的に実施すべき旨、栗駒山火山防災協議会から指摘されている。
- なお、気象庁からは、「気象庁が行っている火山ガス観測は、噴火警報の発表判断のための火山活動の評価を目的としたものであり、周辺に居住地域がない場合、火山ガス自体の危険性を把握するための観測は行っていない。」旨の説明を受けているところ。

3 各火山の避難計画の策定状況等

活火山	影響を受ける市町	火山ハザードマップ	火山避難計画	火山防災マップ
岩手山	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	平成10年10月作成	平成30年3月作成	平成10年10月作成 (平成31年3月改定)
秋田駒ヶ岳	雫石町	平成15年2月作成	平成27年12月作成	平成15年2月作成 (平成25年2月改定)
栗駒山	一関市	平成30年3月作成	平成31年3月作成	令和3年8月作成

4 本県の今後の動き

今後予定している本県の火山防災対策の更なる推進のため、国が主体となって、火山ガス濃度測定を含めた火山の観測体制の充実・強化を図るとともに、火山周辺地域における避難計画の策定を推進するため、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、更なる財政支援が必要。

(今後予定している本県の火山防災対策)

- 栗駒山の登山道の安全対策の検討・実施 [栗駒山火山防災協議会]
- 地域住民等に対する火山避難計画の周知及び避難促進施設の指定に向けた取組の実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会]
- 火山活動の状況を注視し、必要な火山防災対策を実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会、秋田駒ヶ岳火山防災協議会]

5 令和6年度当初予算

区分	予算額(千円)
火山防災対策関連予算	3,624
① 岩手山等の火山活動観測調査	(978)
② 岩手県の火山活動に関する検討会	(347)
③ 岩手山火山防災協議会	(513)
④ 栗駒山火山防災協議会	(1,686)
⑤ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会	(100)

- 活動火山対策に係る特別交付税措置

活動火山対策に要する経費のうち、次の算式により算定した額

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

A : 国の補助金等を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費

B : 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費

※ 岩手県は現在B(単独事業)のみを実施していること。

【県担当部局】復興防災部 防災課

14 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策として汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには避難所設置に伴う関連設備の整備をはじめとする被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与について、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、被災自治体が必要と認めて実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実に行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。
- また、災害により公共下水道が破損した場合等において、避難所の衛生環境を確保するため、合併処理浄化槽が必要となることも考えられることから、災害時に限り認められる整備区域外への合併処理浄化槽の設置等に係る経費についても同様の財政支援が必要。

(国における主な支援措置)

- ・ 災害廃棄物処理(環境省補助金、補助率 1/2)
 - ・ 宅地に堆積した汚泥、流木等の処理(環境省補助金又は国交省補助金、補助率 1/2)
 - ・ 災害救助費(普通税収見込額に応じて国庫負担率が変動(1/2~9/10))
 - ・ 被災者生活再建支援金(1/2 国庫負担)
- (浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の設置(環境省交付金) ※整備区域外は対象外)

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

- 東日本大震災津波においては、災害公営住宅の建設など、住宅再建の進展による応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅(賃貸型応急住宅)の貸主の事情等により、やむを得ず他の応急仮設住宅へ転居を求める場合等の移転費用を、被災市町村又は県が負担してきたところであるが、このような場合等にあっては、被災者の居住環境を確保しながら供与を継続するために必要な費用として、災害救助費の対象とすることが適当である。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興くらし再建課

15 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

近年、大雨等による災害により、地域限定的に深刻な災害が多数発生しており、被災者の生活再建に向けた負担を軽減するための対策が必要となっており、被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、法に基づく救済が被災者に対して平等に行われることが必要であることから、制度の要件緩和と拡充について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

(1) 被災者生活再建支援制度が適用された市町村の被災者と同様の被害を受けたにもかかわらず、適用対象外となる被災者が生じることのないよう、全ての被災市町村を適用対象とするよう要望します。

また、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の支給金額を、工事単価の上昇に対応して増額するとともに、損害の割合に関わらず住宅半壊世帯全てを支給対象とするなど、支給範囲を拡大するよう要望します。

(2) 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援制度の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災津波の対応と同様に、都道府県負担の軽減措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災者生活再建支援制度が適用される要件について

- 次のとおり主に市町村単位で要件が設定されており、適用対象市町村の隣接地域など、同様の被災状況であっても居住地によっては支援を受けられない場合があること。

[要件]

- ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち、第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 被災者生活再建支援金の支給額及び支給範囲について

- 支給額は全壊の場合で、300万円が上限であるが、住宅建設費が上昇傾向にあり、住宅再建への支援としては不十分。

[岩手県における1㎡当たり工事予定額の推移]

(単位：万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
工事費予定額(万円)①	13,942,064	12,599,307	10,292,252	11,136,302	11,497,388
床面積の合計(㎡)②	778,913	698,110	572,249	618,852	586,198
1㎡当たり工事予定額①/②	17.90	18.05	17.99	18.00	19.61

出典：建築着工統計調査（国土交通省）

※上記調査結果の数値を基に算定

- 被災者生活再建支援金の支給範囲の拡充

令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により、損害割合30%以上40%未満の世帯を「中規模半壊世帯」として支給対象に追加。

[支給額]

(単位：千円)

項目	・全世帯(損害割合50%以上) ・半壊でやむを得ず解体した世帯 ・長期避難世帯		・大規模半壊世帯 (損害割合40%以上50%未満)		・中規模半壊世帯 (損害割合30%以上40%未満)	
	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金	基礎支援金	加算支援金
建設・購入	1,000	2,000	500	2,000	—	1,000
補修		1,000		1,000		500
賃貸(公営住宅以外)		500		500		250

3 被災者生活再建支援金支給補助金について（県単独事業）

- 国の被災者生活再建支援金の対象外の世帯に対し、市町村が独自に支援金を支給する場合に県単独の補助を実施している。

〔支給範囲及び支給額〕

- (1) 国の制度が適用されない市町村に居住する被災世帯は国の制度と同額
- (2) 国の制度の対象外となる被災世帯に対し、半壊世帯200千円、床上浸水世帯50千円を支給。

〔支給実績〕

災害名		平成25年7月大雨・洪水 平成25年8月大雨・洪水 平成25年台風第18号災害	平成28年台風第10号災害	令和元年台風第19号災害	
被災者生活再建支援法の適用の有無		無	有（県全域）	有（宮古市、久慈市、釜石市、山田町）	
支給状況	全壊	世帯数	13 世帯	—	6 世帯
		支給額	28,000 千円	—	12,250 千円
	大規模半壊	世帯数	27 世帯	—	5 世帯
		支給額	36,625 千円	—	6,750 千円
	半壊	世帯数	193 世帯	1,623 世帯	594 世帯
		支給額	36,768 千円	295,350 千円	109,000 千円
	床上浸水	世帯数	271 世帯	44 世帯	143 世帯
		支給額	12,775 千円	1,975 千円	6,538 千円
計	世帯数	504 世帯	1,667 世帯	748 世帯	
	支給額	114,168 千円	297,325 千円	134,538 千円	

※1 県内すべての被災世帯が被災者生活再建支援金の対象となるため、支給せず。

※2 被災者生活再建支援法が適用された宮古市、久慈市、釜石市、山田町以外に居住する世帯を対象に支給したものの。

- 支給範囲の拡大については、全国知事会も国に対して要望（令和4年7月29日付け「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」のうち、「大規模災害への対応力強化に向けた提言」）。

4 被災者生活再建支援金の財源について

- 被災者生活再建支援金は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、各都道府県が支給事務を（公財）都道府県センター委託して支給。

〔支援金の負担割合〕

項目	国	都道府県（基金）	基金拠出金の財源
東日本大震災以外の災害	1/2	1/2	地方債100%（後年度の元利償還金の80%が普通交付税措置）
東日本大震災津波	8/10	2/10	※平成23年度拠出分 震災分：当年度特別交付税100% 通常分：当年度特別交付税95%、地方債5%

5 能登半島地震における地域福祉推進支援臨時特例給付金の状況について

石川県において、被災者生活再建支援金に上乗せする給付として、国が予備費を活用して予算化した地域福祉推進支援臨時特例交付金（約61億円）を活用した「地域福祉推進支援臨時特例給付金」を実施。

○ 地域福祉推進支援臨時特例給付金（財源：国庫4/5、県負担1/5（うち80%を特別交付税措置））

(1) 支援対象世帯：能登地域の6市町（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市）において、半壊以上の被災をした以下の世帯

ア 高齢者や障がい者のいる世帯（プッシュ型給付）

イ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯（今後申請を要する）

①住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯

②家計急変世帯

③児童扶養手当受給世帯

④離職・廃業した人がいる世帯

⑤一定のローン残高がある世帯

(2) 支援内容

	家財	自動車	住宅再建（最大）	
			建設・購入 補修	200万円 (準備中)
全壊	50万円	50万円 (準備中)	賃借	100万円 (準備中)
大規模半壊			建設・購入	200万円 (準備中)
中規模半壊			補修	200万円 (準備中)
半壊			賃借	100万円 (準備中)

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課

16 災害時における要配慮者への支援の充実

本県では、東日本大震災津波の経験から平成25年度に災害派遣福祉チーム（DWA T）を設置し、県内外の被災地において、要配慮者に対する福祉的支援を実施してきました。

国においては、平成26年度に体制整備に係る補助制度を創設いただいて以降、補助制度の拡充や各都道府県を対象とした全国研修の開催、令和4年度には「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置するなど、災害派遣福祉チームの設置及び派遣体制の構築に向け、取組を進めていただいているところです。

しかし、同チームの派遣体制を構築するためには、各都道府県における体制の確保や充実を図る必要があるほか、災害救助法における位置付けが不明確であるなど、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や派遣経費負担等の具体的取扱い等について課題があります。

については、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、必要な経費について災害救助費による支弁の対象であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの派遣体制強化

災害時に避難所等において、要配慮者に対する福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を制度化するとともに、同チームの広域的な派遣調整等を行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」の体制の拡充を図り、広域的な連携体制の強化に向けた取組を推進するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来さないために、引き続き十分な財政措置を行うよう要望します。

3 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

個別避難計画の作成を進めるに当たり、関係者間の連携体制の構築や避難支援関係者の確保等が課題となっていることから、令和5年度に国が創設した市町村へのサポーター派遣制度による技術的支援の継続及び充実に要望します。

(現状と課題)

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるが、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、運用により、避難所の設置に要する経費として災害救助費の対象とされているところであり、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、令和6年能登半島地震においても同様の状況。

2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制強化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成25年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 厚生労働省では平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費の補助を行い、令和2年度及び令和3年度には補助の拡充も行っているが、新たなチーム員の養成研修や事務局体制の充実など、適切なチーム派遣体制を確保するため、十分な財政措置が必要。
- また、令和4年度には、災害派遣福祉チームの広域的な派遣調整等を行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が設置され、今般の令和6年能登半島地震においては、同センターによる広域派遣調整が行われたが、センターの人員体制が十分ではなく、各県からの応援により事務局体制が強化されるまでの間、派遣調整が円滑に進まなかったことから、センターの体制の拡充が必要。

3 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

[個別避難計画の作成状況（令和4年は1月1日、令和5年は10月1日現在）]

項目	市町村数	作成済						未作成		
				全部作成済		一部作成済				
		市町村数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)	
岩手県	令和4年	33	22	66.7	4	12.1	18	54.6	11	33.3
	令和5年	33	30	90.9	3	9.1	27	81.8	3	9.1
[参考]全国 令和5年	1,741	1,474	84.7	151	8.7	1,323	76.0	267	15.3	

出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(内閣府、消防庁)

- 計画の作成に当たっては、関係者（庁内福祉部門、ケアマネジャー等の福祉専門職、民生委員、自主防災組織等）との連携体制の構築や避難支援者の確保、津波災害発生時における避難支援の在り方が課題。
- 市町村では作成手順の整理や関係者との連携体制の構築等のノウハウが不足しており、確実な計画の作成促進のためには、サポーターによる助言等の支援を質（多様な人材）、量（派遣回数）ともに確保した上で継続し、取組全体の底上げを図ることが必要。
- 県では、令和5年度に4市町村を対象にアドバイザーによる助言等を行う個別避難計画伴走型作成支援事業を実施してきたが、同事業が令和5年度で終了したため、今後は、令和5年度に国が創設した、個別避難計画の策定に先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして派遣し、助言等により作成の支援を行う事業について、県内市町村に対し、活用を促していく。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課
復興防災部 復興くらし再建課

17 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

陸上自衛隊岩手駐屯地の部隊は、東日本大震災津波をはじめ令和元年東日本台風災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、本県に欠くことのできない存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害への迅速な対応に加え、北朝鮮ミサイル発射時における対応、大規模なイベントにおけるテロ対策など、国民保護の分野においても重要な役割を果たしており、近年多様化する危機事案から県民生活の安全を守るためには決して欠くことのできない存在であること、また、同部隊は、本県の地域振興に大きく貢献していることから、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するよう要望します。

【現状と課題】

- 令和4年12月に決定された「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において今後の防衛力については、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していくとされているところ。
- 「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については「廃止」、火砲については岩手駐屯地でも方面直轄特科連隊に集約され、令和2年度から岩手駐屯地の定員は180名減とされたところ。
- 岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基盤を担うとともに、岩手駐屯地の部隊は、過去の災害において、多くの被災者を救助するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない重要な存在。
また、岩手駐屯地は、隊員の約8割が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体、三陸防災復興プロジェクト2019やいわて・かまいし防災復興フェスタへの協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。
- そのため、地域に与える影響を考慮し、現員は改編前である令和元年度以前の勢力の維持を求めるもの。

【県担当部局】復興防災部 防災課

18 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ロシアによる侵攻に伴うウクライナ避難民の受入れ及びそれに伴う支援について、国において適切に対応するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ウクライナからの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し、地方自治体においても対応を進めているところですが、避難民の状況の違いにかかわらず、安心して避難生活を送れるよう、国において適切に対応するとともに、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国による継続的かつ確実な財政措置がなされるよう要望します。

【現状と課題】

- ウクライナからの避難民は2,082人（3/31現在・出入国在留管理庁調べ）に上っており、各地方自治体で受け入れている避難民は2,039人（3/31現在・出入国在留管理庁調べ）となっている。本県では、現在避難民の受入れはないが、停戦の見通しは不透明であり、今後、避難民の増加及び避難の長期化の可能性もある。
- 外国からの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し実施しているものであり、受入れに伴う避難民の支援についても国が責任を持って適切に対応すべきものである。
- ただし実際には、国の支援スキームが示される前から受入れが始まったため、本県を含め受入れ自治体においては、各自治体の判断により、独自に支援が実施されているのが現状である。
- 避難民への支援は、当面の生活支援の他、今後避難が長期化する場合には、就労、就学、医療・介護、日本語教育などの支援も必要となる。国においては、これらの支援について、身元引受人の有無等の状況の違いにかかわらず、全ての避難民に責任を持って対応することが必要。（例えば医療費について、身元引受人がない避難民は国が実費を負担するが、身元引受人がある避難民は、国民健康保険の適用となるものの保険料や医療費自己負担分が発生し、差異が生じている。）
- その対応に要する財源についても、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国において継続的かつ確実な財政措置が必要。

(参考1) 国等による生活費等の支援

(1) 身元引受人がいない避難民への支援（出入国在留管理庁）

最長2年。以降は「補完的保護対象者の認定制度」に基づく支援に移行。

一時滞在施設滞在中：生活費 1,000 円/日（11 歳以下半額）等

一時滞在施設退所後：生活費 2,400 円/日（11 歳以下半額）、一時金 160,000 円（15 歳以下半額）等

(2) 身元引受人がいる避難民への支援（日本財団）

渡航費：最大 30 万円、生活費：100 万円/年×最長 3 年、住環境整備費：最大 50 万円/戸

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用（R4.4.28 内閣府事務連絡）

- ・ 交付限度額の算定に関し、避難民受入れ人数を考慮すること。
- ・ コロナ禍における避難民への生活支援等にも当該交付金が活用可能であること。

(参考3) 国によるその他の主な支援

(1) 義務教育・高校等における就学、授業料、指導等の配慮（文部科学省）

(2) 地域日本語教育の推進（文化庁）

(3) ハローワークにおける就労支援（厚生労働省）

(4) 国民健康保険の適用（厚生労働省）

(5) 子育て支援における保育所利用の配慮等（厚生労働省、内閣府）

(6) 公営住宅の目的外使用承認の柔軟対応（国土交通省）

(7) 避難民への支援内容等の随時情報提供（出入国在留管理庁）

(参考4) 県内自治体での受入れ事例

(1) 受入れ先 洋野町

(2) 受入れ人数 4 人（現在は 0 人）

(3) 受入れの経緯

- ・ 洋野町出身のウクライナ在住者（故人）の家族が、洋野町在住の日本人親族を頼りに R4.4.9 来日。
- ・ 日本への渡航費用は受入れ親族が負担。
- ・ 受入れ親族に対して県から翻訳機を貸与済。県、洋野町及び関係機関が連携して、避難民のニーズを把握しつつ必要な支援を検討。
- ・ 4 人のうち 1 人は令和 4 年 11 月に、残る 3 人は令和 5 年 5 月にウクライナに帰国。

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室

19 国際環境の変化を踏まえた万全な対応

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等の発効など、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化しており、本県の基幹産業である農林水産業に影響を及ぼすことが懸念されています。

地域が活力を維持し、更に発展していくためには、情勢が変化する国際環境下においても、競争力のある力強い農林水産業づくりを進める必要があることから、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への万全な対応

農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

2 東日本大震災津波被災地への配慮

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施に当たっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

【現状と課題】

1 CPTPP等の動向

○ 平成30年12月30日にCPTPP^{※1}、平成31年2月1日に日EU・EPA、令和2年1月1日に日米貿易協定、令和3年1月1日に日英EPA、令和4年1月1日にRCEP協定^{※2}がそれぞれ発効。

※1 参加12か国のうち、現時点の発効国は11か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）

※2 参加15か国のうち、現時点の発効国は14か国（日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピン）

【主な合意内容】

	牛肉	豚肉	林産物	水産物
CPTPP	関税を16年目まで段階的に削減 (38.5% ⇒ 9%)	関税を10年目まで段階的に削減(従価税は撤廃) [従量税]482円/kg ⇒ 50円/kg [従価税]4.3% ⇒ 撤廃	[合板等] 関税を段階的に削減し、11年目又は16年目に撤廃 (6.0%等 ⇒ 撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [するめいか]5% ⇒ 撤廃 (11年目)など
日EU・EPA	CPTPPに同じ	CPTPPに同じ	[構造用集成材等] 関税を段階的に削減し、8年目又は11年目に撤廃 (3.9%等 ⇒ 撤廃)	関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃 [さば]10%又は7% ⇒ 撤廃 (16年目)など
日米貿易協定*	CPTPPに同じ	CPTPPに同じ	除外	除外
日英EPA	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ	日EU・EPAに同じ
RCEP協定	除外	除外	CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低い水準	CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低い水準

※ 日米貿易協定は、協定発効時からCPTPP発効国と同じ税率を適用

- CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。

2 CPTPP等による農林水産物への影響

- 国による試算

	CPTPP	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約900～1,500億円	約600～1,100億円	約600～1,100億円
試算対象品目*	33品目	28品目	33品目
公表年月	平成29年12月	平成29年12月	令和元年12月

※ 関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の農林水産物

- 岩手県の試算(国の算出方法に即して機械的に試算)

	CPTPP	日EU・EPA	日米貿易協定
農林水産物の生産減少額	約22～36億円	約15～30億円	約17～34億円
試算対象品目*	19品目	16品目	19品目
公表年月	平成30年2月	平成30年2月	令和2年1月

※ 関税率10%以上かつ県内生産額3千万円以上の農林水産物

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室
農林水産部 農林水産企画室

20 マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保

マイナンバー制度について、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及・定着が進まないこと、国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークを利用した情報連携を安全かつ円滑に運用するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の安全・安定的な運用について

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤であり、マイナンバーカードは、确实・安全に本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」とされています。

マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要ですが、個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組みの構築等に取り組むよう要望します。

2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

3 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 マイナンバー制度の安全・安定に向けた運用について

- 国は、平成26年10月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っている。
- 特にも、令和5年2月までにマイナンバーカードを申請した方を対象としたマイナポイント付与の施策により、全国的にマイナンバーカードの普及が急速に進んだところ。
- マイナンバーカードの県内市町村保有枚数は、令和6年2月末現在872,187枚で、人口に対する保有枚数率は73.3%である。
- マイナンバーカードの利便性向上に向けて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や公金受取口座の登録などが開始されているが、令和5年度には、誤った情報の紐づけが報告されたこと等もあり、マイナンバーカードを利用した取組の中では、利用率が低調なものもある。
- 令和6年度にはマイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始される予定であることから、国においては、引き続きマイナンバーカードの利用についてのメリットや安全性について国民へ丁寧に説明することはもとより、国としてマイナンバーカードの活用にかかる様々な手続きについて、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組み（情報システム）の構築が必要。

2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

- マイナンバー制度に関係する経費は、普通交付税で措置されているほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金により自治体中間サーバの改修等に要する経費が措置されているが、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。

3 情報連携の安全かつ円滑な運用

- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体等、多数の機関の間で安全に実施されるよう、国の責任の下での運営及び監視が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

21 第三セクター鉄道に対する財政支援の充実

鉄道は、旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラですが、その一端を担う第三セクター鉄道においては、設備の老朽化が進行しており、安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっています。

また、沿線人口の減少や燃料費高騰等の影響により、経営状況が一層厳しい状況に置かれています。

については、第三セクター鉄道の維持確保のため、更なる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の充実

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業について、十分かつ確実な予算の確保及び補助率の引上げを行うよう要望します。
- (2) 鉄道事業再構築実施計画に基づき三陸鉄道が実施する設備の整備に対して、確実な予算措置の継続を要望します。
- (3) 令和5年に改正された地域交通法に基づき、地方自治体等が鉄道事業再構築実施計画の再認定を申請する場合にあっては、認定済の計画の更新であることに鑑み、柔軟に対応いただくよう要望します。

2 固定資産税を減免する制度の創設

既存の並行在来線鉄道事業者に対する固定資産税を減免する制度を創設するとともに、減免の対象となる市町村に対して必要な財源措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現したことで国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。

しかし、同線の開業時にJR東日本から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要な状況。

また、貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料(経費の概ね9割)が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)においても旅客分として概ね1割を負担。

貨物線路使用料対象経費（令和4年度実績ベース）	30.3億円
貨物線路使用料 26.2億円	IGR負担分 4.1億円

- 三陸鉄道は平成31年3月、新たに認定された鉄道事業再構築実施計画に基づき、JR山田線(宮古-釜石間)の経営移管を受け、大船渡市から久慈市までの一貫運行を開始したところ。

しかし、移管区間以外は開業後40年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風災害により、全長の7割が不通となる甚大な被害を受け、令和2年3月20日に全線運行再開となったものの、老朽化した設備の整備は必要な状況。特に、橋りょう及びトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであり、高い安全性が求められているほか、国鉄時代に建設された土木構造物においては、竣功から40年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

県・市町村負担額	H31	R2	R3	R4	R5
鉄道施設更新・改修費	126百万円	120百万円	146百万円	168百万円	165百万円

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対する補助制度は次のとおり。

事業名	補助率	補助対象設備
鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	1/3以内または1/2以内*	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備等
地域公共交通確保維持改善事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	1/3以内または1/2以内*	レール、マクラギ、ATS、列車無線設備、車両等

※ 鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率1/2等

- 令和2年度は、鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者以外の鉄道事業者が行う事業(令和元年東日本台風を受けた緊急対策及びPCマクラギ化を除く)に係る補助率が引き下げられ(赤字事業者は1/4、黒字事業者は1/6)、IGRにおける国予算配分額が要望額を大幅に下回った。
- 令和5年度は要望額どおりの予算配分がなされたが、地域鉄道の重要性に鑑み、令和2年度のような予算措置の状況とならないよう、引き続き、十分かつ確実な予算措置が必要。
- 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者(三陸鉄道)への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、その他の鉄道事業者への補助率は、従前どおり1/3であり、引上げが必要。

事業者	国庫補助率	令和5(2)年度要望額A	令和5(2)年度予算額B	増減B-A
IGR	1/3 (1/4)	334(466)百万円	334(466)百万円	0(0)百万円
		国庫 111(155)百万円	国庫 111(118)百万円	0(▲37)百万円
		IGR 223(311)百万円	IGR 223(348)百万円	0(37)百万円
三陸鉄道	1/2 又は 1/3	313(215)百万円	313(215)百万円	0(0)百万円
		国庫 148(95)百万円	国庫 148(95)百万円	0(0)百万円
		県市町村 165(120)百万円	県市町村 165(120)百万円	0(0)百万円

※ 三陸鉄道については要望額どおりの配分がなされてきたが、引き続き確実な予算措置を要望。

3 鉄道事業再構築事業の目標設定について

鉄道事業再構築事業の認定に当たっては、利用者数の目標設定、事業収支の目標設定、国／地方公共団体の支出額の目標設定の3つの目標を総合的に判断することとされているが、地方鉄道の状況は、沿線人口の減少等により、厳しい経営状況が続くことが見込まれる。

三陸鉄道は、東日本大震災津波からの復興に向けて、平成31年に再構築実施計画の認定を得ているところであるが、当該計画の再認定にあたっては、一度認定を受けた計画の再認定であることや地域事情を踏まえ、利用者数や収支目標などにとらわれず、柔軟に判断いただく必要がある。

4 並行在来線鉄道（IGRいわて銀河鉄道）の経営状況

令和4年度に並行在来線特例による固定資産税の減免措置が終了し、令和5年度以降、税負担が4、5千万円程度増える見通しであること。(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
営業収入	4,473,819	4,022,073	4,049,655	3,938,592	4,164,200	4,128,957
営業費用	4,572,099	4,533,825	4,571,223	4,348,731	4,496,972	4,426,464
うち諸税 ^{※1}	121,163	119,399	118,560	123,600	162,883	165,025
営業損益	▲98,280	▲511,752	▲521,568	▲410,139	▲332,772	▲297,507
営業外収益 ^{※2}	15,487	192,248	193,256	432,308	333,805	318,392
当期損益	▲52,493	▲274,656	▲283,586	▲71,007	167,020	27,917
累積損益	660,969	386,313	102,726	31,719	198,739	226,656

※1 固定資産税は営業費用の諸税に計上

※2 令和2～4年度は運行支援交付金を交付、令和5、6年度は経営安定化対策交付金を交付（予定）

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

22 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉦山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の保存・活用を図りながら、将来の世代へ継承していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉦山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、資産の整備・管理や、遺産影響評価への取組など、適切な保全等の取組に対する支援をしていただくよう要望します。

2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

世界遺産「平泉」及び関連遺産等を活用した、文化観光推進法に基づく文化観光の取組が実現するよう、「平泉の文化遺産」を拠点とした地域計画の策定に向けた技術的助言と、当該計画期間における継続的かつ十分な財政支援を要望します。

【現状と課題】

1 世界文化遺産の保全等への支援

- 推薦書に基づくユネスコからの指摘や、遺産影響評価などの枠組みにより、保全・景観の維持等について、関係省庁より意見を伺いながら保存に取り組んでいるところであり、また、年度毎に経過観察を実施しながら、6年に1度、ユネスコへの定期報告が求められていることから、引き続き、ユネスコからの指導等に対して適切に対応できるよう、国の支援が必要であること。
- 「平泉」については、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における議論を踏まえ、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。
- 「平泉」については、遺産影響評価が求められていることから、現在検討を進めているところであり、さらに、拡張登録に向けて「保存管理計画」の改定が必要となる。

- 「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」については、構成資産を有する自治体（8県11市）で構成する「明治日本の産業革命遺産 世界遺産協議会」において、保全への対応を行っているところ。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」については、構成資産を有する自治体（4道県14市町）で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用協議会」において、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。

2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

- 「平泉の文化遺産」に係る、文化観光推進法に基づく文化観光の取組を推進し、本県世界遺産への誘客、活用促進、関係人口の増加を図ろうとしているもの。
- 県、関係市町、民間団体で構成する「いわて県南歴史・文化観光推進協議会」において、文化観光推進法に基づく地域計画を策定、国による同計画の認定を経て、事業実施に繋げていくこととしている。
- 現在、令和6年度の申請に向けて地域計画の策定作業を行っているところであり、同計画期間である5年間において、計画に定めた事業を確実に実施するためには、継続的かつ十分な財政支援が必要であること。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

23 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

「平泉の文化遺産」は、平成23年6月に世界遺産に登録され、平成24年9月に拡張資産として5遺跡が暫定リストに記載されたところです。

世界遺産拡張登録のため、引き続き、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

「平泉の文化遺産」の拡張登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援を継続していただくよう要望します。

【現状と課題】

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

- 平成23年6月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。
【登録名称】平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成24年9月、「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けて「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成25年度から平成29年度までの5か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成30年度以降も引き続き世界遺産拡張登録に係る取組を継続。
- 令和元年11月、遺跡と浄土思想との関係について検討を加えるため、「平泉の仏教的理想空間に係る国際研究会」を開催。
- 「平泉の文化遺産」拡張登録を視野に入れた学術研究などのため、令和2年5月20日に岩手県と国立大学法人岩手大学において「平泉に係る岩手大学と岩手県との共同研究推進に関する協定」を締結。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

24 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和3年10月には、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減する「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、地球温暖化対策をさらに進めていく方針を示しています。

本県では、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度において2013年度比で57%削減する目標を掲げ、その達成に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。

本県の取組は、国の目標達成に向けて地域から貢献しようとするものであり、地域の実情に応じた財政措置の拡充など、必要な支援及び措置を講じるよう要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう、次のとおり要望します。

1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けた各地域における取組を強力に推進するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に合わせて活用できる柔軟な制度運用を図るよう要望します。
- (2) 公共施設のZEB化や省エネルギー化、公用車の電動化など、公共部門における率直的な取組を推進するため、脱炭素化推進事業債の継続をはじめ、十分な地方財政措置が講じられるよう要望します。
- (3) 地域の脱炭素化の取組を推進するために必要な専門人材の確保・育成に対する支援を充実・強化するよう要望します。

2 省エネルギー対策に対する支援

- (1) 中小事業者の脱炭素化を促進するため、省エネルギー設備の導入補助や融資制度、省エネルギー診断など、省エネルギー対策に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保するよう要望します。

- (2) 家庭の脱炭素化を促進するため、省エネルギー家電への買換えへの支援を実施するとともに、自治体が行う脱炭素に関する普及啓発等の取組に対する支援を充実・強化するよう要望します。
- (3) EVやPHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）等の電動車の普及拡大に向けて、充電・充電インフラを含めた補助の継続及び充実に係るよう要望します。
- (4) カーボンニュートラルに資する良質な住宅の普及を図るため、地方公共団体によるZEH水準を上回る性能の住宅への補助に対する財政措置の拡充を要望します。

また、住宅所有者等に対する意識醸成のための普及啓発の取組を拡充するとともに、2025年の省エネ基準適合義務化への円滑な対応が図られるよう、建築士等の技術力を向上させるための取組に対する支援を要望します。

3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- (1) 出力制御を極力低減しつつ、再生可能エネルギーの導入を拡大するため、蓄電池導入などによる系統安定化対策を含め、送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。
- (2) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、電力系統への接続費用が他地域を大きく上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。
- (3) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向けて、基幹系統増強工事の工期短縮を図り、早期連系に向けた取組が確実に実施されるよう、送配電事業者に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。
- (4) 太陽光発電設備の廃棄に際し、廃棄等費用積立制度の対象外となっている小規模設備等についても、適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望します。

また、風力発電設備等の廃棄時についても、適正な処理が担保される仕組みを構築するよう要望します。

4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

港湾及び空港の脱炭素化を推進するため、官民が協働して実施する取組への財政的な支援の拡充等を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

本県は、令和5年3月に地球温暖化対策実行計画を改訂し、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標を57%（2013年度比）とし、今後の取組を強化する方針。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援

- 県内では、久慈市、宮古市が令和4年11月に、令和5年4月に紫波町が脱炭素先行地域に選定されているほか、重点対策加速化事業は、令和5年4月に県、宮古市、一関市及び矢巾町の事業計画が採択。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、複数年度にわたる継続的・包括的な交付金であり、採択された事業の円滑な執行のためには、毎年度、十分な予算の確保が必要。
- 県内市町村からは、再エネ推進交付金の活用について積極的な意向が示されており、今後見込まれる新たな事業計画を円滑に推進していくためにも十分な予算の確保が必要。
- 原則5年間の事業実施が認められているが、計画期間内に資材調達難など不測の事態が生じた場合の計画変更について、年度間調整や事業間調整などに柔軟に対応していただく必要。

(2) 地方公共団体の脱炭素化支援

- 本県は、県の事務事業における令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標を60%（2013年度比）とする目標を掲げ、県有施設の省エネ化、県有施設への再エネ導入等に向けて、令和5年10月に県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を策定し、取組を強化。
- 国では、地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための取組を計画的に実施できるよう、令和5年度に脱炭素化推進事業債を新たに創設し、令和6年度から対象設備を拡充。
- 脱炭素化推進事業債は、国の地域脱炭素の集中期間である令和7年度までとされているが、本県では令和12年度までにLED化が必要な施設数を約840施設と見込んでおり、計画的な設備導入のためには当該事業債の事業期間の延長が必要。

《本県における2030年度に向けた工程表》

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	C02削減量 (2030) [ト>C02/年]
LED照明の導入 (842施設)	29施設	60施設	年60~180施設					▲21,000
太陽光発電の導入 (36施設)	4施設	5施設	5施設	5施設	5施設	6施設	6施設	▲7,000

(※ 県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針に基づく工程表であること。)

(3) 専門人材の確保・育成に対する支援

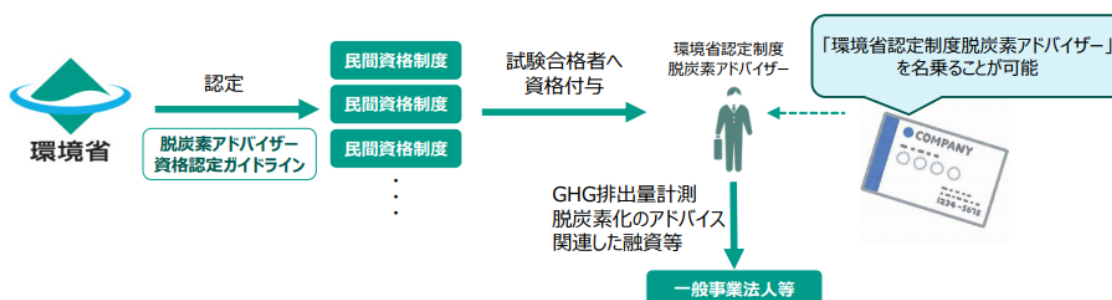
- 国では、令和5年9月に脱炭素アドバイザー資格制度を創設したほか、令和6年度からは地方公共団体のGX人材の確保・育成のための地方財政措置を拡充。
- 地域の脱炭素化を進めるためには、中小企業等に的確な助言ができる専門的な知識と経験を有した自治体職員、民間人材の育成が必要であるが、自治体職員、地域の企業・団体における専門人材は不足している状況。
- 引き続き、脱炭素に関する専門知識を有する人材を育成し、民間事業者や自治体が活用できる人材を確保するための支援の充実が必要。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業



- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能することが必要**。
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する**。
- 中小企業と接点の多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押しする**。
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化する**。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業（イメージ）



2 省エネルギー対策に対する支援

(1) 中小事業者の脱炭素化支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画において、産業部門の削減目標は41%（2013年度比）、業務部門は60%（2013年度比）と設定。
- 本県では、これまで、中小事業者等を対象にLED照明や高効率空調設備等の導入費用を支援してきたが、令和5年度からは、自家消費型の太陽光発電設備の導入支援など地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した取組の充実を図っているところ。
- エネルギー価格高騰の折、中小事業者に対する国による省エネ設備投資やZEB化、省エネルギー診断に対する補助等は、より一層ニーズが高まっていくと考えられることから、今後とも十分な予算の確保が必要。

(2) 家庭の脱炭素化支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画では、家庭部門の削減目標は57%（2013年度比）と設定。
- 本県の二酸化炭素排出量の部門別割合の特徴として、全国と比較して家庭部門の占める割合が多い状況。
- 環境省、経済産業省及び国土交通省では、住宅の省エネ化支援として、高断熱窓や断熱リフォーム等の省エネ改修の補助を実施しているが、家庭の脱炭素化をさらに進めるには、エネルギー消費量の多い冷蔵庫等の省エネ家電への買換えのための支援など制度の充実が必要。
- 国では、国民の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しするため、本県も参加している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等を展開。
- 本県としても、こうした取組に呼応し、ウェブサイトを通じた県民向けの普及啓発を一層強化していくなど、更なる取組の推進のため、自治体による普及啓発に要する経費への支援の充実が必要。

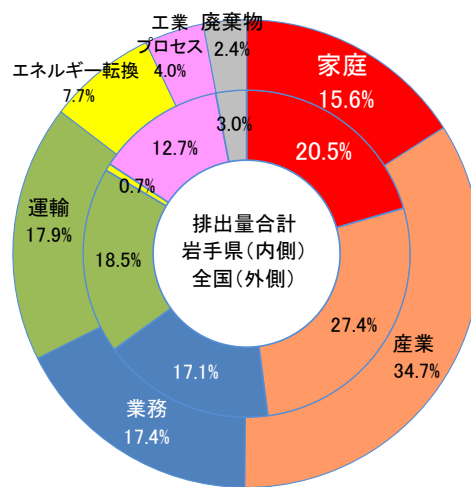


図 二酸化炭素排出量の部門別割合（2020年度 岩手県・全国）

いわての未来を守るために、いますぐ温暖化対策を。

「いわてわんご節電所」とは、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロにむけて、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進することを目的としたサイトです。



(3) 電動車の普及拡大に向けた支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画では、運輸部門の削減目標は32%（2013年度比）と設定。
- 本県では、令和5年度からEVタクシー・バスの導入、中小事業者等向けのEV・太陽光発電・蓄電池・充放電設備の一体導入に対する補助を行っているほか、令和6年度からは新たに充電インフラ整備への補助を行うなど運輸部門の脱炭素に向けた取組を強化。
- 一方、本県の登録車数に占めるEVの割合は0.27%、FCVの登録車はゼロであり、いずれも全国平均と比べて低位で普及が進んでおらず（軽自動車を除く）、充電インフラ（急速・普通充電器）は308か所に460基整備されているが、水素ステーションは整備されていない状況。
- 県土が広大な本県において電動車の普及を促進するため、クリーンエネルギー自動車導入補助金など、電動車の購入、充電・充てんインフラの整備に対する補助について十分な予算を確保するなど、更なる制度の充実が必要。

◆東北6県の電気自動車（EV）普及割合（令和6年2月末時点）

県名	EV 登録車数(台)	FCV 登録車数(台)	全登録車数 (台)	EVの割合 (%)	FCVの割合 (%)
青森	837	2	502,940	0.17	0.00
岩手	1,423	0	522,427	0.27	0.00
宮城	2,655	128	991,427	0.27	0.01
秋田	1,454	0	395,135	0.37	0.00
山形	2,077	4	476,289	0.44	0.00
福島	4,328	446	909,726	0.48	0.05
東北合計	12,774	580	3,797,944	0.34	0.02
(参考) 全国	193,746	7,975	46,357,109	0.42	0.02

※大型特殊自動車、被けん引車、小型二輪自動車及び軽自動車は含まない。

(4) 省エネ住宅に対する補助及び制度周知及び技術力向上に向けた取組

- 2050年の住宅全体のストック平均でZEH水準(断熱等性能等級5)の省エネ性能の確保が求められていることから、新築住宅において、ZEH水準を上回る性能(断熱等性能等級6・7)の住宅の普及を促進する必要がある。
そのため、本県では、地域特性等も踏まえて省エネ性能などを分かりやすく説明した「岩手型住宅ガイドライン」を令和6年3月に改訂し、ZEH水準を上回る基準を盛り込んだ。
- この中において、令和6年度には地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、ZEH水準を上回る断熱性能の新築住宅への補助を創設した。カーボンニュートラル実現に向け、省エネ住宅の普及促進のためには、省エネ住宅の整備メリットの可視化等が重要であることから、気密測定や温熱環境測定に要する経費などを補助対象に加えることが必要である。
加えて、脱炭素化を更に推進させるためには、より高い省エネ性能を有する断熱等性能等級7の住宅の普及促進が重要であることから、補助単価の引上げや地方財政措置を講ずるなど財政措置の拡充が必要である。

- 2025年の新築住宅に対する現行の省エネ基準適合義務化に向け、住宅の建築に携わる建築士や工務店において、住宅の省エネ化に関する知識や技能の習得が求められる。また、既存住宅の省エネ改修やZEH水準を上回る性能の住宅整備を推進するためには、住宅所有者の意識醸成に向けた普及啓発の取組が必要である。
- このため、地方公共団体が行う技術者の育成の取組、一般向けの省エネ住宅に関する講習会及び学校での住教育の取組に対する国の支援が必要である。

3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

(1) 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた施策

- 太陽光発電や風力発電の出力は天候に大きく左右されるため、好条件時には既存の電力系統容量を一時的に圧迫するなど系統に与える影響が大きいことが課題。
- 今後、本県において計画中の大規模陸上風力発電などの導入が進むと、出力制御の頻度は大幅に増加すると推測。
- 本県の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かし、再生可能エネルギー由来の電力を最大限導入するためには、蓄電池などの活用による既存の電力系統への負担軽減や系統安定化などが必要。

《参考：東北の再エネ出力制御の実施状況等》

	2021年度	2022年度	2023年度 (見通し)	2024年度 (見通し)
出力制御率	0%	0.45%	0.93%	2.47%

※2024年度出力制御見通しについて（2024年3月11日東北電力ネットワーク）より抜粋

(2) 系統への接続費用の地域間格差の解消

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域では、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額化。
- 2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーを着実に導入していくためには、接続費用の地域間格差を是正するための施策展開が必要。

◆ 募集プロセス終了案件の平均入札負担価格

案 件	平均入札負担金単価（税抜） ※数値は電力広域的運営推進機関の公表値
① 東北北部エリア（岩手・青森・秋田の 全域、宮城県は一部地域）	5.32 万円/kW (令和3年3月3日公表)
② 福島県会津エリア (福島県の一部地域)	0.98 万円/kW (令和3年1月29日公表)
③ 愛知エリア	0.0267 万円/kW (令和3年3月24日公表)
④ 大分県日田エリア (大分・福岡・熊本の一部地域)	6.10 万円/kW (令和2年7月22日公表)
⑤ 鹿児島県大隅エリア	2.75 万円/kW (令和3年2月13日公表)

《参考：固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況》

	①認定実績		②導入実績		県内導入割合 ②÷①	全国導入 割合
	件数	容量(MW)	件数	容量(MW)	(%)	(%)
太陽光（10kW未満）	22,848	118	22,505	116	98.3	98.7
太陽光（10kW以上）	5,737	1,097	5,009	1,005	91.6	89.2
うち1,000kW以上	163	843	158	787	93.4	-
風力	201	918	23	236	25.7	18.4

※1 R6.2.6 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24年7月～R5年9月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（MW）で比較。

(3) 東北北部エリアの基幹系統増強

- 送電系統の容量が不足し、系統増強工事が必要となる場合、単独では負担が大きすぎる場合があることなどから、系統増強工事負担金を複数の事業者で共同負担する「電源接続案件一括検討プロセス」がルール化。
- 東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスの手続は令和3年3月に完了したが、エリアが広範囲に及び、工事も長期間（12年）に及ぶとされているなど、早期連系ニーズに対応することが困難となることを懸念。
- 2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーを着実に導入していくためには、工事期間の短縮はもとより、早期連系に向けた取組が確実に実施されることが必要。

(4) 地域との共生による再生可能エネルギーの導入促進

- 使用済み太陽光発電設備は、2030年代半ばから廃棄量が急増する見込みであることから、再エネ特措法改正により、一定規模以上の太陽光発電施設について、廃棄等のための費用に関する外部積立が順次義務化された。

また、今年1月には、国において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」の中間とりまとめが行われ、その中で、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の対象となっていない設備や風力発電設備等の適正な廃棄に係る費用確保等について検討が求められているところであり、発電設備等の適正処理、リサイクルが推進される仕組みの早期構築が必要。

《本県の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測》

	2025年	2030年	2035年	2039年	2040年
排出見込量 t	113	260	833	8,533	12,419
埋立見込量 t	34	78	250	2,560	3,726

※ 排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※ 埋立量は、排出量の3割として推計

4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

- 港湾法や空港法等の改正を踏まえ、県内の各重要港湾及びいわて花巻空港における「脱炭素化推進計画」の策定を進めているところ。

脱炭素化の実効性ある取組の推進には、港湾や空港管理者と関係事業者とが一体となった取組が求められることから、脱炭素化の導入に係る補助制度の拡充や確実な予算措置、脱炭素化に向けた技術的な助言等の支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課
県土整備部 建築住宅課、港湾空港課

25 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところではあります。

今後も消費生活相談機能を維持・強化していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

(1) 地方消費者行政の機能強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を継続するとともに、使途の拡充や交付率の引上げを行うなど、消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

(2) 消費生活相談のデジタル化を推進するに当たっては、新システム構築や、デジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担について、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とするよう要望します。

また、デジタル化に伴うシステム整備・改修を円滑に進めるため、自治体の負担増につながる事のない十分な財政支援を行うとともに、相談現場で混乱が生じないよう、消費生活相談員等に対する操作研修等の充実を図ることを要望します。

【現状と課題】

1 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

(1) 地方消費者行政の機能強化

- 平成21年度からの消費者行政活性化基金及び平成27年度からの地方消費者行政推進交付金（いずれも交付率10/10）の活用により、県及び市町村が、消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 平成30年度には、国の重要施策を推進するため、地方消費者行政強化交付金（強化事業：交付率1/2）が創設。
- あわせて、地方消費者行政推進交付金は終了し、継続中の事業については、地方消費者行政強化交付金（推進事業：交付率10/10）として継承され、その活用期間は事業に着手した年度から最長9年間。

- 地方消費者行政強化交付金（強化事業）については、活用できる事業メニューが「国が取り組むべきと考える重要な」事業に限定。また、令和元年度から、交付金依存度が高いなど、国が定める要件を満たさない地方公共団体に対しては交付率が1/2から1/3に引下げ。

一方、令和5年度から、デジタル化対応など一部のメニューが定額補助(10/10)として拡充。

- 県内の消費生活相談窓口に寄せられる相談は、毎年1万件前後で推移しており、相談者の割合は60歳代以上が全体の約4割を占めるなど、依然として高齢者の相談が多いほか、成年年齢の18歳への引下げによる若年者の相談件数の増加、SNSをきっかけとする消費者トラブルの増加など、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な複雑化・複合化した事例が増加。

【年度別の相談件数の推移】

(件)

区 分 (年 度)	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
県民生活センター	2,861	2,674	2,335	2,560	2,244	2,473
市町村（11市）	7,182	7,425	7,173	7,003	6,831	7,535
計	10,043	10,099	9,508	9,563	9,075	10,008
うち60歳代以上	3,728	4,293	3,754	3,609	3,406	3,860

- 県内における消費生活相談が毎年一定程度の件数で推移しており、今後も県内各地において消費生活相談員が複雑化・複合化した消費者トラブルの相談に対応していくためには、これまで各自治体が整備・強化してきた消費生活相談体制の維持が必要であり、地方消費者行政強化交付金の継続が必要。
- 消費者教育の推進や普及啓発等の事業の効果的な実施のためには、交付金の用途拡充及び交付率引上げなどの国の一層の支援が必要。

(2) 消費生活相談のデジタル化

- 消費生活相談のデジタル化を推進するため、国は令和4年度に「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション（DX）アクションプラン」を策定。
- 国では、全国の消費生活相談の収集等のため現在使用している専用回線・LGWAN（総合行政ネットワーク）網を経由したP I O-N E Tを廃止し、令和8年10月から新システムによる運用を予定。
- 現行のP I O-N E Tの機器整備・運用費用については、国による全面支援を受けているが、新システムにおける機器整備・運用費用の財政支援については、周辺機器や工事費については交付金の対象となるものの、端末本体の調達費用や運用費用については、現時点では対象外。
- 国では、新システムの導入に合わせ、デジタル化を契機とした業務体制面（自治体間の広域連携及び相談員の役割分担等）の整備について検討を進めているが、具体的な取組内容や整備時期は未定であり、自治体の意見を踏まえた制度設計とすることが必要。
- 消費生活相談のデジタル化については、国が主導して全国一斉に行うものであることから、自治体の財政負担増につながらないように、新システムに接続可能な端末等の整備を含め、十分な財政支援が必要。
- 併せて、自治体为新システムへの移行等を円滑に行うことができるよう、施行前の十分な操作研修等が必要。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

26 水道の基盤強化に係る予算の確保

これまで市町村等では、水道の施設整備に係る国庫予算を活用し、普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

今般の令和6年能登半島地震を踏まえ、今後、水道のより一層の基盤強化に向け、配水管等の耐震化や更新とともに、地域の実情に応じた広域連携の推進等に取り組む必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水道の基盤強化に係る予算の確保

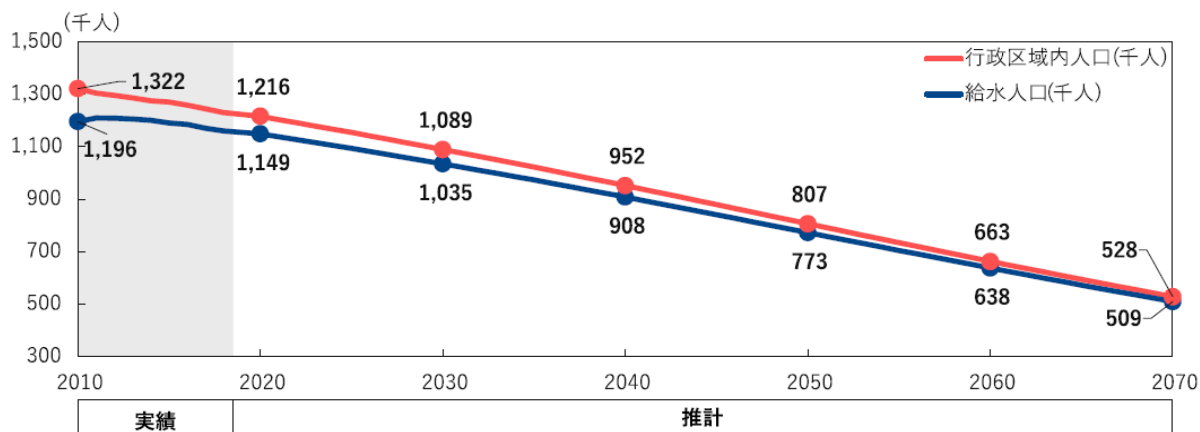
- (1) 市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を引き続き十分に確保するとともに、国庫補助制度を拡充するよう要望します。
- (2) 事業統合や経営の一体化を前提とした「事業の広域化」のみならず、施設の共同化や管理の一体化といった「業務の共同化」も支援対象とするなど、地域の実情に応じて広域連携の取組が推進できるよう必要な財政措置の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 本県の水道事業の現状

- 令和4年度の県全体の水道普及率は94.6%（全国平均98.3%）となっているが、市町村間では66.3%～100.0%と大きな開きがある。
- 令和4年度の基幹管路の耐震適合率は54.3%（全国42.3%）と全国平均を上回っているが、浄水施設の耐震化率は43.0%（全国43.4%）、配水池の耐震化率は41.1%（全国63.5%）と全国に比して低位。
- 県内の多くの市町村では、人口減少の中、水道施設整備費が割高で施設間の連携が困難な中山間地域を有し、厳しい経営環境下で水道事業を運営しており、今後、利用者の負担増が懸念。

【本県の将来人口（行政区域内人口、給水人口）の推計】



2 施設整備に要する予算の確保と国庫補助制度の拡充

- 市町村等は、老朽化対策・耐震化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めているところであり、近年は要望額に対し100%の予算措置となっているが、過去には要望額に対し十分な充足率とはならず整備計画の縮小、遅延を余儀なくされた年度もある。

年度	H27	H28	H29	H30～R5	R6
要望額に対する充足率	70%	61%	87%	100%	87%

- 市町村等が、重要なライフラインである水道施設の耐震化、更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して、引き続き、国による十分な予算の確保が必要。
- 加えて、市町村等からは、水道施設の末端における施設整備を推進するため、補助対象を拡大すること等の要望が挙げられており、制度の一層の拡充が必要。

【補助対象の拡大に関する市町村からの要望例】

- ・ 基幹管路以外の配水管
- ・ 配水管更新に伴う給水管繋ぎ替えや消火栓設置
- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管の更新
- ・ 統廃合により廃止となった水道施設の撤去費用

3 広域連携の推進に必要な財政措置

- 広域化には、「事業の広域化」として現在単独で行われている水道事業や経営主体の統合、「業務の共同化」として複数の事業者による施設の共同設置・共用、管理業務の共同実施・共同委託など様々な手法がある。
- 水道事業の経営基盤の強化に向けて広域連携を推進するためには、様々な選択肢から地域の実情に応じた最適な連携体制の選択が必要であり、国においては都道府県の水道広域化プラン策定にあたり、事業の共同化のみならず、業務の共同化も広域化の検討パターンの一つとして挙げている。
- 一方で、国の水道事業運営基盤強化推進事業では、「事業の広域化」に対する支援はあるものの、「業務の共同化」に対する支援はなく、業務の共同化に対応した支援制度が必要。

【水道事業運営基盤強化推進事業の支援対象】

広域連携の形態		内容	支援制度の有無
事業の広域化	事業統合	・経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	有
	経営の一体化	・経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	有
業務の共同化	管理の一体化	・維持管理の共同実施・共同委託（水質検査や施設管理等） ・総務系事務の共同実施、共同委託	無
	施設の共同化	・水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質検査センターなど) ・緊急時連絡管の接続	無
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	無

【参考】令和6年度予算において拡充された国庫補助制度

- ・ 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の新設
{
 - 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、上下水道施設再編推進事業、上下水道施設耐震化推進事業等を支援する新たな補助事業を創設。
- ・ 取水施設の耐災害性強化に対する補助制度の拡充
{
 - 土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを防災・安全交付金に創設。
- ・ 簡易水道事業における管路施設の強靱化に対する補助制度の拡充
{
 - 災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

27 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されているところですが、恒久的な財源の確保等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期すとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含めた河川の一体管理を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に 24 時間 365 日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に行われるよう支援していく。」との回答にとどまっていること。
- 国の令和 6 年度補助金予算は、前年度と同額の 21 億円となっており、本県においては、新中和処理施設の維持管理費は要求額どおり確保されているが、令和 7 年度以降においても引き続き予算の確保が必要。
- 3メートル坑（全体延長 1,740m）については、坑道に変状が確認され、いずれ崩壊し、坑廃水漏出のおそれもあるとされたため、令和元年度から対策工事に着手。令和 5 年度までに 1,305m の埋戻しを実施し、令和 6 年度は残りの 435m の埋戻しを予定。令和 6 年度内に全体工事が完了見込み。

2 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、抗廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了した。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている。
- しかし、赤川の保全水路の対策に万全を期すためには、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含め、上流（赤川）から下流（北上川）までの河川の一体管理を行う必要がある。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

28 公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援

県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に対し、整備完了までの交付金事業の財源確保と地方財政措置の継続について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

令和2年度から国の支援を受け、第Ⅰ期建設工事を実施しており、整備完了までの確実な財源を確保するとともに、Ⅲ期45年にわたる全体計画に対する国の財政的支援及び地方財政措置が継続されるよう要望します。

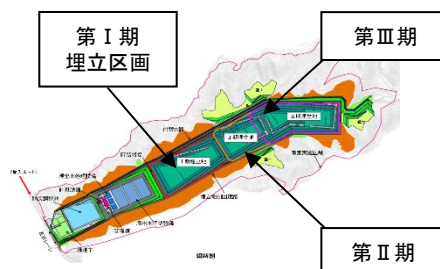
【現状と課題】

1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

- 本県の公共関与型産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、残余容量が減少していることから、後継となる最終処分場が切れ目なく稼働することが必要。
- この後継となる最終処分場の整備については、国の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業交付金）を受け、一般財団法人クリーンいわて事業団が事業主体となって、全体計画（Ⅰ～Ⅲ期）のうち、Ⅰ期埋立区画の建設工事（事業期間：R2～R7）を推進中。
- 国の交付要綱において、「交付金は、県が出資又は補助した額を上限として交付する」と規定されていることから、県では、毎年度国交付金と同額の補助金（財源：地方債を活用）を事業団に補助。
- Ⅰ期埋立区画の建設工事が確実に完了するためには、国交付金の所要額が確実に配分され、さらには、Ⅲ期45年にわたる全体計画の推進には、長期にわたって国の支援措置が必要。
- 公共関与による産業廃棄物最終処分場は、県民生活に不可欠の施設であり、地方自治体の財政力によって整備に支障が生じることがないように、地方債の元利償還金の交付税措置率を向上させる等通常の公共事業に比べ手厚い地方財政措置が必要。

施設の概要

- 1 施設の種類：管理型最終処分場（オープン型）
- 2 整備予定地：岩手県八幡平市平館第2地割地内
- 3 事業期間：45年間
- 4 埋立容量：183万 m^3 （1期61万 m^3 ×3期）
- 5 埋立面積：13ha



【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

29 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

急速に進む少子高齢化に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために創設された、地域医療介護総合確保基金について、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするとともに、都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、医師少数県において、医師確保に多額の一般財源を投入していることに鑑み、医師不足が顕著な県に重点的に配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の運用に当たり、事業区分間の額の調整について、柔軟に行う運用とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する特別交付税や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する要因となっているため、診療報酬の配点方法の精緻化により公平な補てんが行われるよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業において医療機関や大学などの負担が増大するなど多大な支障が生じていることから、十分な予算を確保するよう要望します。

5 周産期医療の確保に対する支援

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営は恒常的に不採算事業であり、周産期母子医療センターを運営する医療機関の超過負担が常態化しており、財政的な負担が大きいことから、妊産婦及び新生児に対してリスクに応じた適切な周産期医療を提供できるよう、周産期母子医療センターに対する財政支援について要綱に沿った配分となるための十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関や介護施設の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

＜基金造成額＞

平成26年度 10.2億円 ※【参考】要望額10.2億円

平成27年度 20.1億円（医療分9.5億円、介護分10.6億円）

平成28年度 31.9億円（医療分10.6億円、介護分21.3億円）

平成29年度 21.7億円（医療分12.9億円、介護分8.8億円）

平成30年度 17.4億円（医療分14.5億円、介護分2.9億円）

令和元年度 27.0億円（医療分14.2億円、介護分12.8億円）

令和2年度 26.3億円（医療分12.5億円、介護分13.8億円）

令和3年度 18.2億円（医療分10.4億円、介護分7.8億円）

令和4年度 27.2億円（医療分12.5億円、介護分14.7億円）

令和5年度 23.2億円（医療分16.1億円、介護分7.1億円）

令和6年度 22.1億円（医療分15.6億円、介護分6.5億円）※令和6年度当初予算額ベース

- 医師確保・偏在是正に資する医師確保の取組については、医師少数県は多額の一般財源を投入している状況にある。（例えば、令和5年度の岩手県医師確保関連事業に要した費用は1,262百万円であるが、うち707百万円は地域医療介護総合確保基金を充当しているものの、その他は一般財源により支出している。）
- 医師少数県の多額の財政負担を踏まえ、普通交付税における医師少数県に対する重点配分の実施や修学資金に対する特別交付税措置（現在は1億円を上限に、奨学金または貸付金の3割、医師少数県については5割を措置）の更なる拡充等により、一層の財政支援の拡充を行うことが必要。
- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 「公立病院に係る財政措置の取扱い」の改正（平成28年4月1日）により公立病院等に対する特別交付税の算定方法が見直され、公立病院に対する繰出しを行っている自治体や公的病院等に対する

助成を行っている自治体の負担が増大する事例が発生。

- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 平成30年度の診療報酬改定においては、二次救急医療機関に対する夜間救急看護体制の評価の新設や医師の負担軽減を考慮した小児かかりつけ診療科の要件緩和などが行われたが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。
- 医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成31年度税制改正大綱において、診療報酬による仕入れ控除税額相当分の補てん状況の調査を行い、その結果を踏まえて、診療報酬の配点方法の精緻化により対応していくことが望まれるとされたが、公立病院や民間病院など設置主体の違いにかかわらず公平な補てんが行われることが必要。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

4 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 令和5年度、本県では12の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の73.9%に留まり、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 令和6年度も、令和5年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な14事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

5 周産期医療の確保に対する支援

- 周産期母子医療センターにおけるMFICU、NICU、GCUは、ともに不採算部門であり、平成22年度の国庫補助制度拡充により、財政支援の充実強化が図られたところであるが、依然として、運営費の不採算を解消するには至っていないことから、周産期母子医療センターの財政負担を軽減することが必要。

(H13年度以降) H21年度まで	総合周産期母子医療センターの運営に要する経費に対し補助。
H22年度	○地域周産期母子医療センター運営に要する経費についても、補助対象として拡充。 ○これまでのMFICUを基準とした補助に加え、NICU、GCUに対する補助を追加。 ○母体救命体制を整備するための「母体救命強化加算」を創設。
H23年度	「麻酔科医配置加算」「臨床心理技術者配置加算」を創設。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 医師の働き方改革の推進

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、その公共性についても再認識されたところです。

地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められていますが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向け施策等を定めた「医師確保計画」に基づき、奨学金事業やキャリア形成支援等をはじめとする、様々な医師の確保及び偏在対策に取り組んできたところです。

このような中で、国においては、2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革として、「地域医療構想の実現」「医療従事者の働き方改革」「医師偏在対策」を進めているところでありますが、医師の時間外労働に対する上限規制が2024年4月から施行された一方で、医師偏在是正の目標年は2036年とされています。

医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革に係る制度が施行されたことにより、今後、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

ついては、医師不足地域の実情を踏まえた、医師の働き方改革の取組の推進に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医師の働き方改革による地域医療への影響・課題等に関する詳細な実態調査と必要な方策の実施

医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の施行が地域医療に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析・検証を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するため、現場の実態に即した必要な施策を検討し、実行するよう要望します。

2 医師の働き方改革の国民への周知

医師の働き方改革の推進にあたっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が必要ですが、医師の時間外労働の現状や、今般の制度施行の趣旨・内容について、十分に理解が進んでいると言えない状況にあることから、医師の勤務環境改善や、持続可能な地域医療提供体制構築の必要性について、国民はもとより、医療機関・医療従事者に対してもより一層の周知を図るとともに、かかりつけ医機能の推進等、医療資源の有効活用に関する取組を強力に行うよう要望します。

【現状と課題】

<現状>

- 働き方改革全般の動向
 - ・ 働き方改革関連法により、平成31年4月より、中小企業を含むほぼ全ての企業に「時間外労働の上限規制」が適用（労使合意により年720時間以内等の上限）。
 - ・ 医師については、業務の特殊性から適用を猶予され、改正法施行5年後（令和6年4月）から上限規制が適用。
- 医師の働き方改革関連の動向
 - ・ 令和6年4月から、医師の時間外労働の上限規制と追加的健康確保措置（※）が施行。
 - ・ 令和6年4月以降、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師のみ、年960時間超の時間外・休日労働が可能（連携B、B、C水準）。

【医師の時間外労働の上限時間】

医療機関に適用する水準	年の上限時間	休息時間の確保	面接指導
A水準（一般労働者と同程度）	960時間	努力義務	義務
連携B水準（医師を派遣する病院）	1,860時間	義務	
B水準（救急医療等）	※2035年度末まで		
C-1水準（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2水準（高度技能の修得研修）			

※ 追加的健康確保措置：連続勤務時間28時間と勤務間インターバル9時間（または代償休息）等

- 県内病院に勤務する医師の時間外労働の状況（令和6年2月時点）
 - ・ 令和6年4月以降、年960時間超の時間外労働の医師がいる見込みの病院及び医師数は、県内92病院のうち、5病院（51人）
- 厚生労働省・医療関係団体等の直近の動向
 - (1) 厚生労働省
 - ・ R4.2 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施
 - 時間外・休日労働時間を把握している病院は4割程度(5/17報道)
 - ・ R4.4 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン及び医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）公表
 - 地域医療確保特例水準(B、連携B、C-1、C-2)の取得に関する指針

- ・ R4.4 宿日直許可申請に関する WEB 相談窓口を設置
→ 宿日直許可の取得に関する医療機関の相談に対応
- ・ R4.7 医療機関における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。
- ・ R4.8 大学病院における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。
- ・ R5.6 医療機関における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。
- ・ R5.10 医療機関における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。

(2) 日本医師会

- ・ R4.3 四病院団体協議会・全国有床診療所連絡協議会と合同で、医師独自の宿日直基準を設けること等を求める要望書を取りまとめ、後藤茂之厚労大臣に要望。
- ・ R4.11 医師の働き方改革に関する全国の有床診療所及び病院に対する調査結果を公表。
→ 今後の医師派遣について、派遣元医療機関の 68.1%が継続すると回答。

(3) 全国自治体病院協議会

- ・ R4.4 医師の働き方改革に関する会員病院の対応状況の調査結果を公表。
→ 宿日直を行っている全診療科での宿日直許可取得が 43.9%、大学等からの医師派遣を受けている病院でも 51.2%が未取得であったことから、全診療科の宿日直許可の取得に向け、各労働基準監督署の判断のばらつきの統一化や、許可基準に地域の特性を踏まえた対応を求める方針。
- ・ R4.7 医師の働き方改革に関する会員病院の対応状況の調査結果を公表。
→ 41.0%の病院が宿日直を行っている全ての診療科で宿日直許可を取得していると回答。

○ 県内のこれまでの取組の状況

ア 県による取組

- ① 「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」の設立 (R 元 11 月～)
 - ・ 医師に対する制度の周知や意識醸成のための研修会の開催
 - ・ 関係機関における取組状況等を共有するための会議の開催
 - ・ 県民向けリーフレットの作成及び県内医療機関やコンビニ等への配布
- ② 医療勤務環境改善センターの設置 (H27～)
 - ・ 医療機関へのアドバイザー派遣や研修会開催等
 - ・ 「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」を踏まえ、県内医療機関の現状や宿日直許可における今後の対応等を聴取
 - ・ 医療機関が宿日直許可申請を行う際の支援

イ 各医療機関の取組状況

岩手医科大学附属病院については B 水準及び連携 B 水準を、県立中央病院等一部の県立病院は B 水準を取得済み。他医療機関については A 水準であり、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超えない状況である。

県立病院における取組

- ① 令和 2 年度より全病院が医師労働時間短縮計画を策定し、進捗を管理
- ② 外部専門家による勤務実態の把握、分析及び長時間労働医師へのヒアリング等の実施
- ③ 全ての県立病院の宿日直許可の取得手続き
- ④ その他
 - ・ 各診療科の勤務実態を踏まえた労働時間制の採用、タスク・シェアやタスク・シフトの推進、ICT を活用した業務効率化 (オンコール体制見直し等)、かかりつけ医への積極的な逆紹介、働き方改革研修会への参加

岩手医科大学附属病院における取組

- ① 主治医制の廃止
- ② 病棟当直の廃止、オンコール体制への移行
- ③ 勤怠管理システムによる時間管理の実施
- ④ 働き方改革研修会への参加

<課題>

- ア 大学病院からの診療応援に依存した本県の医療提供体制
- ・ 医師不足地域が多い本県では、各医療機関の診療体制は岩手医科大学附属病院や東北大学病院に所属する医師による診療応援で確保している。
- イ 診療応援体制の縮小
- ・ 診療応援に係る労働時間については、派遣元の大学病院における労働時間と合算することとなるため、宿日直許可が得られていない病院への宿日直勤務の応援により、時間外労働時間の上限規制に抵触する可能性がある。(令和6年4月時点で宿日直許可の取得を予定していた医療機関は概ね取得済みの状況)
- ウ 大学病院の支援機能の低下
- ・ 大学病院の勤務医は、他の医療機関の医師と比較して低い処遇となっていることから、それを補うため、副業的に診療応援を行っている実情がある。
 - ・ 医師の働き方改革の影響で診療応援ができなくなることによって、十分に収入を得られない大学病院には医師が集まらなくなり、最先端の医療を担うことができなくなる可能性がある。
 - ・ 岩手医科大学附属病院は、他の東北の大学附属病院と比べて病床数が多く(岩手:1,050、弘前:644、秋田:615、山形:637、福島:778)、相当数の医師が必要とされる上、県立病院等他の多くの病院に医師の派遣も行っているため、当該病院の医師数が充足されないと、地域医療の中核機能を担うことが困難になる。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、医師支援推進室

31 新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の全年齢を対象とした全額公費による予防接種が終了し、令和6年4月から、高齢者や基礎疾患を有する方については、予防接種法に基づく定期接種として実施することになりましたが、全ての被接種者が円滑に接種を受けられるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 市町村が独自に自己負担軽減措置をする場合の財政的支援

新型コロナウイルスワクチンの定期接種の自己負担額については、自己負担額が最大で7,000円程度となるよう接種費用の一部について国において助成することとなっていますが、被接種者の負担が大きいことから、季節性インフルエンザの予防接種と同様に、市町村が独自に自己負担額の軽減を行う場合の経費について、財政的支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用については、これまで全額公費負担であったが、令和6年4月1日から、65歳以上の方及び60歳から64歳で重症化リスクが高い方は定期接種となり、自己負担額が7,000円となるよう国が助成する方針となっている。
- 従来の季節性インフルエンザワクチン等の定期接種については、県内全ての市町村において、被接種者の自己負担を軽減し接種率の向上を図っており、市町村が独自に自己負担額の軽減を行う場合の経費については、地方財政措置されている。
- 新型コロナウイルスワクチン定期接種の自己負担額は7,000円と高額であり、接種率に影響することから、今後、他の定期接種と同様に、市町村が独自に自己負担軽減措置をする場合の財政的支援が求められること。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

32 診療報酬の改定等

令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の給与のベースアップに充てるため、入院基本料等の引上げが行われましたが、他の業界と比較すると十分とはいえず、医療人材を安定的に確保しつつ、外部委託経費の増加への対応や、医療の高度化・専門化に対応した医療機器等の設備投資を図りながら、今後も公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供できるよう、診療報酬の改定や医療に係る消費税制度の取扱いの抜本的な見直し等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安定した病院経営のための診療報酬引上げ

医療人材を安定的に確保しつつ、医療の高度化・専門化に対応した医療機器等の設備投資を図りながら、今後も公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供できるよう、入院基本料等を更に引き上げることを要望します。

2 診療報酬による消費税の適正な補填等

消費税率引上げ後の診療報酬による補填状況を継続的に検証し、病院個別に補填が充足される公平で精緻な制度とするよう要望します。

また、診療報酬での対応が困難な場合には、控除対象外消費税が発生しないよう課税措置へ転換するなど、税制上の抜本的な見直しを行うよう要望します。

3 医療従事者の不足等、地方の実情に応じた施設基準の取扱いについて

医師をはじめとする医療従事者が不足している地域にあっては、宿日直許可の取得等により、医師の超過勤務時間の上限規制等に対応しながら、必要な医療提供体制を確保しているところであり、救命救急入院料等の施設基準の評価において、地方の実情に配慮し、宿日直を行う医師以外の専任医師の配置に係る要件について、柔軟な取扱いを行うよう要望します。

4 同一の開設者である公立病院に係る診療報酬上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症等への対応で改めて認識された公立病院の重要性を踏まえ、医療資源の状況等から、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を公立病院が担う必要がある地域においては、実情を勘案し、同一の開設者である公立病院間において転院の入院期間を通算しないことや、救急患者連携搬送料等の診療報酬を算定可能とすることを要望します。

【現状と課題】

1 安定した病院経営のための診療報酬引上げ

- 令和6年度診療報酬改定では、改定率0.88%のうち「看護職員、病院薬剤師やその他の医療関係職種について、24年度にベア+2.5%、25年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応」として+0.61%が措置されているものの、診療報酬のみでは医療従事者の賃金引き上げに十分対応できない。
- また、ベア以外に係る改定率は、若干の報酬アップがなされたが、諸物価の高騰による医療提供コストの上昇への対応として、なお十分とは言えない状況である。

2 診療報酬による消費税の適正な補填等

- 医療機関においては、医療機器や医療材料等を購入する際に負担した課税相当分を患者に転嫁できないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じている。

県立病院等においては、消費税が導入された平成元年度から令和4年度までの間の累計の消費税負担額は総額818億円余であるのに対し、診療報酬の引上げにより補填されたと推計される額及び一般会計からの地方消費税相当分の繰入れにより補填されたと推計される額の合計は598億円余で、実質的な負担額は220億円程度と試算している。

消費税等負担額一覧表

区分	平成元年度から平成16年度まで	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
消費税等負担額	27,777,798千円	2,187,793千円	2,053,844千円	1,969,678千円	1,843,744千円	1,830,682千円	1,831,390千円	1,786,640千円	1,852,457千円	1,945,937千円
診療報酬補填額(推計)	15,098,269千円	1,109,111千円	1,053,188千円	1,036,850千円	1,031,428千円	1,037,113千円	1,068,242千円	1,080,685千円	1,124,478千円	1,137,690千円
実質消費税等負担額	12,679,529千円	1,078,682千円	1,000,656千円	932,828千円	812,316千円	793,569千円	763,148千円	705,955千円	727,979千円	808,247千円
一般会計補填分(地方消費税分)	2,432,984千円	348,392千円	325,907千円	340,167千円	311,119千円	318,381千円	373,881千円	338,113千円	356,499千円	353,572千円
一般会計補填分を差引いた負担額	10,246,545千円	730,290千円	674,749千円	592,661千円	501,197千円	475,188千円	389,267千円	367,842千円	371,480千円	454,675千円

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
消費税等負担額	4,614,054千円	3,534,031千円	3,535,183千円	3,831,429千円	3,559,521千円	4,054,341千円	4,389,226千円	4,553,527千円	4,681,310千円	81,832,585千円
診療報酬補填額(推計)	2,293,997千円	2,313,828千円	2,310,330千円	2,322,000千円	2,372,555千円	2,843,956千円	3,135,539千円	3,240,683千円	3,337,730千円	48,947,672千円
実質消費税等負担額	2,320,057千円	1,220,203千円	1,224,853千円	1,509,429千円	1,186,966千円	1,210,385千円	1,253,687千円	1,312,844千円	1,343,580千円	32,884,913千円
一般会計補填分(地方消費税分)	358,422千円	594,778千円	751,283千円	743,377千円	707,789千円	709,938千円	731,721千円	401,844千円	371,729千円	10,869,896千円
一般会計補填分を差引いた負担額	1,961,635千円	625,425千円	473,570千円	766,052千円	479,177千円	500,447千円	521,966千円	911,000千円	971,851千円	22,015,017千円

補填額推計
59,817,568
千円

- 平成 26 年 4 月に消費税率が 8 %に引き上げられた際、増税相当分を手当てするため診療報酬の改定（主に基本診療料）が行われたが、平成 30 年に診療報酬による消費税増税分の補填不足が判明し、公立病院等の補填率は 69%と、他の設置主体の医療機関と比べ最も補填不足となっている状況。

平成28年度 補てん状況把握結果④【一般病院：開設主体別】

- 一般病院の開設主体別の補てん率を見ると、医療法人は92.6%、国立は84.7%、公立は69.5%、国公立除くでは91.1%であった。

(1施設・1年間当たり)

	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	16,865千円	11,497千円	35,789千円	29,041千円	15,885千円
3%相当負担額 (B)	19,739千円	12,419千円	42,270千円	41,784千円	17,436千円
補てん差額 (A-B)	▲2,874千円	▲922千円	▲6,481千円	▲12,743千円	▲1,551千円
補てん率 (A/B)	85.4%	92.6%	84.7%	69.5%	91.1%
医業・介護収益 (C)	2,844,417千円	1,894,288千円	6,098,915千円	5,082,443千円	2,661,392千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	▲0.10%	▲0.05%	▲0.11%	▲0.25%	▲0.06%
集計施設数	(785)	448	40	138	607
平均病床数	(194)	150	350	247	174

※ 一般病院全体の値は、施設の種類別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したものである。

厚労省H30.7.25経除対象外消費税の診療報酬による補てん状況把握(平成28年度)資料より

診調組 税 - 1
30.7.25

- 令和元年 10 月からの消費税率 10%の引上げに対応するため、診療報酬においても、過去に 5 %から 8 %に引き上がった部分も含めた 5 %から 10%の部分について、より正しい補填となるよう配点のうへ改定されたが、令和 5 年度の補填状況の把握結果では、公立病院等の補填率は 89.4%と、他の設置主体の医療機関が 100%を上回る補填状況の中、公立病院等は補填不足となっている状況。

また、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補填状況を把握し検証することとされたものの、全体の補填率の状況から、令和 6 年度診療報酬改定で上乘せ点数の見直しは行わないこととされた。

令和5年度 補てん状況把握結果③ 【一般病院：開設主体別】

診療報酬 - 1
5 1 2 6

(1施設・1年間当たり)

令和4年度	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	40,003千円	27,942千円	67,708千円	55,850千円	44,247千円
5%相当負担額 (B)	35,440千円	23,054千円	59,436千円	62,487千円	37,023千円
補てん差額 (A-B)	4,563千円	4,888千円	8,272千円	▲6,637千円	7,223千円
補てん率 (A/B)	112.9%	121.2%	113.9%	89.4%	119.5%
医療・介護収益 (C)	3,126,331千円	2,194,979千円	5,083,066千円	4,399,862千円	3,455,933千円
医療・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.15%	0.22%	0.16%	▲0.15%	0.21%
集計施設数	(562)	283	18	113	431
平均病床数	(185)	142	274	200	177

令和3年度	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	39,585千円	27,510千円	65,999千円	55,605千円	43,764千円
5%相当負担額 (B)	34,898千円	22,791千円	58,357千円	60,576千円	36,637千円
補てん差額 (A-B)	4,687千円	4,719千円	7,642千円	▲4,971千円	7,127千円
補てん率 (A/B)	113.4%	120.7%	113.1%	91.8%	119.5%
医療・介護収益 (C)	3,079,043千円	2,166,916千円	4,955,501千円	4,274,118千円	3,413,059千円
医療・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.15%	0.22%	0.15%	▲0.12%	0.21%
集計施設数	(560)	282	18	113	429
平均病床数	(187)	143	276	202	179

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

12

3 医療従事者の不足等、地方の実情に応じた施設基準の取扱いについて

令和6年度診療報酬改定では、救命救急入院料や特定集中治療室管理料において、従事する医師の要件が厳格化され、宿日直許可による医師が従事している場合、救命救急入院料は認められず、特定集中治療室管理料は下位の評価となる。

医師偏在指標が全国で最も低い等、医療従事者の不足が深刻な地域において、医師の働き方改革を行いながら、救急医療提供体制の確保を図るうえで、これらの施設基準の取扱いにおいては、地方の実情に配慮することが必要。

4 同一の開設者である公立病院に係る診療報酬上の取扱いについて

医療資源の状況等から、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を公立病院が担う必要がある地域においては、実情を勘案し、同一の開設者である公立病院間において転院の入院期間を通算しないことや救急患者連携搬送料等の診療報酬を算定できることが、地域医療を確保しながら、公立病院が持続可能な経営基盤を確立する上で必要である。

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課

33 医療分野におけるデジタル化の推進について

医療分野におけるデジタル化の推進は、医療の質の向上と効率化のために重要であり、早期の対応が求められています。

令和6年度診療報酬改定では、医療機関におけるDXの推進体制の整備について加算が新設されるなど、一定の評価がなされたものの、医療機関における電子カルテやオンライン資格確認等に係るシステムの導入、維持、更新などに、多額の費用が生じていることから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 電子カルテの標準化推進と導入・維持・更新における診療報酬上の評価の拡充や財政措置の実施

電子カルテの標準化を積極的に推進し、医療機関の負担を最小限にするとともに、導入・維持・更新における費用について診療報酬上の評価の拡充や、必要な財政措置の実施を要望します。

2 健康保険のオンライン資格確認と電子処方箋等の導入・安定運用に向けた財政措置の拡充

昨年4月に原則義務化とされたオンライン資格確認については、導入するための財政措置は拡充されたものの、国からの補助は初期費用の一部に限られており、維持運営する為の費用は各医療機関の負担となっています。本年12月には現行の保険証が廃止されるため、過度に医療機関の負担とならないよう財政措置の拡充を要望します。

昨年1月から開始された電子処方箋の導入では、電子カルテシステムと連携するための改修や医師がHPKIカードを取得する必要があるなど、多大な業務負担及び費用負担がその都度生じ、導入が進まないことが懸念されるため、必要な財政措置や制度改正を要望します。

3 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政措置の拡充

ランサムウェア等によるサイバー攻撃等に備えた医療機関の取組について、人員の確保やバックアップ体制の構築、サイバー攻撃対策を講じたネットワーク設定・管理など、医療機関の負担が大きいことから、医療機関の継続的な運用を確保するための措置を要望します。

【現状と課題】

1 電子カルテの標準化推進と導入・維持・更新における診療報酬上の評価の拡充や財政措置の実施

- 国の医療DX推進本部が公表した「医療DXの推進に関する工程表」では、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）の整備について、2024年度中に開発に着手し、遅くとも2030年には概ね全ての医療機関における導入を目指すとされたところ。
- 電子カルテ情報の共有化により、医療の質の向上に向けて効果が期待できるため、標準型電子カルテの整備を早期に推進する必要があるが、導入・維持・更新や、保守対応期間の終了に伴うベンダー変更時において、多額の経費が生じることから、医療機関の負担軽減が必要。
- 診療報酬上の医療情報・システム基盤整備体制充実加算や医療DX推進体制整備加算は、オンライン資格確認を中心としたシステム全体の経費に係る評価であり、医療機関において最も負担の大きい電子カルテシステムの導入・維持・更新における評価としては不十分。

2 健康保険のオンライン資格確認と電子処方箋等の導入・安定運用に向けた財政措置の拡充

- 昨年4月に原則義務化とされたオンライン資格確認については、導入するための財政措置は拡充されたものの、国からの補助は初期費用の一部に限られており、維持運営するための費用は各医療機関の負担となっている。本年12月には現行の保険証廃止が決定事項であり、過度に医療機関の負担とならないよう財政措置の拡充が必要。
- システム整備後においても、継続的に保守管理費（オンライン資格確認年間約8百万円、電子処方箋年間約4百万円）が発生するほか、概ね5年程度の頻度で機器等の更新費（初期構築費と同程度）が発生すること。
- 診療報酬改定により、オンライン資格確認に係る医療DX推進体制整備加算が新設となったものの、継続的な運用を行うには更なる財源措置が必要。
- また、随時拡張機能が追加される計画となっているが、昨年1月から開始された電子処方箋の導入では、電子カルテシステムと連携するための改修や医師がHPKIカードを作成する必要があるなど、多大な業務負担及び費用負担がその都度生じ、導入が進まないことが懸念されるため、財政措置が必要な状況。
- 医師がHPKIカードを取得することを前提とした仕組みは、HPKIカードの取得、維持・更新管理等、医師や医療機関の負担が大きくなると予測されるため、見直しが必要。
- 医療現場が混乱することのないよう医師個人による署名に代えて、組織（医療機関）による署名とすることが必要。

3 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政措置の拡充

- 令和5年3月に医療法施行規則が改正され、病院及び診療所は医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならないとされたところ。
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版により、院内ネットワークの安全性の確保、バックアップ体制の整備について強化する上では、システム開発費やサーバ・端末・ネットワーク機器の増加、人員の確保などの導入費用や、システムの機能追加、継続的に発生するハード・ソフト両面の保守コストの増加（初期構築費用の10%程度）が見込まれる。
- なお、サーバ・端末・ネットワーク機器は概ね5年程度で更新が必要であり、定期的な更新費用（初期構築費と同程度）が見込まれる。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室
医療局 医事企画課

34 国と地方の連携による食料安定供給の確保

国では、世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保等を図るため、食料・農業・農村基本法の一部を改正し、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めたところです。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」においては、国民への食料の安定供給に向け、食料や生産資材について、過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、海外依存度の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていくこととしています。

また、「食料安全保障強化政策大綱」を改訂し、過度に輸入に依存する構造を改め、輸入食品原材料の国産転換やこれに対応し得る産地形成、生産資材の国内代替転換等を進め、更なる食料の安全保障の強化を図ることとしています。

食料安全保障の強化に当たっては、我が国の食料供給の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくことが重要です。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 食料安全保障の強化

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、食料安全保障構造転換対策や、生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策等の着実な実施など、国民に対する食料の安定的な供給に向けて、食料安全保障の強化が図られるよう要望します。

2 国内生産の増大

輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の水田等を有効活用した生産拡大の取組に対する支援を強化するなど、国内生産の増大に向けた対策を一層推進するよう要望します。

3 適正な価格形成の実現及び国民理解の醸成

- (1) 食料システム全体を持続可能なものとしていくため、生産・流通コスト等を踏まえた再生産に配慮した適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを早期に構築するよう要望します。
- (2) 再生産に配慮した適正な価格形成について、生産から流通までの関係者や、消費者の理解醸成を図るよう要望します。

4 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の推進

食料供給の現場である地方の実情に応じて、国と地方との連携による持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく各施策を着実に推進するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 食料安全保障の強化

- 世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など、食料・農業・農村をめぐる諸情勢が変化する中、過度に輸入に依存する構造を改め、輸入食品原材料の国産転換やこれに対応し得る産地形成、生産資材の国内代替転換等を進め、更なる食料安全保障の強化を図ることが必要。

【我が国の食料自給率の推移（カロリーベース）】

S40	S50	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
73%	54%	39%	39%	39%	38%	38%	37%	38%	37%	38%	38%

【我が国と諸外国の食料自給率（カロリーベース・農林水産省試算）】

カナダ	オーストラリア	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	スイス	日本
221%	173%	115%	117%	84%	54%	58%	49%	38%

【「食料安全保障強化政策大綱」の概要】

過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充することとして改訂。

(1) 食料安全保障の強化

- ア 食料安定保障の強化に向けた構造転換の実現（過度な輸入依存からの脱却）
- イ 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現
- ウ 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現
- エ 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- (2) スマート農林水産業等による成長産業化
- (3) 農林水産物・食品の輸出の促進
- (4) 農林水産業のグリーン化

2 国内生産の増大

- 国民への食料の安定供給に向け、食料や生産資材について、過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、海外依存度の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていくことが必要。

【農業産出額の推移】

(単位：億円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
岩手県	2,476	2,433	2,352	2,494	2,609	2,693	2,727	2,676	2,741	2,651	2,660
全 国	85,251	84,668	83,639	87,979	92,025	92,742	90,558	88,938	89,370	88,384	90,015

【「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の概要】

食料・農業・農村基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加又は見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を整理。

(1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

ア 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、平時からの食料安全保障を確保。

イ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。

ウ 海外市場も視野に入れた産業に転換

エ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

オ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

(3) 人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

3 適正な価格形成の実現及び国民理解の醸成

- 生産資材価格が高騰する中、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、地域経済を活性化し、消費者の購買力を高めていくことが重要。
- 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需要に応じて価格が決定されることから、国において、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを早期に構築することが必要。

【「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表の概要】

(1) 全体の流れ

- ・ 次期食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年春頃）
- ・ 「食料安全保障強化政策大綱」の改訂（令和5年12月に先行実施）

(2) 適正な価格形成

- ・ 「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、議論を開始（令和5年8月）
- ・ 適正取引を推進するための仕組みの構築（令和5年度から令和6年度まで） 等

4 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の推進

- 国は、国民生活の安定と安心の基盤を支える役割を担う食料・農業・農村について、食料供給の現場である地方の実情に応じた施策の充実・強化を図り、国と地方の連携による持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう取り組んでいくことが必要。
- 食料自給率が100パーセントを超える岩手県は、引き続き、我が国の食料供給基地としての役割を果たしていくことが重要と認識しており、我が国の食料供給の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくことが必要。

【岩手県の食料自給率の推移（カロリーベース）】

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
105%	105%	111%	110%	103%	101%	106%	107%	105%	108%

【食料自給率の全国順位（カロリーベース・令和3年度）】

1位	2位	3位	4位	5位	6位
北海道 (223%)	秋田県 (204%)	山形県 (147%)	青森県 (120%)	新潟県 (109%)	岩手県 (108%)

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

35 農林業における「産地対策の充実・強化」

「食料・農業・農村基本計画」の推進による農業の体質強化を図るため、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

また、「森林・林業基本計画」の推進による森林・林業・木材産業の持続的な成長発展によりグリーン成長を実現するため、森林の適正管理や木材産業の競争力強化等に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水田等を有効に活用した産地対策の充実・強化

- (1) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
また、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望します。
- (3) 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦・大豆生産技術向上事業」について、需要に応じた米の生産と水田フル活用による農業者の所得確保に有効であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分な予算の措置が必要。
- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが重要であり、安定的な予算の確保とともに、十分な予算の措置が必要。

【本県への交付額】

(単位：億円)

	対象作物	H30	R1	R2	R3	R4
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	麦、大豆、そば、なたね	20.8	27.0	22.1	24.5	24.4
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	米、麦、大豆	0.1	0.0	0.0	17.7	7.0
水田活用の直接支払交付金	飼料用米等	128.6	129.7	126.8	132.1	119.5
計		149.5	156.7	148.9	174.3	150.9

【国の予算状況】

(単位：億円)

交付金等	R2	R3	R4	R5	R6
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	2,163	1,986	2,058	1,984	1,992
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	645	655	683	528	419
水田活用の直接支払交付金	3,050	3,050	3,050	2,918	2,883
経営所得安定対策等推進事業	85	84	90	72	71
合計	5,943	5,775	5,881	5,502	5,365

2 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて

- 「水田活用の直接支払交付金」の見直しに対し、生産者や市町村、農業団体などからは、生産意欲の減退や耕作放棄地の発生への懸念等の声が寄せられている。
- 県内の転換作物には、りんどうなど、5年以上の周期でブロックローテーションを行っている作物があり、令和4年度に見直された5年に一度の水張り期間の設定が本県の実情にそぐわないものもある。
- 国では、5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続することとしている。

3 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦・大豆生産技術向上事業」の継続

(1) 畑作物産地形成促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和5年度	1,781,006	1,738,658	98
令和6年度	1,868,024	—	—

(2) コメ新市場開拓等促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和5年度	446,164	417,325	94
令和6年度	462,329	—	—

(3) 麦・大豆生産技術向上事業の要望額と内報額 (単位：千円)

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和5年度	10,759	10,759	100
令和6年度	955	955	100

4 「畑地化促進事業」の予算措置

(1) 畑地化促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

	メニュー		要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和5年度	畑地化支援	1次	4,426,416	394,791	9
		2次	279,573	279,573	100
令和6年度	畑地化支援	—	1,433,496	—	—

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

- (1) 人口減少・高齢化が進行する中、共同活動を促進し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農村における地域社会を維持していくため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

【現状と課題】

1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払における令和5年度の国の当初配分額は、要望額の96%にとどまっている状況。
- 人口減少・高齢化が進行する中、農村における地域社会を維持していく上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、令和7年度の確実な予算措置が必要。

《日本型直接支払制度の取組面積》

(単位：ha)

区 分	H26年度	R1 (H26比)	R2 (H26比)	R3 (H26比)	R4 (H26比)	R5 (H26比)	R6 (H26比)
多面的機能支払	63,827	75,105 (118%)	75,065 (118%)	75,819 (119%)	76,129 (119%)	77,204 (121%)	77,805 (122%)
中山間地域等直接支払	22,927	24,083 (105%)	23,117 (101%)	23,405 (102%)	23,494 (102%)	23,507 (103%)	23,550 (103%)
環境保全型農業直接支払	2,428	3,742 (154%)	3,043 (125%)	2,983 (123%)	2,677 (110%)	2,755 (113%)	2,926 (120%)

《日本型直接支払制度における国の令和5年度予算配分実績及び令和6年度配分状況》

(国費ベース)

区 分	要望額 (百万円)		配分額 (百万円)		配分率 (%)	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
多面的機能支払	2,477	2,453	2,335	2,262	94	92
中山間地域等直接支払	1,745	1,750	1,728	1,699	99	97
環境保全型農業直接支払	115.1	127	114.9	10月配分	99.8	—
計	4,337.1	4,330	4,177.9	—	96.3	—

2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計であり、一定の地方財政措置が行われている。特に、中山間地域等直接支払交付金においては、令和3年度から普通交付税による県負担分への措置率が3分の1から6割に引き上げられ、県の実質負担額の軽減が図られたところ。
- 一方、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するものであることから、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、引き続き地方財政措置の充実が望まれる。

《日本型直接支払制度の地方財政措置》

1 多面的機能直接支払

国 (50%)	県 (25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実質負担 予定額 (6%)
	市町村 (25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実質負担 予定額 (4%)

2 中山間地域等直接支払

国 (50%又は1/3)	県 (25%又は1/3)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実質負担 予定額 (6%)
	市町村 (25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3 (8.3%)	特別交付税措置 残余の7割 (11.7%)	実質負担 予定額 (5%)

3 環境保全型農業直接支払

国 (50%)	県 (25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実質負担 予定額 (6%)
	市町村 (25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実質負担 予定額 (4%)

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

《 要 望 事 項 》

3 産地づくりに必要な施設の整備等に対する支援

園芸をはじめ、麦・大豆、雑穀などの産地の基盤強化や競争力強化、スマート農業技術の導入による生産性の向上に重要な役割を果たす「強い農業づくり総合支援交付金」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 「強い農業づくり総合支援交付金」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」による施設等整備は、産地の基盤強化につながり、「強い農業」づくりに大きく貢献。
- 令和6年度においても、事業実施要望が多く出される見込みであり国の十分な予算措置が必要。

(1) 「強い農業づくり総合支援交付金」配分状況等
産地基幹施設等支援タイプの配分状況等

【配分状況】

(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4	R5
要望額	503,841	764,006	1,211,570	272,525	892,800
配分額	503,841	471,546	520,660	272,525	892,800
配分率	100%	62%	43%	100%	100%

【事業実施状況】

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
令和3年度	1地区／3地区	大型貯乳施設 (R2～R4) ※ 未配分地区：農産物処理加工施設 (小麦、大豆)、乾燥調製施設 (水稻、小麦)
令和4年度	1地区／1地区	乾燥調製施設 (水稻、小麦)
令和5年度	1地区／1地区	穀類乾燥調製貯蔵施設 (水稻)
令和7年度以降に整備予定		土壌改良資材製造施設 等

(2) 「産地生産基盤パワーアップ事業」配分状況等

【配分状況】

(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4	R5
要望額	300,364	406,339	168,784	1,122,980	1,188,459
配分額	300,364	406,339	168,784	22,980	1,188,459
配分率	100%	100%	100%	2%	100%

【事業実施状況】

実施年度	採択地区／要望地区	内訳
令和3年度	7地区／7地区	ピーマンパイプハウス団地 トマト周年栽培施設（環境制御装置）、乾燥調製施設（大豆）等
令和4年度	2地区／3地区	トマト環境制御システム、ばれいしょ収穫機等 ※ 不採択地区：高度環境制御栽培施設
令和5年度	3地区／3地区	高度環境制御栽培施設、施設野菜ヒートポンプ 乾燥調製施設（大豆）
令和6年度以降に整備予定		高度環境制御栽培施設 等

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆機械導入対策）の要望額と内報額
（単位：千円）

	要望額 A	内報額 B	B/A (%)
令和5年度	244,627	244,627	100
令和6年度	100,170	100,170	100

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 米の需給と価格の安定に資するため、国主導による実効的な対策に加え、主食用米の消費喚起や米粉用米等の利用促進などの需要拡大対策を引き続き推進するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 米の需給と価格の安定

- 現在、岩手県農業再生協議会において、需要に応じた米生産に着実に取り組んでいるところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要。
- 全国の米の民間在庫量は、令和5年6月末は197万トン、令和6年6月末には177万トンと、適正な水準とされる200万トンを下回る見通しとなっているが、米の需要は年々減少傾向にあることから、米の需給と価格の安定に向け、引き続き、主食用米の長期保管への支援などの在庫対策、消費喚起等の需要拡大対策が必要。
- 米粉用米については、「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における生産努力目標を13万トンと定めているが、令和6年度の需要量は6.4万トンにとどまっていることから、一層の米粉消費拡大対策が必要。

【全国の6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）】 （単位：万トン）

H22	H26	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (国試算)
216	220	199	190	189	200	218	218	197	177

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【相対取引価格（全国、全銘柄平均価格）】 （単位：円／玄米60kg）

H22産	H26産	H29産	H30産	R元産	R2産	R3産	R4産	R5産
12,711	11,967	15,595	15,688	15,716	14,529	12,804	13,844	15,293

出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1) 相対取引価格は、当該年産出回りから翌年10月までの平均、令和5年産は令和6年4月までの価格

注2) 平成22年産、平成26年産及び令和3年産は、相対取引価格が下落

2 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合には、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き、国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講じることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 流通課、農産園芸課

《 要 望 事 項 》

5 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、地方交付税措置を堅持するよう要望します。

【現状と課題】

- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期すことが必要。

(第 193 回国会 (常会) (平成 29 年 1 月 20 日～6 月 18 日)) 参議院農林水産委員会の付帯決議

主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

【略】

二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。

【以下略】

- 「稲、麦類及び大豆の種子について（通知）の一部改正について」（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 政統第 2741 号農林水産事務次官通知）に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保に万全を期すことが必要。

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）

主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了願したい。

【略】

6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

6 畜産業の体質強化に向けた予算措置

(1) 畜産経営の施設整備等に係る予算措置

畜産経営の規模拡大やスマート農業技術の導入等による収益力の強化に向け、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

繁殖雌牛の増頭を図り、子牛の生産拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」及び「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 畜産経営の施設整備等に係る予算の措置

- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るために重要。
- 令和7年度は、個別経営体のほか、公共牧場での草地整備及び施設整備の要望があり、補助金ベースで約1億円。
1地区は、おおむね5か年で完了することとなっており、計画的な事業の執行に向け、要望額に応じた予算の措置が必要。

【岩手県の「草地畜産基盤整備事業」の要望額と配分額】

(単位：千円)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
要望額 A	310,533	305,472	210,402	198,731	100,209	100,857
配分額 B	310,533	305,472	210,402	198,731	100,209	—
配分率 (B/A)	100%	100%	100%	100%	100%	—
国の予算額	2,934,689	2,947,380	3,099,782	3,077,217	2,940,540	—

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、事業の継続実施が不透明な中、本県での令和7年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約19億円（4経営体）。
- こうしたことから、畜産の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の措置が必要。

【岩手県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額】

(単位：千円)

国の予算区分	R1年度 補正	R2年度 補正	R3年度 補正	R4年度 補正	R5年度 補正要望	R7年度 要望
施設整備要望額 A	1,079,344	1,049,439	—	200,085	617,178	1,891,700
配分額 B	1,079,344	1,049,439	—	200,085	—	—
配分率(B/A)	100%	100%	—	100%	—	—
機械導入要望額 C	195,768	211,292	189,860	94,311	223,956	—
配分額 D	195,768	207,145	189,860	94,311	—	—
配分率(D/C)	100%	98%	100%	100%	—	—
国の予算額	63,697,000	61,327,000	61,700,000	61,900,000	34,520,000	—

2 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る予算の措置

- 本県の肉用牛は、飼養頭数、産出額において、全国トップクラスの地位にあるものの、一戸当たりの経営規模が小さく、生産コストも高いことから、経営体質の強化に向けて、規模の拡大や生産性の向上を進めることが必要。
- 本県では、「肉用牛経営安定対策補完事業」と「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」を活用し、令和5年度まで、毎年400頭以上の繁殖雌牛の導入が行われ、和牛農家の規模拡大が進展。

(1) 肉用牛経営安定対策補完事業

中核的経営体の規模拡大を支援するため、優良な繁殖雌牛の増頭等に対して奨励金を交付。

- ① 中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援：増頭奨励金単価 8～10万円/頭
- ② 多様性：遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 6～9万円/頭

(2) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の規模拡大を支援するため、優良な繁殖雌牛の増頭に対して奨励金を交付。

- ① 飼養規模50頭未満：24.6万円/頭
- ② 飼養規模50頭以上：17.5万円/頭

なお、国では、令和5年度補正予算において、規模拡大に向けた家畜導入を支援する本事業の予算を措置せず、新たに、高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を行う場合に奨励金を交付する「優良繁殖雌牛更新加速化事業」を創設。

【優良繁殖雌牛更新加速化事業】

- ① 優良な繁殖雌牛：10万円/頭
- ② 希少な父牛由来の繁殖雌牛：15万円/頭

【岩手県における家畜導入事業の実績】

(単位：頭)

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度 見込
肉用牛経営安定対策補完事業	351	181	164	101	64	—
生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）	—	647	591	339	411	予算措置無
合計	432	828	755	440	475	—

【県担当部局】 農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

7 家畜防疫対策への万全な対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の感染拡大防止対策の徹底

高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、まん延防止に係る施設整備等に対する継続的な財政支援を行うなど、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

(2) 野生いのししにおける豚熱対策の強化

農場への重要な感染源となり得る野生いのししの豚熱検査や捕獲対策を強化するとともに、経口ワクチンの十分な量の確保とその散布に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(3) 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

(4) 風評被害への万全な対応

高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生等による風評被害が生じないよう、消費者・事業者等に対し、正確な情報の周知を徹底するなど、引き続き、万全の対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の感染防止対策の徹底

- 高病原性鳥インフルエンザは、令和5年度シーズン、10道県で11例の発生が確認。
(令和6年4月29日現在)
- 豚熱は、平成30年9月以降、20都県で90例の発生が確認されるとともに、35都府県で野生いのししへの感染が確認。
(令和6年2月16日現在)
- 施設整備等に活用可能な国事業として、消費・安全対策交付金の地区推進事業（地域における発生予防体制整備）が措置。

【令和6年度計画】

事業主体：5協議会（7農場）
内報額：2,662千円

2 野生いのししにおける豚熱対策の強化

- 野生いのししの豚熱検査は、現在、北海道を除く46都府県で実施しているが、豚熱の浸潤状況を正確に把握するために国が目標としている頭数（年間299頭以上）の検査を実施している都府県は35県にとどまっている（本県の令和5年度の検査頭数は523頭）。
- 野生いのししにおける豚熱対策の効果的な実施に向け、全国一律で国が目標としている頭数を検査できるよう、野生いのししの豚熱検査や捕獲対策の強化が必要。

- 野生いのししへの経口ワクチン散布について、令和6年度に県内の31市町村337地点での散布を計画し、ワクチン26,960個の供給と必要経費9,790万円の措置を要望したところ、国の内示は、26,400個（配分率98%）、7,830万円（配分率80%）。

3 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 本県では、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港において、国と連携し、国外からの豚肉製品の持込検査や靴底消毒の徹底などの水際対策を実施。
- 我が国との定期航路のある韓国釜山市のフェリー埠頭の裏山において、野生いのししのアフリカ豚熱への感染が連続して確認されるなど、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化することが必要。

【いわて花巻空港における水際対策】

1 国（農林水産省・動物検疫所）の対応（税関とも連携）

- ① 豚肉製品等（肉類、ソーセージ、ハム等の肉製品）の持込検査
口頭質問等により豚肉製品所持の有無を確認。持込みがあった場合には回収・廃棄。
- ② 入国者（国際線利用客）の靴底消毒（消毒マット設置）
- ③ 豚肉製品等持込防止のポスター等の空港内での掲示（英語、中国語等）

2 県の対応

- ① 動物検疫広報キャンペーンの開催（令和6年5月3日）
動物検疫所と岩手県の共催により、海外渡航客を対象に、豚肉製品等の持込防止を周知徹底。
- ② 繁忙期における国内線利用客の靴底消毒（消毒マット設置）
旅客の動きが活発となるお盆期間等において国内線利用客を対象に実施。
- ③ 豚肉製品等持込防止のリーフレット等の空港内での掲示（英語、中国語等）

【釜石港における水際対策】

国（農林水産省・動物検疫所）が指定検疫物等の検査を実施

4 風評被害への万全な対応

- 現時点で、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生等に伴う価格下落等の風評被害は発生していないが、引き続き、消費者・事業者等に対し、正しい知識の啓発を行うことが必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

8 安全な食料の供給に向けた予算措置

農薬の適正な使用や伝染性疾病・病虫害の発生予防等の取組を推進するため、「消費・安全対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 「消費・安全対策交付金」は、本県における安全な食料の供給に向けた農薬の適正使用や、伝染性疾病・病虫害の発生予防等の取組の推進に有効。
- 令和4年度までの本県への当初配分額（ソフト事業、一般枠）は、要望額のおおむね9割程度であったが、令和5年度以降は7割程度となっているところ。
- 生産現場における適時・適切な訪問指導や安全な食料供給のための現地調査のほか、伝染性疾病を迅速かつ効率的に診断できる検査機器の導入に係る予算の十分な措置が必要。

《消費・安全対策交付金（ソフト事業、一般枠）の要望額と配分額》 （単位：千円）

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
要望額 A	38,318	74,043	51,604	40,405	40,889
当初配分額 B	38,075	60,057	44,895	27,273	28,642
当初配分率 B/A	99 %	81 %	87 %	67 %	70 %
追加配分額 C	0	0	0	3,996	-
追加配分後の配分率 (B+C) /A	99 %	81 %	87 %	77 %	-

《消費・安全対策交付金の主な事業メニュー》

- ・ 農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・ 家畜衛生の推進
- ・ 病虫害防除の推進 など

【県担当部局】 農林水産部 農業普及技術課、畜産課、水産振興課

《 要 望 事 項 》

9 農業委員会の活動等に対する予算措置

- (1) 農地利用最適化推進委員等による担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化推進活動のよりの確かつ効果的な実施に向け、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) また、農業委員会の活動の充実には、農業委員会ネットワーク機構が担う農業委員会間の連絡調整や推進委員等の研修、地域計画の実現に向けた支援などの役割が一層重要となっていることから、その活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県内の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況（各年4月1日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年
農業委員（人）	422	423	426
最適化推進委員（人）	482	478	482
計（人）	904	902	908

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（目標地図）等を盛り込んだ地域計画の実現に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関・団体と連携した農地バンクへの貸付等の促進など、農業委員会の役割が一層重要。

農地利用の最適化推進活動などの成果を上げるためには、委員等の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。

- 農地利用の最適化活動等を行う農業委員会へのサポート業務を農業委員会ネットワーク機構が的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

・機構集積支援事業の予算措置状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A: 要望額(千円)	72,071	66,932	71,856	75,681
うち農業委員会	46,013	46,041	50,132	43,036
うちネットワーク機構	26,058	20,891	21,724	32,645
B: 割当額(千円)	58,372	39,748	38,624	41,489
うち農業委員会	38,465	23,164	27,567	18,223
うちネットワーク機構	19,907	16,584	11,057	23,266
B/A 配分率	81.0%	59.4%	53.8%	54.8%
うち農業委員会	83.6%	50.3%	55.0%	42.3%
うちネットワーク機構	76.4%	79.4%	50.9%	71.3%

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

10 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

【県の貸付目標額に対する国の貸付目標額（内示額）】

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県の貸付目標額	3,138,000	3,138,000	3,138,000	3,138,000
国の貸付目標額（内示）	1,800,000	1,805,700	1,856,310	1,935,870
融資実績	3,466,000	4,056,000	4,858,000	-

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

【県担当部局】農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

11 森林整備促進のための支援の充実

- (1) 地球温暖化防止に貢献し、脱炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として整備していくため、「森林整備事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 持続可能な森林経営に不可欠な再生林や搬出間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業循環成長対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 豊富な広葉樹資源を有する本県において、林業成長産業化の実現に重要な役割を果たす広葉樹林業の振興を図るため、広葉樹材の生産・加工体制整備に向け、広葉樹材生産を想定した目標値の設定を可能とするなど、採択基準を拡充するよう要望します。
- (4) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、令和6年度に創設された「ナラ枯れ被害の発生源となる被害木等の伐採・搬出事業」について、対象区域内の全ての広葉樹の伐採を補助対象とするよう、補助要件の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 森林整備事業の予算措置

- 令和6年度の「森林整備事業」の予算割当は、本県要望額の約9割。

計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再生林の一層の推進を図るため、「森林整備事業」の予算を十分に措置することが必要。

[森林整備事業の当初予算配分状況]

(国費ベース、単位：千円)

区分	令和5年度			令和6年度		
	補正※	当初	計	補正※	当初	計
要望額	421,000	587,090	1,008,090	419,604	668,778	1,088,382
配分額	342,600	532,158	874,758	419,604	527,710	947,314
配分率	81%	91%	87%	100%	79%	87%

※ 「補正」は、前年度に国で予算措置された経済対策分

2 林業・木材産業循環成長対策交付金の予算措置

- 本県では、これまで「林業・木材産業循環成長対策交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産基盤施設の整備、伐採から再生林までを連続して行う一貫作業、搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。

- これにより、コンテナ苗の生産施設が整備され、コンテナ苗の供給が進むとともに、再造林面積が着実に増加しているほか、高性能林業機械の導入数（累計）も令和4年度末で505台と年々増加し、令和4年次の素材生産量は146.1万m³と震災前の水準を上回るなど、効果を上げているところ。
- 引き続き、持続可能な森林経営に不可欠な再造林を強力に推進するとともに、木材の需要拡大や安定供給体制の構築を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を実現していくため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。
- 集材及びそれと連携して人工造林等の支援を行う「林業・木材産業循環成長対策交付金（低コスト再造林対策）」は、森林整備の効率的な実施のために有効であることから、継続した支援が必要。

〔林業・木材産業循環成長対策交付金の当初予算配分状況〕（国費ベース、単位：千円）

区 分	令和5年度	令和6年度
要望額	1,361,740	357,670
配分額	548,433	193,957
配分率	40%	54%

《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

項 目	金 額
A 植栽・保育に要する経費	288万円/ha
B 伐採収入（立木価格） ※1	157万円/ha
C=収支（B-A） ※2	▲131万円/ha

（令和4年度森林・林業白書から抜粋）

※1 スギ（山元立木）価格 S55:22,707円/m³ → R4:4,994円/m³（ピーク時の21.9%）

※2 補助金は含まない。

3 広葉樹林業に対する支援

- 広葉樹は、県内の私有林面積の約5割を占める本県林業に欠かすことのできない森林資源。
- 広葉樹の用途は、製紙用チップが大半であるものの、ミズナラの大径材など良質なものは家具やフローリング等に使用されるほか、コナラは、国内最大の生産を誇る木炭やしいたけの原木などに活用。
- 広葉樹伐採に必要な技術を持つ林業従事者の減少や広葉樹チップ価格の低迷などにより、生産量が伸び悩んでおり、広葉樹生産の効率化や高付加価値化に向けた取組が必要。
- 一方、林業機械や木材加工施設に対する既存の補助事業は、針葉樹材の生産を想定した生産量の増加や生産性の向上等の目標設定を採択基準としており、広葉樹材の生産を対象とすることが困難な状況。
- 豊富な広葉樹資源を有効に活用する生産・加工体制の整備に向け、「林業・木材産業循環成長対策交付金」等の国庫補助事業において、広葉樹材生産を想定した目標値の設定を可能とするなど採択基準の拡充が必要。

【岩手県における広葉樹素材生産量】

(単位：千m³)

年次	H29	H30	R1	R2	R3	R4
素材生産量	281	276	281	243	203	183

4 ナラ枯れ対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成 22 年度に県南部で初めて確認されて以降急速に拡大し、令和 5 年度には 19 市町村で被害が確認されており、薬剤による駆除を進めているが、被害の拡大を抑止できない状況。
- 令和 6 年度に、国の林業・木材産業循環成長対策交付金のうち森林健全化促進事業が拡充され、ナラ枯れ被害のまん延防止を目的とする「ナラ枯れ被害の発生源となる被害木及びその周辺に生育する高齢大径の未被害木の伐採・搬出並びに必要により行う焼却又は破碎処理」が創設。
- この事業では、ナラ枯れ被害木及び周辺の未被害木 19 樹種（以下「被害木等」という。）が伐採支援の対象となっているが、本県の広葉樹林は、本事業の対象外の広葉樹が被害木等と混交して生育している場合が多く、被害木等を伐採する際の支障となるため、対象区域内の全ての広葉樹の伐採を補助対象とするよう補助要件の拡充が必要。

【岩手県民有林におけるナラ枯れ被害量】

(単位：m³)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
被害量	—	6	—	758	913	1,692	3,726	6,231	2,145	2,854	5,021	4,950	4,235

【林業・木材産業循環成長対策交付金の当初予算配分状況】(国費ベース、単位：千円)

区分	令和 6 年度
要望額	1,500
配分額	1,500
配分率	100%

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

12 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電併給などのエネルギー変換効率の高い設備の整備、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備、「地域内エコシステム」の構築に向けた地域の体制づくりなど、木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るために必要な予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出量の削減には、熱電併給などのエネルギー変換効率の高い設備の導入や、民間事業者等が実施する取組への補助率の引上げなど、支援の拡充が必要。
- 県内では、熱電併給システムによる発電と熱供給を行う取組が進んでいるほか、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の整備に向けた動きもあり、今後も木質燃料需要の増加が見込まれることから、加工施設の整備等による燃料の安定供給体制の構築に向けた取組が必要。
- さらに、森林資源を地域内で持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築に向けた体制づくりや技術開発の取組を促進していくため、引き続き、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策林業成長産業化総合対策など国の総合的な支援が必要。

「地域内エコシステム」モデル構築事業実施状況

地域名	令和5年度	令和6年度（実施予定）
西和賀町(R4～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー導入に向けた先進地における情報収集 ・西和賀町及び周辺地域における簡易熱需要調査（チップ需要の把握） ・民間事業者におけるチップボイラーの導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入や燃料チップの供給体制などの具体的な実施計画を策定

「地域内エコシステム」モデル構築事業を実施した地域の取組状況

地域名	令和5年度	令和6年度（実施予定）
花巻市(R2～4)	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業の活用によるチップボイラー（1台）の導入（富士大学学生寮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者における木質バイオマスボイラーの導入計画等を支援するため、地域協議会の活動再開による相互連携及び情報共有を実施
一戸町(R3～5)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の設立 ・地域説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸町及び周辺地域における熱及び電気需要の把握（チップ需要の把握） ・導入設備の検討

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

13 非住宅建築物における木材の利用促進

林業成長産業化の実現に必要不可欠な木材の利用を促進するため、民間施設も対象とした木造・内装木質化の助成制度の拡充、J A S 認証の取得支援、専門知識を有する建築士の育成など、総合的な施策を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少が進む中、住宅着工戸数の減少が見込まれており、木材需要の拡大に向けては、非住宅建築物において、新たな木材需要の創出が必要。
- 非住宅建築物における木材利用を促進するためには、民間商業施設等の木造化や内装の木質化への助成とともに、J A S 構造材やC L T の活用促進、J A S 認証の取得・維持への支援、木構造に精通した建築士等の育成が重要。
- 本県では、岩手県産木材等利用促進基本計画に掲げる県産木材等の利用推進機関として、「いわて県産木材等利用推進協議会」を令和2年7月に設置し、あらゆる主体が一体となって県産木材の利用の促進を図ることとしており、こうした木材利用促進に資する総合的な施策の強化が必要。

【岩手県の新設住宅着工戸数】

(単位：戸)

年次	H30	R1	R2	R3	R4	R5
着工戸数	8,365	8,460	5,956	6,609	6,585	6,744
うち木造	7,033	6,694	5,219	5,757	5,440	5,503

【岩手県のJ A S 認証製材工場の状況】令和4年末現在

製材工場数	109 工場
うちJ A S 認証工場数	24 工場

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

36 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害とともに、ニホンジカによる高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されています。

県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長などに取り組んでいますが、これらの対策だけでは、個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標を達成できていない状況です。

また、近年はツキノワグマによる人身被害が多発しているほか、農業被害も継続して発生しており、地域住民等の安全を確保するためには、従来の対策に加え、更なる対策の実施などにより、被害防止や出没の抑制を図る必要があります。

さらに、近年、生息域が拡大しているイノシシについて、捕獲数及び農業被害が増加傾向にあり、豚熱等の防疫対策を徹底する上でも、対策の拡充・強化が必要となっています。

このため、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及、捕獲個体の処理の効率化など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

併せて、ニホンザル等の指定管理鳥獣以外の鳥獣について、被害防止に向けた生息数調査等のモニタリングを実施するために必要な財政措置を講じるよう要望します。

2 指定管理鳥獣に追加されたツキノワグマ対策の推進

令和6年4月にツキノワグマが指定管理鳥獣に追加されたところであり、第2種特定鳥獣管理計画の改訂に必要な「ガイドライン」を早期に提示するとともに、クマ類の特性や先行して地域で取り組まれている種々の対策を踏まえた支援制度の早期構築、柔軟な運用及び継続的な充実を図るよう要望します。

また、住民の生命・財産を確実に守るため、クマ類が人家周辺等に出没した際の銃器の使用について、必要な場合には、安全を確保した上で、その使用による捕獲が可能となるよう、関係法令の見直しを要望します。

3 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の確保

狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

狩猟者に占める高齢者の割合が高い状況を考慮した効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

④ 捕獲個体の処理の効率化

ニホンジカの捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理に係る捕獲従事者の負担が増大し、捕獲効率が低下している状況。

⑤ ツキノワグマの生息域の拡大と人身被害の増加

住宅街や学校等におけるクマ類の出没が相次ぎ、市街地やその周辺において人身事故が発生しており、これまで以上の被害防止対策が必要。

⑥ モニタリングを実施するために必要な財政措置

ニホンザル等、指定管理鳥獣以外の鳥獣による被害も問題となっており、被害防止対策を講じるにあたっての適切なモニタリングが必要。

2 クマ類の指定管理鳥獣への追加

(これまでの経緯)

- ・(県) 令和5年11月13日 北海道東北地方知事会による緊急要望
- ・(国) 令和6年2月8日「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」においてクマ類を指定管理鳥獣に追加する方針などを確認
- ・(国) 令和6年4月16日 鳥獣保護管理法施行規則(省令)改正
- ・(国) 現在、支援制度やガイドライン(※)の改訂について検討中(令和6年8月～9月頃に公表予定)。

※これまで、県管理計画を策定するに当たっては、国が定めるガイドラインに基づいて内容を検討しており、適切に個体群管理やゾーニング管理の方法を決定するためには、早期にガイドラインを示してもらうことが必要。

(市街地における銃猟規制)

- ・鳥獣保護管理法第38条第2項において、住居集合地域等における銃器の使用が制限。
- ・同法第38条の2において、都道府県知事の許可を受ければ、住宅集合地域等における麻醉銃猟を行うことができるが、国は、二次的な被害防止の観点等からクマ類については原則として許可しない運用。

- ・近年、市街地や人家周辺地域等におけるクマ類の出没が相次ぎ、事態収束に時間を要する事案が多く発生しているほか、捕獲従事者に危険が及ぶ可能性の高い状況もあったところ。
- ・(県) 令和5年11月13日 北海道東北地方知事会による緊急要望
- ・(国) 令和6年2月8日「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」において、銃猟が禁止されている市街地等での銃器による対応について、鳥獣保護管理法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理することを確認
- ・(国) 令和6年5月9日「鳥獣保護管理法第38条に関する検討会」において、検討を開始。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
狩猟	544	757	903	1,352	882	—
個体数管理	4,595	8,869	8,302	11,810	11,337	11,516
有害捕獲	7,399	4,794	11,526	13,677	14,335	14,047
計	12,538	14,420	20,731	26,839	26,554	25,563

※令和5年度は速報値。今後狩猟分が追加の見込み

《イノシシ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
狩猟	10	11	27	50	40	—
個体数管理	133	145	213	271	193	736
有害捕獲	100	190	422	624	746	630
計	243	346	662	945	979	1,366

※令和5年度は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み

《ツキノワグマ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
狩猟	80	62	96	63	47	54
春季捕獲	11	12	19	13	16	11
有害捕獲	243	352	440	385	356	818
計	334	426	555	461	419	883

※令和5年度の捕獲数はR6.2月末時点の速報値

《ツキノワグマ出没件数の推移》

(単位：件)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
件数	2,612	2,806	3,316	2,602	2,178	5,877

《ツキノワグマによる人身被害数の推移》

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
件数	12件	15件	27件	14件	23件	46件
人数	12人	16人	29人	14人	24人	49人

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	30年度	元年度	2年度	3年度
狩猟免許所持者数	3,151人	3,268人	3,558人	3,735人
うち60歳以上	60%	61%	59%	55%
うち第一種銃猟	1,788人	1,812人	1,873人	1,858人

3 鳥獣被害防止対策の拡充

- ① ニホンジカによる被害は年々減少しているものの、依然として全体被害額の過半を占めている状況。イノシシによる被害は年々増加傾向。

《野生鳥獣による農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	元年度	2年度	3年度	4年度
①農作物被害額	402	421	408	467
②うちニホンジカによる被害額	212	227	214	274
②/①	53%	54%	52%	59%
③うちイノシシによる被害額	18	28	52	41
③/①	5%	7%	13%	9%

- ② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価を引き上げることが必要。

《捕獲費用と支援単価》

(単位：円/頭)

①捕獲に要する費用*	②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(上限単価)	差額(②-①)
17,990	8,000	△9,990

※指定管理鳥獣捕獲等事業の支払単価

《捕獲費用(内訳)》

(単位：円/頭)

労賃		猟具、事業管理費等	計
捕獲労賃	個体処理労賃		
14,888	1,398	1,704	17,990

- ③ 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への年度当初の交付額は7割程度にとどまっている。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する当初予算措置状況》

(単位：千円)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
要望額①	177,613	227,528	280,495	335,911	304,811
交付額②	131,734	178,604	224,225	255,941	220,683
配分率②/①	74%	79%	80%	76%	72%

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

37 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算確保

農山漁村地域整備計画に基づき、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を着実に推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省所管の令和6年度公共事業全体予算は、対前年度比100.0%(6,784億円/6,782億円)、「農山漁村地域整備交付金」は、99.5%(770億円/774億円)となっている。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事 項	R2		R3		R4		R5		R6	
	当初	+R1 補正	当初	+R2 補正	当初	+R3 補正	当初	+R4 補正	当初	+R5 補正
農業農村整備	3,775	5,241	3,333	5,188	3,321	5,153	3,323	5,000	3,326	5,103
林野公共	2,198	2,589	1,868	2,825	1,867	2,634	1,875	2,570	1,877	2,622
水産基盤整備	784	974	726	1,006	727	997	729	999	730	1,030
海岸	52	57	63	70	81	92	81	109	81	107
農山漁村地域整備交付金	985	1,057	807	補正なし	784	補正なし	774	補正なし	770	補正なし
一般公共事業費計	7,793	9,917	6,797	9,896	6,780	9,663	6,782	9,452	6,784	9,632

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、第3期農山漁村地域整備計画期間(R2～R6)における本県への国費配分額は、令和5年度までの実績が265億円で、計画の684億円に対する進捗率は38.7%である。

《第3期農山漁村地域整備計画(R2～R6)に対する配分状況(国費ベース)》

上段：(各年度国費)
下段：累計国費
(単位：百万円)

項 目	R2	R3	R4	R5	R6	計
農山漁村地域整備計画 (A)	(2,781) 43,005	(2,966) 45,971	(3,005) 48,976	(3,098) 52,074	(16,288) 68,362	(28,138) 68,362 (C)
国庫配分額 (実績) (B)	(2,629) 17,590	(2,916) 20,506	(3,005) 23,511	(2,948) 26,459	(2,868) 29,327	(14,366) 29,327
進捗率 (各累計国費/全体計画額)	計画(A/C) 実績(B/C)	(62.9%) 25.7%	(67.2%) 30.0%	(71.6%) 34.4%	(76.2%) 38.7%	(100.0%) 42.9%

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備事業関係予算の確保

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤等の整備と、国土強靱化に向けた防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するため、引き続き、農業農村整備事業関係予算を、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、スマート農業技術の導入による米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では事業の実施期間が延伸している状況。

《東北における本県の水田整備等の状況（R3年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	東北平均	出典
水田整備率(%)	53.8	67.6	70.7	69.9	78.9	75.0	69.4	農林水産省データ

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

	①H26～30年度 (年平均)	②R1～R5年度 (年平均)	②/①
地区数	25地区(5地区)	40地区(8地区)	1.6倍

《事業の実施期間の延伸状況》

	標準工期(計画) A	事業期間(実績) [※] B	B/A
年数	6年	9年	1.5倍

※ 過去5か年(H30～R4)に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

- 本県では、スマート農業導入に向けた基盤整備の要望が増えており、水管理自動制御システムの導入、法面の緩傾斜化、排水路の暗渠化、RTK-GNSS 基地局などスマート農業技術の導入に伴い整備コストが上昇傾向。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な確保が必要。
- 県としても、スマート農業技術の活用に関する法律を踏まえ、農業生産基盤等の整備を推進する考え。

《スマート農業の導入に向けた基盤整備の実施地区の事例（導入予定含む）》

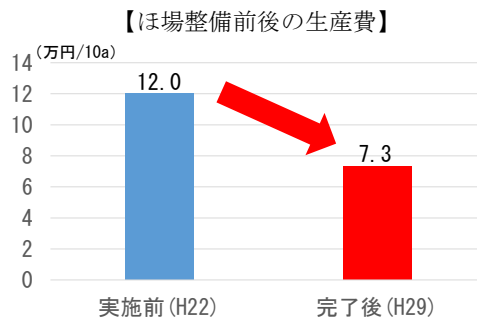
- ・ 水管理システム（自動給水栓）の設置：後藤川地区（八幡平市）ほか9地区
- ・ ロボット草刈機に対応する法面勾配の緩傾斜化：砂子地区（花巻市）ほか34地区
- ・ 排水路の暗渠化：高野・似田貝地区（遠野市）ほか1地区
- ・ GNSS 基地局の新設と併せた自動操舵システムの導入：一関遊水地地区（一関市）

《スマート農業の導入に向けた基盤整備における掛り増し経費の事例（花巻市平良木地区）》

- ・ 水管理システム（自動給水栓）の導入、ロボット草刈機に対応する法面勾配の緩傾斜化、排水路の暗渠化等を実施
- ・ 総事業費の約7%の掛り増し[363千円/10a程度上昇]

《スマート農業導入地区の効果（花巻市小瀬川地区）》

- ・ 直進アシスト田植機の導入により技術の平準化と自動給水栓の設置により水管理を省力化
- ・ 労働時間の削減、中古機械の活用や、米・麦・大豆の収穫に汎用コンバインを活用するなど、米の生産費は約4割減



○ 本県の防災重点農業用ため池 714 か所（廃止ため池（予定）を除く）において、計画的にハザードマップ作成などのソフト対策や豪雨・耐震等のハード対策を進めていくためには、「国土強靱化基本計画」に基づき、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

《岩手県の防災重点農業用ため池の防災・減災対策の状況》

（単位：か所）

項目	全体	R5 まで	うち防災工事が必要	
			R6 以降	
ハザードマップの作成	714	462	—	252
豪雨耐性評価	714	714	449	—
地震耐性評価	714	151	67	563
劣化状況評価	714	298	152	416
防災工事が必要なため池 （うち工事着手済み）	—	—	522 (11)	—

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を十分に確保するとともに、引き続き、工事のコスト縮減と早期完了に努めるよう要望します。

(2) 小水力発電施設整備の推進

国営事業で計画されている小水力発電施設について、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、早期供用開始に向けた整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在、本県で8地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来した場合は、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、十分な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

工期・事業費の()は着工時

事業名	地区名	工期	事業費 (百万円)					R7以降
			全体	R5迄	R6			
					要求	割当	充足率	
国営かんがい排水	わがちゅうおう 和賀中 央	H25～R8 (R3)	31,253 (21,500)	26,988	2,314	1,562	67.5%	2,703
〃	いわてさんろく 岩手山 麓	H26～R9 (R4)	22,694 (17,500)	17,190	1,183	985	83.3%	4,519
〃	とよさわがわ 豊沢川	H27～R7 (R4)	8,373 (6,700)	5,779	1,722	1,580	91.8%	1,014
〃	さんのうかいぐずまる 山王海葛丸	R6～R15 (〃)	13,500 (〃)	150	392	250	63.8%	13,100
国営施設 応急対策	もりおかなんぶ 盛岡南 部	H30～R9 (R7)	6,372 (4,000)	2,755	504	305	60.5%	3,312
〃	しずくいしがわえんがん 雫石川沿岸	R1～R7 (R6)	1,874 (1,500)	1,315	341	341	100.0%	218
国営造成 土地改良 施設整備	さるが いし よう すい 猿ヶ石 用水	R5～R7 (〃)	327 (〃)	63	191	191	100.0%	73
〃	なか だ 中 田	R5～R7 (〃)	634 (〃)	49	469	469	100.0%	116
計	8地区		85,027 (65,661)	54,289	7,116	5,683	79.9%	25,055

2 小水力発電施設整備の推進

現在実施中の和賀中央地区、豊沢川地区及び山王海葛丸地区において、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の整備が進められているところ。

これら3地区の小水力発電施設について、国営事業の工期内に売電開始できるように整備を推進することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 分収方式により造林を推進してきた県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の経営改善を図るため、分収方式による県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は、平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、県有林事業は対象とされておらず、平成 20 年度以降は措置されていない。
日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 469 億円、利息 141 億円、合計 611 億円（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 170 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。
- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても、平成 21 年度から同様の措置がなされている。
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 336 億円に係る年間利子相当額 9.0 億円については、特別交付税措置の対象となされておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について、特別交付税措置の対象とすることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

- (1) 松くい虫やナラ枯れ対策を行う「森林病虫害等防除事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 松くい虫等被害の新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。

【現状と課題】

- 近年、ナラ枯れ被害の拡大とともに防除事業費が増加しており、先端地域で増加する傾向にある松くい虫防除対策に十分な予算が措置できない状況となっている。本県の県木であり、針葉樹資源の約4割を占める「南部アカマツ」を守り、効果的な防除を実施するためには、「森林病虫害等防除事業」の予算を十分に措置することが必要。
- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件があり活用が限定的。
- 林内に放置された枯死経過木は、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるほか、周辺の景観を損ねていることから、枯死経過木の整理を行う事業が必要。
- 自治体の財政力の差によって被害対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

【森林病虫害等防除事業の予算配分状況（国費ベース）】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
要望額（千円）	85,094	85,098	89,372	89,292	81,246
配分額（千円）	67,597	64,433	65,000	65,000	60,930
配分率（％）	79	76	73	73	75

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

6 水産基盤整備事業関係予算の措置及び地方財政措置の充実

(1) 水産基盤整備事業関係予算の措置

漁業生産の効率化に向けた岸壁及び漁場生産力の向上に向けた漁場の整備や、防波堤など漁港施設の防災・減災対策等を計画的に推進するため、水産基盤整備事業関係予算及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算を安定的かつ十分に措置するよう要望します。

(2) 漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方財政措置の充実

地域の実情に応じた漁港施設の小規模改良や海業支援施設等の整備を推進するため、市町村が事業主体となって行う事業の地方負担について、公共事業等債と同等の地方財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 水産基盤整備事業関係予算の措置

- これまで、漁港施設等の復旧・復興事業を優先するため、水産基盤整備事業の要望は減少していたが、復旧・復興事業が完了したことや記録的な不漁が続いていることにより、漁業生産の効率化や水産資源の回復などに向けた水産基盤整備の要望が増加傾向。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行など、関係機関・団体からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な措置が必要。
- また、高波・地震・津波に対する漁港施設の機能強化や漁港施設の長寿命化対策を進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、予算の安定的かつ十分な措置が必要。

《水産基盤整備事業の新規地区数》

《水産基盤整備事業関係予算の震災前との比較》

(単位：百万円)

	H26～H30 (A)	R2～R6 (B)	増減率 (C=B/A)	国費	H22 当初内示 (A)	R6 当初内示 (B)	増減率 (C=B/A)
新規 地区数	12 地区 (2 地区)	33 地区 (7 地区)	2.8 倍	岩手県 (全国)	2,283 (77,278)	1,495 (73,426)	65.5% (95.0%)

※長寿命化対策を除く。カッコ書きは年平均値。 ※農山漁村地域整備交付金、海岸事業、浜の活力再生・成長促進交付金を除く

《漁場の整備、漁港の防災・減災対策等の状況》

	全体※1	年度別		
		R5 迄 (現状値)	R6	R7 以降
藻場造成実施箇所数	10	3	2	5
高波対策の完成漁港数	28	7	0	21
地震・津波対策の完成漁港数	31	8	1	22
長寿命化対策の完成施設数	44	29	5	10

※1 全体計画値は、R8 までのニーズ調査の結果

2 漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方財政措置の充実

- 市町村が事業主体となって行う漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方負担は、公共事業等債の適用となっていない状況。
- このため、計画的に事業が推進できるよう、地方負担の軽減に向けた財政支援が必要。

《参考：現行の地方財政措置》

事業主体	対象となる事業債	備考
県	公共事業等債	充当率 90%、交付税措置あり
市町村	一般補助施設整備等事業債	充当率 75%、交付税措置なし

《整備要望（国費ベース）》

（金額単位：百万円）

事業主体	実績		整備要望	
	R5	R6	R7	R8 以降
県	7	17	14	105
市町村	0	0	45	43
計	7	17	59	148

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

38 緊急浚渫推進事業の制度継続・拡充

令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業は、河川氾濫などの洪水被害の防止等のために地方公共団体が単独で実施する浚渫事業であり、事業期間が令和6年度までと定められています。

また、対象施設は、地方公共団体が緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防設備、治山施設、農業用ため池及び貯水能力を有する土地改良施設と限定されています。

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、河川等の浚渫事業の必要性は高く、河川の出水に伴い対策を要する箇所が増加し、継続して対策を実施していく必要があります。また、東日本大震災津波被害から復旧した海岸保全施設の樋管や水門周辺において、近年、土砂堆積が散見され、施設の機能低下が懸念されることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 緊急浚渫推進事業の制度継続

洪水被害の防止等に資する取組を推進していくため、令和7年度以降も緊急浚渫推進事業を継続するよう要望します。

2 緊急浚渫推進事業の制度拡充

河川と一体的な施設である海岸保全施設において、土砂の堆積による機能低下が、河川全体に影響を及ぼすことが懸念されることから、海岸保全施設を緊急浚渫推進事業の対象に追加するよう要望します。

【現状と課題】

- 緊急浚渫推進事業は、河川氾濫などの洪水被害の防止等のため、地方公共団体が単独で実施する浚渫事業であり、令和2年度に創設されたが、現制度は令和6年度までの事業期間となっている。本県においても当該事業を活用し、河川等の堆積土砂の撤去等を実施しているが、浚渫に伴い発生する浚渫土の残土処理地の確保等に課題があり、事業に時間を要している状況。また、労務単価の高騰に加え、事業箇所の近隣に残土処理地を確保できず遠隔地への運搬を余儀なくされるなど、事業費が増嵩。予算が限られているため、実施箇所を制限せざるを得ない状況。

- また、自然災害は激甚化・頻発化しており、出水の都度、河川等の堆積土量が増加、又は回復するなど、浚渫を要する箇所が尽きない状況にあることから、令和6年度までに全箇所の対策を講ずることは困難。その中であって、県管理河川はもとより、これに接続する支川等を管理する市町村も同様の課題を抱えている。河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被害の防止・軽減を図り、県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、県と市町村が一体となって、流域全体で対策を講じることが重要かつ効果的。国土強靱化を推進する上でも、令和7年度以降の制度の継続が不可欠である。
- 対象施設は、地方公共団体が各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防設備、治山施設、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）が対象施設となっている。
- 本県の海岸保全施設は、平成23年3月の東日本大震災津波により被災し、復旧工事を実施したところであるが、近年、樋管や水門周辺に土砂が堆積してきており、施設の機能低下が懸念されている。
- 特に、河川と緊密な関連がある農地海岸保全施設（釜石市下荒川地区）では、水門周辺の土砂の堆砂により河川断面を阻害するおそれがあり、出水時のほ場等の冠水と相まって、流域に影響を及ぼすことが懸念される。
- これらのことから、地域の安全を確保するため、令和7年度以降の事業の継続はもとより、河川等と同様に海岸保全施設を緊急浚渫推進事業の対象とするよう制度の拡充を要望するもの。

1 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）

（維持又は修繕）

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 緊急浚渫推進事業債関係通知

(1) 緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（事務連絡令和6年4月1日、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、農林水産省農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局地方債課）

① 対象施設

- ・ 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ ダム（河川管理施設）
- ・ 砂防設備
- ・ 治山施設
- ・ 農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）

② 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

③ 対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- 附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- 除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

④ 対象期間

令和2年度～令和6年度まで

(2) 充当率・算入率

充当率：100%、算入率：70%

3 海岸関係補助事業等

補助事業等	補助/ 単独	事業内容
海岸メンテナンス事業	補助	長寿命化計画策定 老朽化対策工事等
農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業)	補助	海岸保全施設整備、津波高潮・危機管理対策、 海岸環境整備
緊急自然災害防止対策事業	単独	(海岸保全施設は事業対象) 施設整備

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、漁港漁村課
県土整備部 河川課、砂防災課

39 地籍整備関係予算の措置

国土調査の一環として行う地籍調査は、公共事業に係る用地取得事務の期間短縮や災害時における復旧・復興の迅速化、適切な森林管理等における国土の保全などに重要な役割を果たしていることから、地籍整備関係予算について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地籍整備関係予算の措置

第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の着実な推進を図るため、地籍整備関係に必要な予算を確保するとともに、十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県は、昭和27年度から調査を開始し、これまでに22市町村の調査が完了。県全体の進捗率は全国の中でも上位であるものの、沿岸部は内陸部に比べ遅れている。
- 近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等被害からの復旧・復興や、将来発生が懸念される日本海溝・千島海溝地震津波への防災対策として、土砂災害等が発生する可能性が高い地域の調査を重点的に進める必要がある。
- 本県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき県計画を策定し、社会基盤の整備や防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしているが、所有者の高齢化や所有者不明土地の増加などにより、境界の確認が困難になりつつある。この状況で土砂災害等が発生した場合、復旧に当たって大きな障害が生じるほか、防災対策の実施も円滑に進まないおそれがある。
- しかしながら、国からの本県に対する当初予算の配分額は要望額を満たしておらず、本県市町の要望に十分に応えることができない状況にあることに加え、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく進捗率も低迷していることから、着実に調査を推進するための予算の確保が必要である。

[本県の地籍調査実施市町9市町のうち、進捗が特に遅れている沿岸市町の進捗率]

宮古市44%、大槌町46%、山田町53%

(令和4年度末の県平均進捗率86%)

【国における地籍関係予算の状況（当初：国費）】

（単位：百万円）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比
地籍整備関係当初予算	12,059	10,700	10,550	10,500	10,500
	92%	89%	99%	100%	100%
通常分	12,047	10,700	10,550	10,500	10,500
	93%	89%	99%	100%	100%
復興関係分 地籍調査費負担金	12	0	0	0	0
	11%	0%	0%	0%	0%

注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているので合計において一致しないものがある。

注2) 地籍関係予算とは、「地籍調査費負担金」及び「社会資本整備総合交付金（うち、防災・安全交付金）」等。

【本県への地籍調査費予算の配分額の状況（国費）】

（単位：百万円）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県要望額	163	116	198	244	291
当初配分額	100	90	178	199	219
配分率	61%	78%	90%	82%	75%

注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているので合計において一致しないものがある。

【第7次国土調査事業十箇年計画進捗状況（県計画）】

（単位：km²）

対象地域	R元まで	計画事業量	年度別実施面積										
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
面積	調査面積												
11,173	9,586	455	計画面積	36	78	120	169	215	260	311	357	409	455
			計画進捗率	7.9%	17.1%	26.4%	37.1%	47.3%	57.1%	68.4%	78.5%	89.9%	100.0%
			実施面積	26	38	55	81	113	—	—	—	—	—
			実施進捗率	5.7%	8.4%	12.1%	17.8%	24.8%	—	—	—	—	—

注1) 各年度の面積は累計である。

なお、R6の実施は見込みの値。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

40 公共事業予算の安定的・持続的な確保等

人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化、経済成長に資する社会資本の整備を推進するとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望します。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進等

近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、防雪及び凍雪害の対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、例年以上の規模の予算・財源を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望します。

また、令和6年度能登半島地震も踏まえ、同様の被害を防ぎ、県民の生命・財産を守るため、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画の策定時期を夏までに示した上で、令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠でこれまで以上に確保することにより、5か年加速化対策後も継続的・安定的に切れ目なく対策を講じるよう要望します。

あわせて、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携し、防災インフラの整備をより一層加速させるため、令和7年度までとなっている緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の拡充及び事業期間を延長するよう要望します。

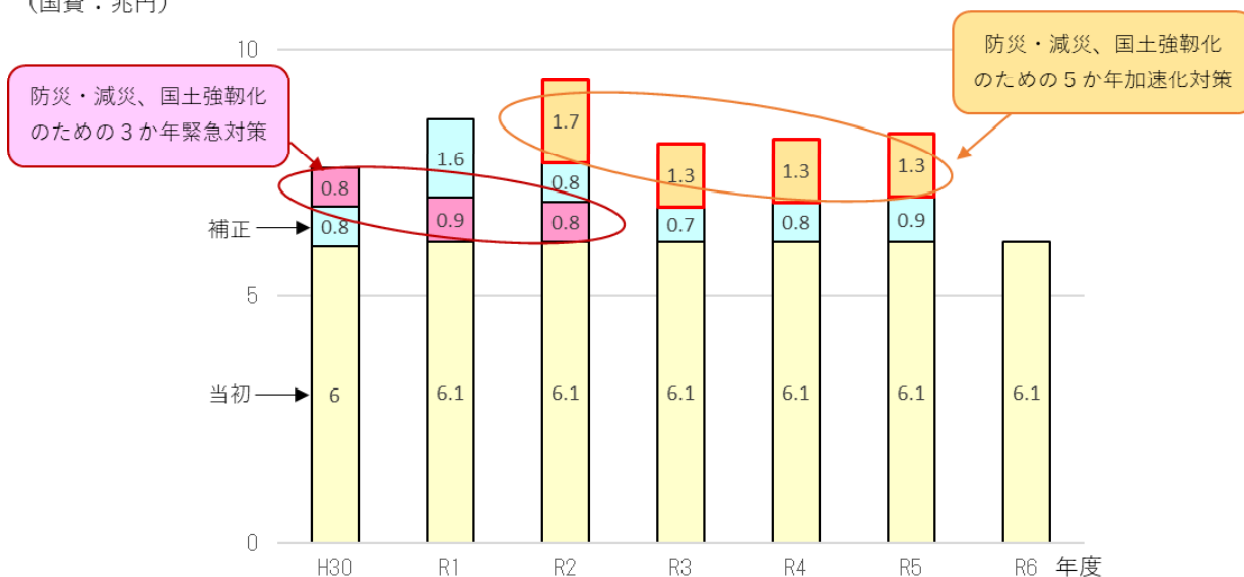
加えて、令和6年能登半島地震への対応では、国土交通省のTEC-FORCEが被災地の復旧・復興に大きな貢献をしていることから、このような激甚な自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要な資機材を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、地域の活性化、経済成長に資する社会資本の整備や防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化の取組を着実に推進するためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）では、令和3年度から7年度までの5年間、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。
- 近年、国の公共事業関係費は6兆円程度で推移しており、令和元年度と令和2年度当初予算では、3か年緊急対策の措置として、0.8兆円から0.9兆円程度が上積みされた。5か年加速化対策は、国土強靱化の更なる加速化・深化を図るため補正予算で措置された。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》

（国費：兆円）



出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

- 5か年加速化対策の予算は、5年間の事業規模で概ね約15兆円（うち国費約7兆円台半ば）を目途とする中、4年目となる令和5年度補正予算が成立・配分。国土強靱化年次計画2024（素案）によると4年間の累計は、事業規模約12.5兆円、うち国費約6.2兆円。これは、事業規模の目途に対して8割を超える水準。また、令和5年度補正予算には、「国土強靱化緊急対応枠」3,000億円が加算。

≪ 5 か年加速化対策の進捗状況 ≫

区 分	事業規模の目途（閣議決定時）		進捗状況（累計）	
	事業規模	うち国費	事業規模	うち国費
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね 15兆円程度	} 7兆円台 半ば	約12.5兆円	約6.2兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度		約10.2兆円	約4.8兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度		約2.1兆円	約1.2兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度		約0.2兆円	約0.2兆円

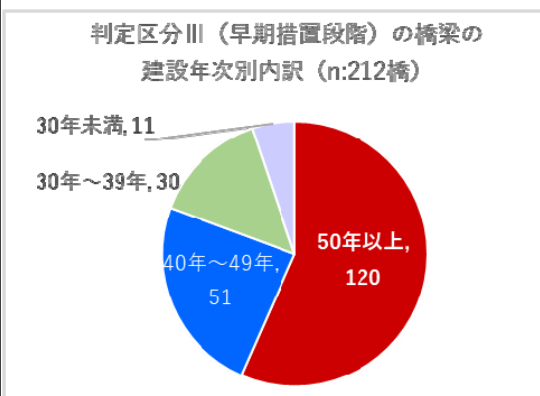
4年間で8割を超える水準が配分。

※ 令和5年度補正予算に計上された「国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）」を含まない計数。なお、計数は国において精査中。

出典：国土強靱化年次計画2024（素案）（第7回国土強靱化推進会議）

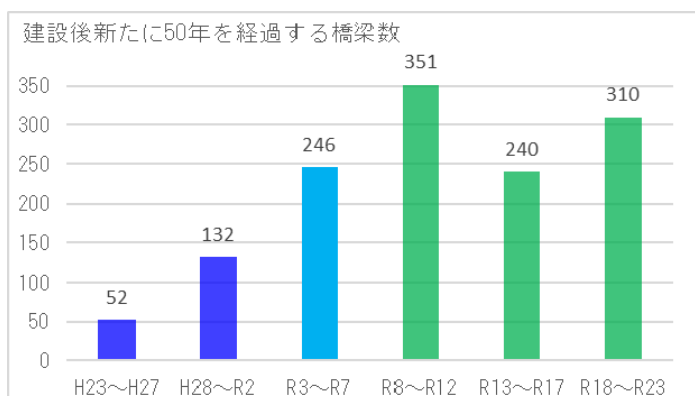
- 国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等を強力かつ計画的に推進するためには、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な予算を当初予算において別枠で安定的に確保していく必要。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震も踏まえ、同様の被害を防ぎ、県民の生命・財産を守るため、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画の早期策定と、取組の更なる加速が不可欠。概算要求が行われる夏までに同計画の策定の見通しを示し、令和6年内の早期策定が必要。また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など、今後起こり得る大規模自然災害への備えが求められる。そのためにも、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で、これまで以上に確保し、5か年加速化対策の計画期間の終了後においても、継続的・安定的な、切れ目ない対策を講じていく必要。
- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方公共団体における防災インフラの整備をより一層加速させることが重要。そのためには、令和7年度までとなっている「緊急自然災害防止対策事業債」の対象事業の拡充と事業期間の延長が不可欠。国と地方が一体となって、強靱化に取り組む必要。

≪ 橋梁の老朽化の状況 ≫



H27～R1の法定点検で判定区分Ⅲと診断された橋梁

早期措置が必要と判定された橋梁の6割が建設後50年以上を経過



建設後50年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

《本県の主な流域治水プロジェクト》

プロジェクト名	主な事業箇所（事業内容）
一級河川北上川水系	北上川（河川改修）、木賊川（遊水地）、外水沢（砂防堰堤）など
馬淵川水系	馬淵川・安比川（河川改修）、石切所の沢（砂防堰堤）など
二級水系久慈圏域	久慈川・小屋畑川・明内川（河川改修）など
田野畑村	松前川（河道掘削等）、小バタケ沢（砂防堰堤）など
安家川水系	安家川（河川改修）など
小本川水系	小本川（河川改修）、国境の沢(8)（砂防堰堤）など
宮古山田圏域	閉伊川（河道掘削等）、赤前上の沢(2)（溪流保全工）など
釜石大槌圏域	甲子川（河道掘削等）、大松（堰堤改築）、大渡（急傾斜地崩壊対策）など
気仙圏域	気仙川・矢作川（河川改修等）、城内（堰堤改築）など
気仙沼・登米・南三陸圏域	大川（河道掘削）など

- 令和6年能登半島地震への対応では、国土交通省の TEC-FORCE が発災直後から現地に入り、被災地の復旧・復興に大きく貢献。被災地方公共団体の被害状況や支援ニーズの把握とともに、警察・消防・自衛隊等の人命救助にあたる各機関と情報共有するなど、迅速な被災地方公共団体への支援に繋がっている。近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応に関し、地方公共団体のみでの対応には限界があり、大規模自然災害に備えるためには、地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の確保が必要。
- 本県は、全域が豪雪地帯（うち八幡平市の一部及び和賀郡西和賀町は特別豪雪地帯）に指定され、冬期間は豪雪による雪崩等により全面通行止めが発生するなど、冬期間の県民生活に多大な影響が生じている状況。
- 3か年緊急対策では、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」として「大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策」が実施されたが、冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等の雪対策について、5か年加速化対策期間において、また期間終了後においても着実な推進が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

41 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークを構成し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線です。

平成 28 年台風第 10 号による県内の甚大な被害も踏まえ、災害に耐え得る安全で信頼性の高い高規格道路として、国において継続して整備を推進するとともに、三陸沿岸道路等と一体的な管理を行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

宮古盛岡横断道路は、平成 28 年台風第 10 号により、現道活用区間において全面通行止めが発生したことから、田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備を推進するなど、国において全線の高規格化を図るよう要望します。

2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、東北地方の格子状骨格道路ネットワークを形成するとともに、国土防災上も極めて重要な路線であることから、全線を一括して指定区間に編入し、国において一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

- 宮古盛岡横断道路は、復興支援道路として国が一部区間を直轄権限代行により高規格道路として整備し、令和2年度には全線が開通。
- 一方、平成28年8月の台風第10号により、現道活用区間において11日間の通行止めが発生したことから、災害に対する脆弱性の解消を図り、信頼性の高い道路としての整備が急務となっているところ。
- 国では、令和元年度から、権限代行実施の検討を行うための調査に着手し、「国道106号宮古地区道路技術検討会」において、詳細ルート及び技術的課題を取りまとめ、令和2年度に田鎖墓目道路（根市～墓目）、令和3年度に箱石達曾部道路（箱石～達曾部）が直轄により新規事業化。
- 令和4年4月には、これらの事業中箇所が重要物流道路の「事業区間」に指定。
- 引き続き、事業化箇所の整備を推進するとともに、残りの区間についても、国により全線の高規格化が図られることが必要。

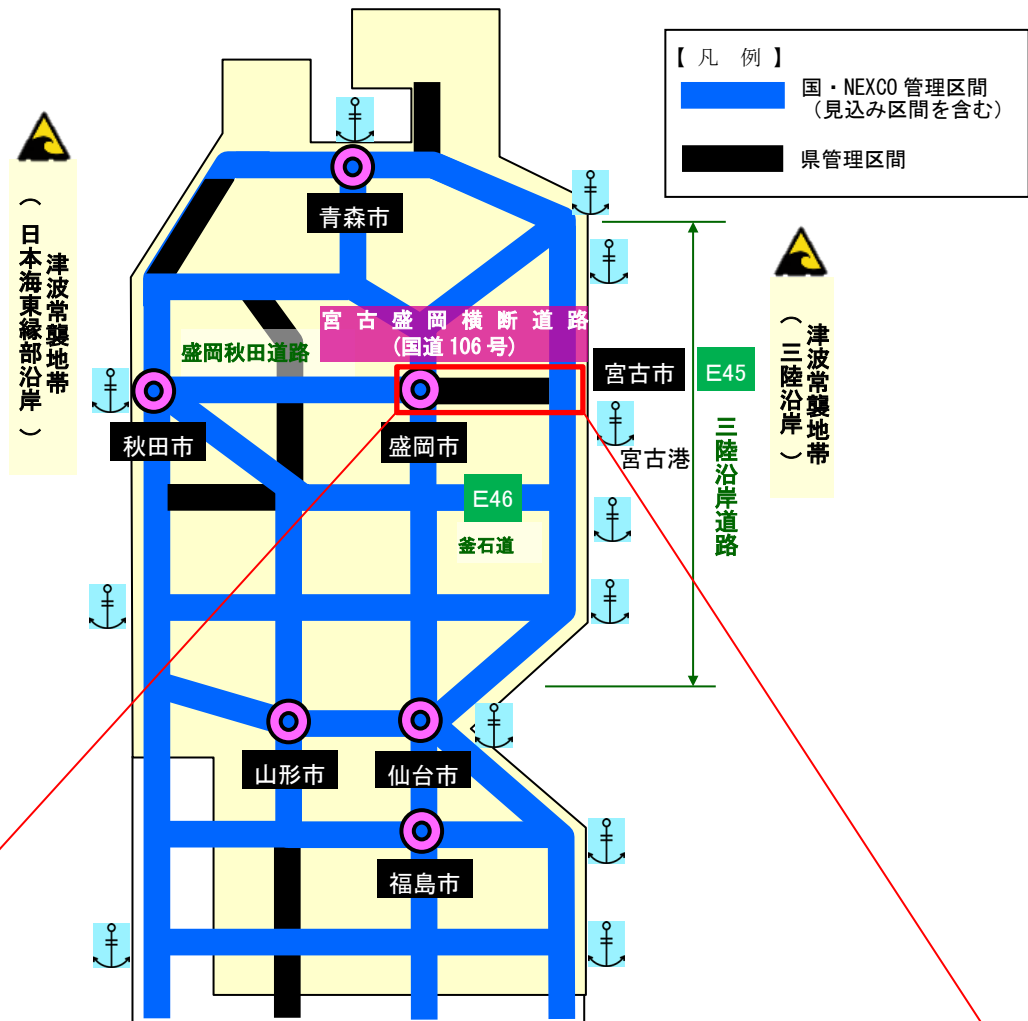
《高規格化の状況（令和6年4月現在）》

分類	延長	備考
整備済	53km	宮古箱石道路〔宮古西道路(宮古港 IC～宮古根市 IC)〕 〃 〔墓目～腹帯地区〕 〃 〔下川井地区〕 〃 〔川井～箱石地区〕 達曾部道路 平津戸松草道路 区界道路 築川道路 都南川目道路（川目 IC～手代森 IC）
事業中	17km	田鎖墓目道路（令和2年度事業化） 箱石達曾部道路（令和3年度事業化）
高規格化の検討が必要な区間	13km	腹帯～下川井 下川井～川井 達曾部～平津戸 松草～区界 手代森 IC～盛岡南 IC
計	約80km	

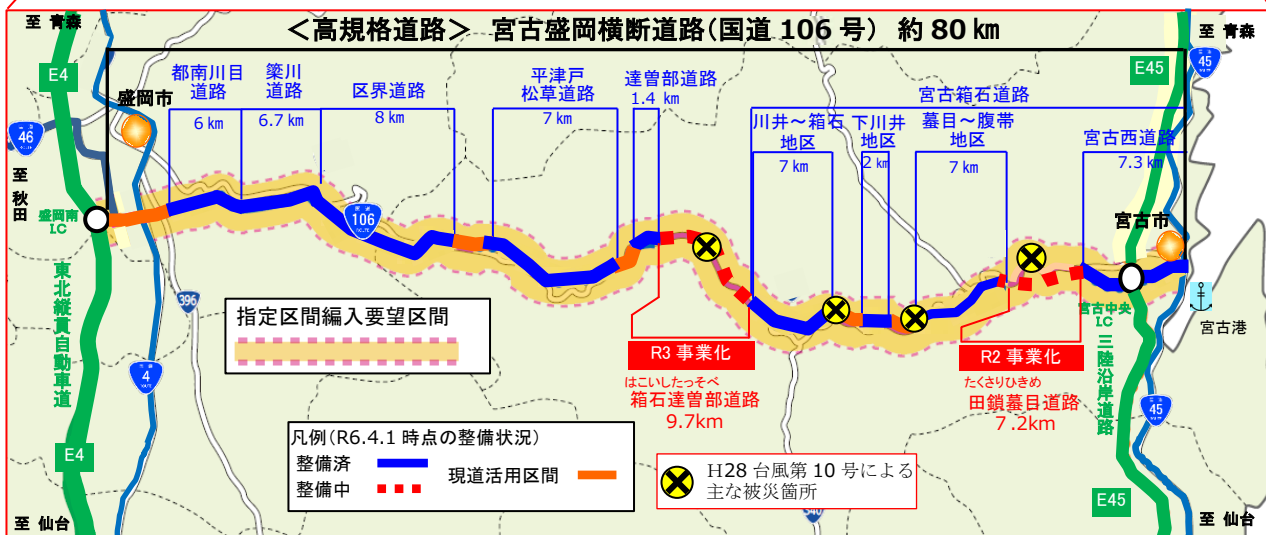
2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

- 宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の格子状骨格道路ネットワークの一部を構成することに加え、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線。
- 一方、格子状骨格道路の横軸のうち、県庁所在地と主要都市を結ぶ路線で県管理は国道106号のみ。
- 令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」において、三陸沿岸道路とともに「高規格道路」に位置づけ。
- 令和4年4月には、国において、全線が重要物流道路の「候補路線」に指定されるとともに、三陸沿岸道路と直結する整備済区間が「供用区間」に指定。
- 長大構造物が連続する（橋・トンネルの構造物比率53%）自動車専用道路等の規格の高い道路であることから、速やかに全線を一括して指定区間に編入し、直結する三陸沿岸道路の24時間の監視体制と一体となった高度で効率的な維持管理が必要。

東北地方の格子状骨格道路ネットワークと宮古盛岡横断道路の整備状況



(出典：国土交通省東北地方整備局ホームページに加筆)



【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

42 直轄事業の推進

本県における産業振興や交流・連携、災害に強い県土づくりを推進するため、通常の公共事業費の確保のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も確保し、直轄事業をより一層推進するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路整備事業の推進

県内における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、水沢金ヶ崎道路、金ヶ崎拡幅、北上拡幅、北上花巻道路及び盛岡南道路の整備推進並びに2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化
- (3) 一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の交通安全対策事業の推進
- (4) 一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進

2 直轄河川改修事業等の推進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進するため、以下のとおり直轄河川改修事業等を推進するよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の推進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の推進
- (3) 北上川上流ダム再生事業の推進

3 直轄砂防事業の推進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業を推進するよう要望します。

4 直轄港湾事業の推進

久慈港湾口防波堤整備事業について、静穏水域の拡大による取扱貨物量の増大や津波防災のために重要な施設であることから、着実に整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の推進

- 一般国道4号の4車線化の現状（令和6年4月1日現在）
県内延長：195.5km、4車線区間延長：61.7km（31%）
- 自動車関連産業や半導体関連産業など、東北有数の産業集積地である県南地域の渋滞の緩和を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、水沢金ヶ崎道路、金ヶ崎拡幅、北上拡幅及び北上花巻道路の整備推進と2車線区間の早期4車線化が必要。
- 国道4号矢巾町から国道46号盛岡市永井までの渋滞の緩和や周辺に集積している物流拠点への円滑な物流の確保に加え、県内唯一の高度救命救急センターである岩手医科大学附属病院へのアクセス向上を図るためには、令和4年度に事業化された盛岡南道路の整備推進が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化が必要。

《主な整備必要箇所（バイパス、4車線化）》

区分	工区名	全体延長	供用済延長	備考
事業中区間	水沢東バイパス	9.6km	6.9km	事業中
	水沢金ヶ崎道路	3.1km	0.0km	令和6年度新規事業化
	金ヶ崎拡幅（4車線化）	5.2km	0.0km	事業中
	北上拡幅（4車線化）	12.2km	9.7km	事業中
	北上花巻道路（4車線化）	3.1km	0.0km	事業中
	盛岡南道路	7.4km	0.0km	事業中
	盛岡西バイパス（4車線化）	7.8km	4.2km	令和7年度開通予定
未事業化区間（4車線化）	一関平泉地区（4車線化）		—	宮城県境～高梨交差点 大槻交差点～平泉BP南口

- 交通容量不足による渋滞に起因する追突事故等の交通事故削減や通学路における歩道の連続性確保を図るためには、一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の交通安全事業の推進が必要。

- 災害時における緊急輸送の確保及び安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するためには、一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進が必要。

《主な整備必要箇所(交通安全事業・電線共同溝事業)》

【交通安全事業】

- ・交差点改良（一般国道4号：紫波町高水寺北、盛岡市川久保
一般国道45号：大船渡市権現堂
一般国道46号：盛岡市舟場橋北）
- ・歩道整備（一般国道4号：一戸町岩館地区
一般国道45号：陸前高田市米崎地区、陸前高田市川向地区
野田村下安家地区、洋野町種市地区、洋野町宿戸地区）
- ・付加車線整備（一般国道4号：一関市荻荘地区、一戸町中山地区）

【電線共同溝事業】

- 一般国道4号：盛岡市茶畑地区
- 一般国道45号：大船渡市立根地区、大船渡市大船渡地区、宮古市磯鶏地区、宮古市神林地区、
宮古市石崎地区、宮古市藤原地区
- 一般国道46号：盛岡市永井地区

2 直轄河川改修事業等の推進

- 昭和22年カスリン台風及び昭和23年アイオン台風の洪水による大水害を契機に計画され、昭和47年に事業化した一関遊水地事業は、一関市市街地の洪水防御とともに下流部の氾濫防止等に資する事業であり、沿川地域の安全・安心を確保するため、早期完成が必要。
- 北上川水系の直轄河川堤防整備は、全国平均と比べても低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。
- 平成19年や平成25年など、近年、四十四田ダムや御所ダムにおいて、ダムの計画高水流量等を上回る規模の洪水が発生し、今後、県都盛岡市に甚大な洪水被害が発生するおそれがあることから、四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能の向上が必要。

《直轄河川改修事業に係る市町村からの要望箇所（令和5年度）》 ※_____箇所は事業着手済

【北上川】

- ・盛岡市津志田地区、夕顔瀬地区、乙部地区（築堤など）
- ・矢巾町土橋地区（築堤）
- ・紫波町紫波地区、彦部地区（築堤）
- ・花巻市新掘地区、八重畑地区、八幡地区、宮野目地区、外台地区（築堤）
- ・北上市黒岩地区、相去町下谷木地区、小鳥崎地区（築堤）
- ・北上市大曲地区（排水ポンプ増強）
- ・金ヶ崎町三ヶ尻地区（築堤）
- ・奥州市水沢地区、鶴城地区、大久保地区、鶉ノ木地区（築堤）
- ・奥州市赤生津地区（農地冠水頻度軽減対策、河道掘削）
- ・奥州市生母黒石地区、鶴城地区（河道掘削）
- ・奥州市姉体地区（堤防強化対策）
- ・一関市黄海地区（水門）
- ・一関市（吸川排水機場の機能強化）

【猿ヶ石川】

- ・花巻市東和町地区（築堤）

【一関遊水地】

- ・平泉町（地役権設定）
- ・一関市（小堤整備、磐井川改修、J R 磐井川橋梁の対策、地役権設定）

3 直轄砂防事業の推進

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、令和 6 年度は 3 か所で八幡平山系直轄火山砂防事業が進められる予定。

4 直轄港湾事業の推進

- 久慈港湾口防波堤は、令和 15 年度の完成に向けて事業中であり、津波防災のために早期整備が必要。
- また、湾口防波堤等の整備に伴い静穏水域が拡大し、安定的な就航が確保され取扱貨物量の増大が期待。特に、近隣地域での発電所の操業・建設による再生可能エネルギー関連原料及び資材の取扱いやセメント原料となる珪石の移出の増大が期待。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾空港課

43 高規格道路の機能強化

広大な県土を有する本県において、県土の縦軸・横軸となる高規格道路は、災害に強い道路ネットワークの構築や産業・観光振興を支える上で重要な基盤となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 暫定2車線区間の4車線化の推進

高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るため、秋田自動車道「北上西IC～横手IC間」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望します。

2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

近年、自然災害により高規格道路に並行する国道等の通行止めが多発していることなどを踏まえ、これらの道路の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置するよう要望します。

3 スマートインターチェンジの整備推進

スマートインターチェンジは、既存の高速自動車国道へのアクセスを向上させ、物流の効率化や観光振興などによる地域経済の活性化、救急医療体制の強化等に資することから、令和4年度に新規事業化された（仮称）八幡平スマートインターチェンジの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

三陸沿岸道路の沿線市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、インターチェンジの利便性向上や、追越車線、トイレ等の休憩施設及び案内看板の設置などの機能強化を推進するよう要望します。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくため、復興道路や復興支援道路をはじめとする道路の管理に当たり、引き続き、十分な体制を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 暫定2車線区間の4車線化の推進

- 令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」では、秋田自動車道北上JCT～大曲IC間が暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間に選定されたところであり、令和3年度までに北上西IC～横手IC間が事業に着手。
- 高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るためには、今後も暫定2車線区間の4車線化の推進が必要。

2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

- 近年、降雪等に伴う高速道路の通行止めにより、並行する国道等へ多くの車両が流入し、スタックによる車両滞留が発生している状況。
- また、秋田自動車道と並行する国道107号の北上市から西和賀町については、平成27年3月の土砂崩れ、令和2年12月の雪崩により通行止めが発生。
- 令和3年5月に西和賀町大石地区で発生した大規模地すべりにより19か月間の通行止めが発生。
- こうしたことなどから、並行する国道等の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置することが必要。

《高規格道路に並行する国道等の整備状況》

路線、箇所名	延長	並行する高規格道路
国道282号 佐比内	0.8km	東北自動車道（安代IC～鹿角八幡平IC間）
県道二戸五日市線 柿ノ木平	1.9km	八戸自動車道（安代IC～浄法寺IC間）

《近年の国道107号北上市から西和賀町の通行止め発生状況》

通行止め継続期間	原因	備考
H27.3.29～H27.11.28	土砂崩落	H27.11.28～片側交互通行、H28.12.18～通行規制解除
R2.12.16（約8時間）	スタック	並行する秋田自動車道も大雪のため通行止め
R2.12.24～25	雪崩	R2.12.25～片側交互通行、R3.5.1～通行規制解除
R3.5.1～R4.11.30	地すべり	R4.11.30～片側交互通行

3 スマートインターチェンジの整備推進

- スマートインターチェンジの整備は、既存の高速自動車国道へのアクセス向上のほか、物流の効率化や地域経済の活性化及び救急医療体制の強化に資することから、整備予算の確保が必要。

- 令和4年9月30日、(仮称)八幡平スマートインターチェンジの新規事業化が公表。このインターチェンジの整備により、東北屈指のスキー場を有する安比高原などへの利便性向上による観光振興、医療機関へのアクセス向上による救急医療への支援に加え、450年の歴史を持つイギリスの名門校であるハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機としたまちづくりへの寄与など、多様な効果が期待。

《県内のスマートインターチェンジ》

名称	整備状況
矢巾	平成30年3月24日開通
奥州	平成30年4月21日開通
滝沢中央	平成31年4月20日開通
平泉	令和3年12月4日開通
花巻PA	令和6年3月20日開通
(仮称)八幡平	令和4年度事業化

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

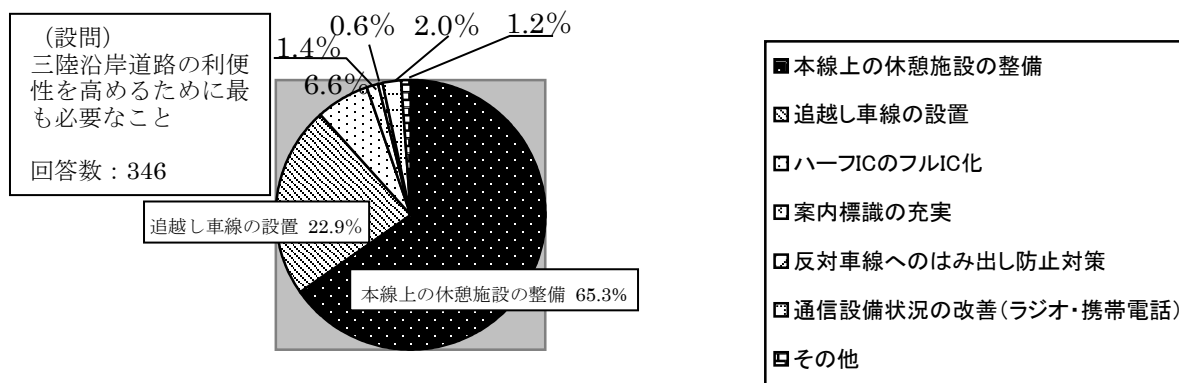
- 三陸沿岸道路のハーフ形式のインターチェンジにおいて、国により、開通後における社会情勢の変化への対応や国道45号の冠水区間の回避を目的としたフルインターチェンジ化が推進。

《ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化の事業中箇所》

IC名称	着手年度	整備内容
洋野種市	令和3年度	南向きインターチェンジの追加
山田北	令和4年度	北向きインターチェンジの追加

- 県が令和4年2月に実施した「物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート」では、回答者の約6割が「本線上の休憩施設の整備」を、約2割が「追越し車線の設置」を「利便性を高めるために最も必要な機能強化の項目」として回答。

《物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート結果（令和4年2月）》



- 引き続き、ハーフインターチェンジのフル化に向けた整備を推進するとともに、利便性の向上や開通後における社会情勢の変化に対応した追越し車線、トイレ等の休憩施設及び案内看板の設置などの機能強化が必要。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 開通した三陸沿岸道路等の適切な管理を行うため、令和 3 年 4 月 1 日に「南三陸沿岸国道事務所」が設置され、県内における直轄国道の管理体制が強化。
- 頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくためには、高規格道路が災害時に機能することが不可欠であり、全線開通した復興道路や復興支援道路をはじめとする道路を管理するための十分な体制の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

44 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、地域の将来像を踏まえた広域的な道路ネットワークの長期構想である「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化が必要なことから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

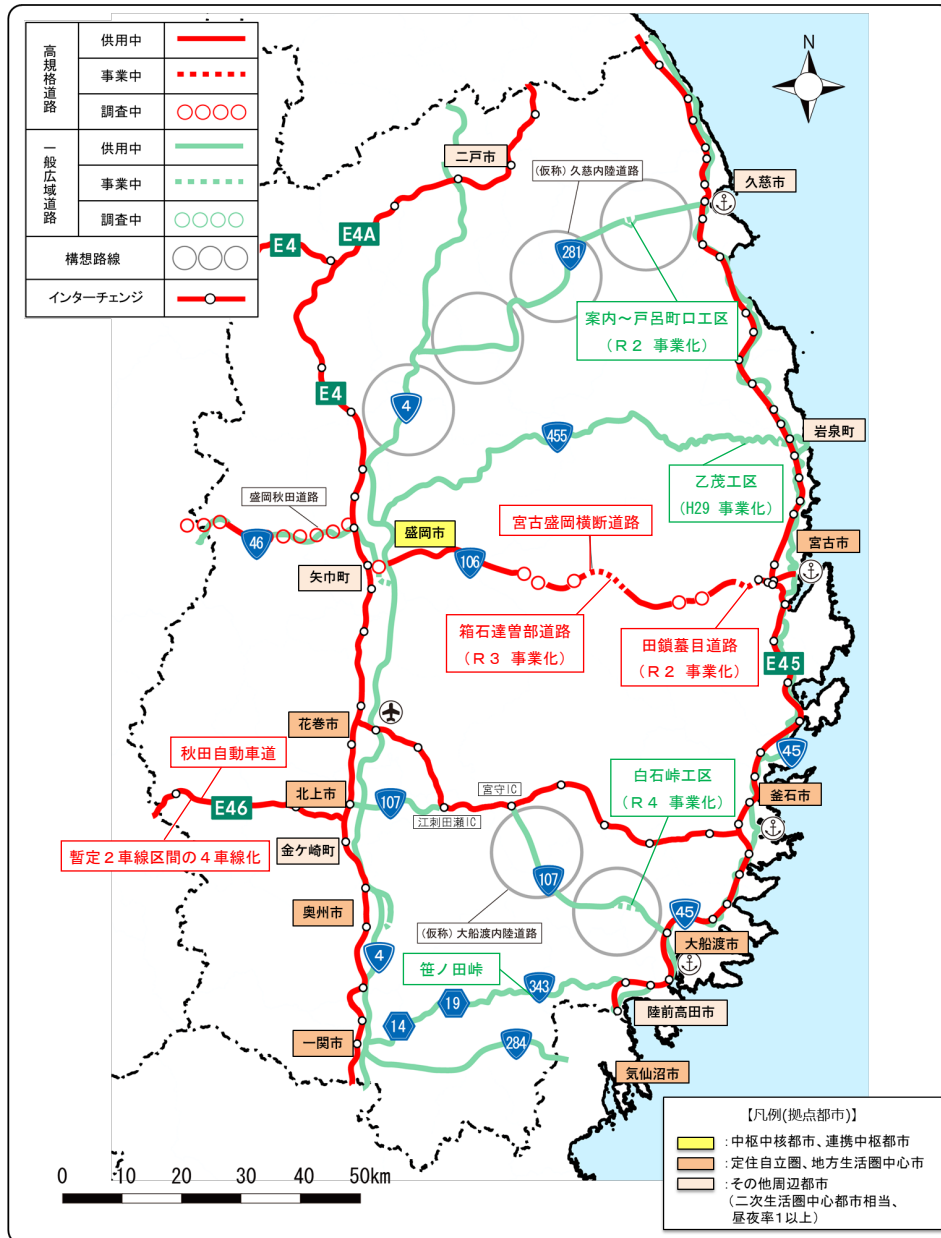
令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化に向けて、県が進めている調査・検討に当たって、必要な支援等を要望します。

【現状と課題】

1 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

- 広大な県土を有する本県においては、東北自動車道や三陸沿岸道路の縦軸、釜石自動車道や宮古盛岡横断道路の横軸に加え、これらの道路を補完し、または代替となる道路が一体となって機能することが必要。
- 令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」において、「高規格道路を中心とした災害に強い道路ネットワークの構築」、「内陸と沿岸を結ぶ道路や都市間交流を支える道路ネットワークの強化」を基本方針とした「広域道路ネットワーク」を定めた。

＜広域道路ネットワーク計画図（R3.6月版に事業化区間等を記載）＞



＜広域道路ネットワーク路線＞

分類	路線名
高規格道路	東北自動車道、釜石自動車道、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、盛岡秋田道路
一般広域道路	国道4号、45号、46号、107号、281号、284号、343号、455号外
構想路線	(仮称)久慈内陸道路、(仮称)大船渡内陸道路

構想路線：高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていない等、個別路線の調査に着手している段階にない道路

- 人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、「広域道路ネットワーク」で定めた、「構想路線」や「一般広域道路」について、県において調査・検討を推進中。
- 「構想路線」として位置付けた、(仮称)久慈内陸道路、(仮称)大船渡内陸道路は、全国的な広域道路ネットワークにおける必要性や効果等を検証する必要がある。
- 「一般広域道路」には、線形不良箇所など走行上の課題が集中する国道 343 号笹ノ田峠など、あい路区間が未だに存在しており、今後も整備が必要。

国道 343 号笹ノ田峠周辺においては、震災の教訓と伝承のゲートウェイとして機能する「東日本大震災津波伝承館」への観光交流の増加などの環境の変化があるとともに、複数の断層の存在など複雑な地質条件であると把握したことから、専門家が参画した検討協議会を令和 5 年 3 月に設置し、技術的課題等の検討を進めているところ。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

45 物流の効率化などの生産性向上に資する 社会資本整備への支援

県内では、復興道路沿線地域への企業立地の増加や、内陸部における自動車関連産業や物流関連企業の集積、県内港湾における国際フィーダーコンテナの利用拡大や地域産業の振興が進んでいます。

については、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 物流の基盤となる道路整備の推進

平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、内陸部と港湾を結ぶ道路等、物流の基盤となる道路整備を推進するための予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援を図るよう要望します。

2 産業振興に資する港湾の整備推進

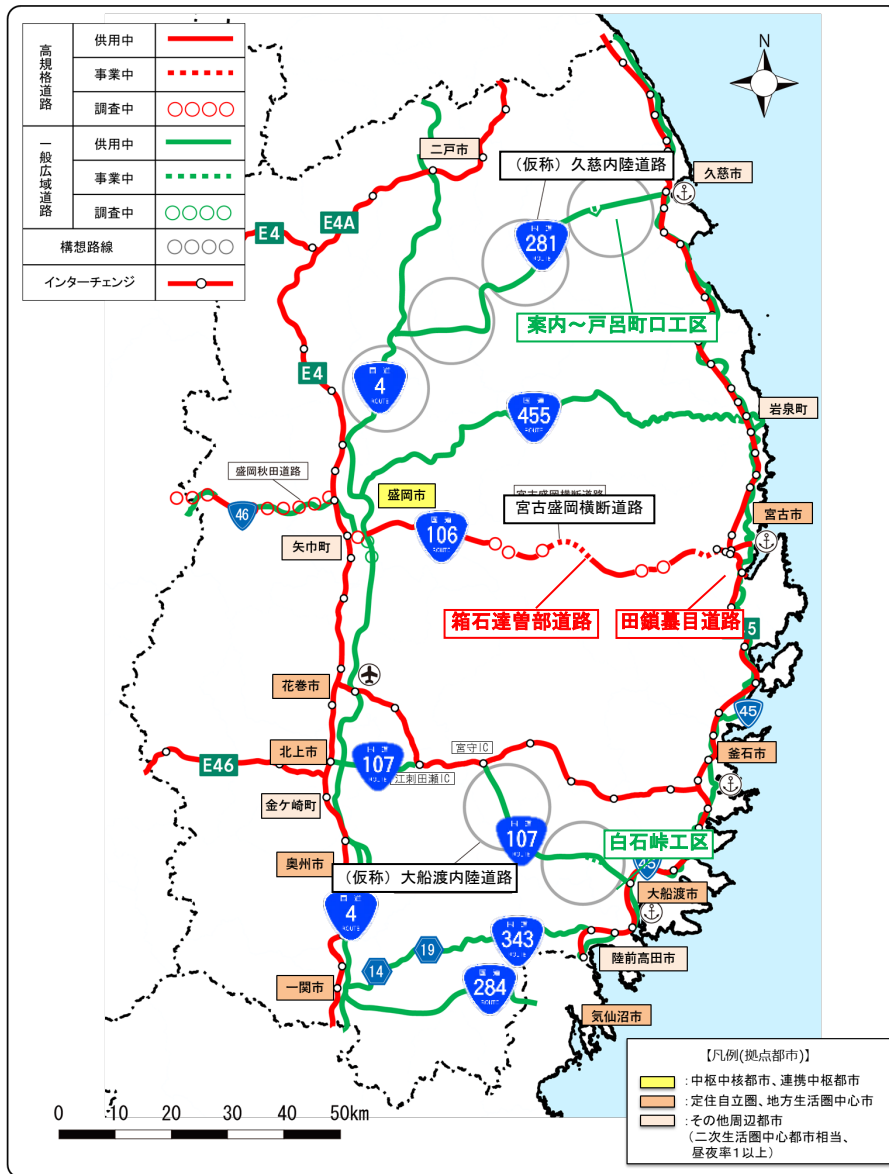
地域の産業振興に資する港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 物流の基盤となる道路整備の推進

- 令和5年4月までに、供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路が指定され、県内の補助国道を中心に代替・補完路が指定。
- 平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、基盤となる道路整備に必要な予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援が必要。

《広域道路ネットワーク計画図（R3.6月版に事業化区間等を記載）》



県管理道路の主な事業箇所	延長	事業着手	重要物流道路「事業区間」	代替・補完路	備考
【宮古盛岡横断道路】田鎖臺目道路	7.2km	R 2	○	—	直轄権限代行
【宮古盛岡横断道路】箱石達曾部道路	9.7km	R 3	○	—	直轄権限代行
【国道 107 号】白石峠工区	2.7km	R 4	—	○	
【国道 281 号】案内～戸呂町口工区	1.0km	R 2	○	—	

2 産業振興に資する港湾の整備推進

- 県や各港湾所在市においては、港湾と港湾後背地の産業集積や地域資源を結び付けた産業振興に取り組んでいるところであり、これらの取組の推進のために港湾整備事業の必要が生じた場合、当該事業を着実に進めるための社会資本整備総合交付金などの予算の確保が必要。
- また、老朽化した港湾施設の修繕等を計画的に進めていくことが求められていることから、所要の予算の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾空港課

46 災害に強い県土づくりへ向けた 防災・減災対策への支援

平成28年8月30日の台風第10号や令和元年10月12日の令和元年東日本台風では、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水や土砂流出等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など甚大な被害が発生しました。

これら激甚な台風災害の経験はもとより、気候変動への対応や、今後、起こりうる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などに備え、そして災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 流域治水対策の推進

家屋等の浸水被害が発生した区域の再度災害防止対策や事前防災対策、河道の土砂撤去、中小河川に係る洪水浸水想定区域の指定等の流域治水対策を一体的・計画的に推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

2 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた土砂災害警戒区域等の基礎調査を概ね5年ごとに着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国庫補助率の嵩上げなど、財政措置を拡充するよう要望します。

3 災害に強い道路ネットワークの構築

異常気象時等においても寸断せず、救命・救急活動や緊急物資を確実に輸送できる災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備、舗装の凍上被害への対策、防災機能を有する道の駅の整備等に必要な予算を確保するよう要望します。

4 耐震強化岸壁整備の推進

災害時の緊急物資輸送に必要な耐震強化岸壁の整備について、補助事業の創設など、財政措置を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 流域治水対策の推進

- 近年、激甚化・頻発化する風水害から県民の生命や財産を守るため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」を推進することが必要。
- 本県では、県内全ての水系を対象として、「流域治水プロジェクト」の策定を進めており、令和5年9月までに、沿岸部の全ての二級水系など46水系で策定。
また、流域治水の実効性を高める取組のひとつとして、一戸町及び葛巻町を流下する馬淵川について、「特定都市河川」の令和7年度指定に向け、両町等の関係機関と検討を開始し、指定に向けたロードマップを令和5年8月に公表。
今後、「流域治水プロジェクト」や「流域水害対策計画」に位置付けたハード、ソフト両面にわたる事前防災対策を推進することが必要。
- ハード対策については、平成28年台風第10号（小本川）や令和元年台風第19号（小屋畑川）による近年の豪雨災害に対応した再度災害防止対策を最優先として進めている一方で、その他の河川の事前防災対策（太田川、千厩川等の防災・安全交付金事業等）について必要な予算が措置されず長期化している。このような中、令和4年8月には、馬淵川（一戸町）で浸水被害が発生するなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 堆積土砂の河道掘削等については、平成28年の台風第10号により大量の土砂や流木の堆積が発生したこと等も踏まえ、重点的・集中的に推進する必要がある、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による財政措置の継続が必要。
- ソフト施策については、リスク情報の空白域となっている中小河川における洪水浸水想定区域の指定拡大及び市町村におけるハザードマップの見直しが必要。

《洪水浸水想定区域の指定等の状況（令和6年3月末時点）》

洪水浸水想定区域	指定済 128 河川／要指定 294 河川
洪水ハザードマップ	全 33 市町村で作成済み、今後見直しが必要

2 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害警戒区域の指定が必要な箇所は13,305箇所と東北で最多。

《基礎調査を実施し公表済の区域数の状況（令和5年12月末時点）》

岩手県	東北六県平均	全国平均
13,305	7,822	14,686

- 平成28年の台風第10号や令和元年東日本台風では、土砂流出により人命が失われたほか、住家が被災するなど甚大な被害が発生。
- 老人ホーム施設、避難所、学校、病院等の要配慮者利用施設がある箇所や被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、令和6年3月末時点の整備率は12.2%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（令和6年3月末時点）》

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
4,021	490	12.2%

- 令和元年東日本台風等に伴う土砂災害では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所において被害が発生したことを踏まえ、高精度な地形情報等を用いて土砂災害の発生するおそれのある箇所の抽出に努めるよう、令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針が変更。このことから、既存の高精度な地形情報がある範囲について、令和5年12月までに新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」9,992箇所を抽出し公表。
- 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた基礎調査を概ね5年ごとに全箇所実施するためには、国庫補助率の嵩上げや地方交付税の増額などの財政措置の拡充が必要。
- 各自治体において課題となっている基礎調査費を縮減するため、DXの活用など効率的な調査手法の導入に向け、国における検討が必要。

3 災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備の推進

- 平成28年に発生した台風第10号では、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方、開通済の高規格道路は被災しておらず、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害時等においても有効に機能する復興道路等を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備等が必要。
- 特に、令和6年の能登半島地震を受け、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強が急務となっており、対策を円滑に進めるためには、補助事業化など別枠による財政措置が必要。
- 国は、令和5年7月に「積雪寒冷地域における道路舗装の損傷に関する有識者会議」を設置。積雪寒冷地域において、融雪期を中心に局所的な舗装損傷が多数発生していることから、気象条件等が舗装損傷に与える影響の解明等を進めている。

【本県の舗装損傷の月別件数一覧表（平成30年～令和4年の5か年平均）】

月	融雪期※			左記以外								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	973	1,833	2,724	1,874	1,207	1,036	998	885	916	1,005	1,013	725

※会議で国が融雪期として着目している概ねの時期

- 令和5年12月には第2回会議が開催され、以下が報告されたところ。
 - ・ 地球温暖化の影響により、積雪寒冷地域でも冬期における気温は上昇傾向にあり、また、降雨・融雪は増加傾向にある。
 - ・ 冬期において降雨と気温低下が重なると、通常では起こらない舗装損傷が発生しやすい。これらの内容は、本県を含む積雪寒冷地域にとって重要な内容であることから、同会議における議論の進展も踏まえ、国は、対策を講じる必要。
- 岩手県地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられている道の駅「遠野風の丘」は、令和3年度に防災拠点としての役割を果たすためにハード・ソフトの両面から重点的な支援が得られる「防災道の駅」に選定。同計画で広域防災拠点として位置付けられている道の駅「くずまき高原」についても「防災道の駅」としての選定が必要。

- 現在整備を進めている（仮称）道の駅「だいとう」は、耐震化や無停電化、災害時の支援活動に必要なスペースとして2,500m²以上の駐車場等を備え、広域的な防災拠点としての機能を有しており、早期完成のため、国による財政措置が必要。

4 耐震強化岸壁整備の推進

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災において神戸港が大打撃を受けた教訓から、大規模地震等災害時における住民の海上避難や緊急物資の海上輸送の確保が重要であるとして、国では平成8年12月に「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」を策定し、全国177港（358バース）の耐震強化岸壁の整備に関する基本計画を公表した。また、その後の船舶の大型化等の情勢変化を踏まえ、平成15年3月に全国184港（336バース）に基本計画の見直しを行った。
- また近年、港湾BCP（事業継続計画（Business Continuity Plan））の必要性が高まるなか、平成23年3月の東日本大震災津波の発災時においては、耐震強化岸壁を有する港湾が活躍するなど、その重要性が更に増している。
- しかし、本県の重要港湾においては、港湾計画で耐震強化岸壁を位置付けているものの、整備済は、ふ頭拡張時に同時に整備された釜石港のみ。その他の重要港湾にあっては、既存岸壁の改良として位置付けているが、未整備。そうした中、令和6年能登半島地震では、地形的な条件により陸路からの支援が困難な状況にあって、港湾の重要性が再認識されている中、県内の各港湾所在市から耐震強化岸壁の整備について強い要望あり。
- 耐震強化岸壁は本県の重要港湾全ての港湾計画において位置付けられているが、うち整備済みは釜石港においてふ頭拡張時に同時に整備されたもののみであり、県内他港については、既存岸壁の改良として位置付けられているが未整備の状況。
- これまで耐震強化岸壁の整備については新規岸壁の拡張等に合わせて整備する場合がほとんどであり、現時点で既存の岸壁を改良し耐震強化岸壁とすることを対象とした補助事業がないことから、新たな補助事業の創設などが必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課、道路環境課、港湾空港課

47 盛土規制法による取組の推進への支援

令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が施行され、土地の用途（宅地、農地、森林等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされたところです。

これに伴い、県等においては、盛土等による災害から県民の生命・財産を守るために必要な新たな事務が多数発生しますので、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 県等が行う事務に対する財政措置

盛土工事等の許可・届出・協議に必要な審査・検査事務、不法・危険盛土等の監視・パトロールなどを着実に進めるため、盛土規制法に基づき県等が行う新たな事務に要する経費について、地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

2 基礎調査に対する財政措置

規制区域の見直し等のためには、継続した基礎調査の実施が求められていることから、社会資本整備総合交付金等の、現行の補助率と予算を確保するとともに、所要の経費について地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

3 制度の円滑な運用等に向けた支援

制度の円滑な運用等が図られるよう、他県等の許可情報及び不法・危険盛土等に関する事例を共有する仕組みの構築、危険盛土に関する行政代執行に係る技術的支援等を実施するとともに、広く県民、関係団体等に対し、周知・普及させるための取組を行うよう要望します。

さらに、旧宅地造成等規制法のもとでは適正な盛土等であっても、盛土規制法が適用されることで、より厳しい規制が求められる場合には、所有者等が行う安全確保のための追加措置に要する経費について、支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 令和5年5月に盛土規制法が施行。盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律で包括的に規制。
- 本県では、旧宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域の経過措置期間が終了する令和7年5月までに盛土規制法の規制区域を指定するため、基礎調査を実施するとともに、規制区域指定後の体制整備に向けた検討・準備を進めているところ。

1 県等が行う事務に対する財政措置

- 規制区域指定後には、新たに盛土工事等の許可・届出や国・県・中核市からの協議を実施するために必要な審査・検査事務（当該事務を行うため必要なシステムの保守・管理を含む。）、不法危険盛土等の監視・パトロール等に伴う業務量の大幅な増加が見込まれる。盛土規制法に規定された業務を着実に実施するためには、地方交付税等による地方財政措置を確実に講ずることが不可欠。特に、届出や協議に関する事務、既存の盛土等への対応など、手数料の収入により賄うことができない地方負担が発生。所要額を基準財政需要額等において確実に算定する必要。

また、盛土等を包括的に管理するため、全国的なネットワークシステム等の構築が必要。

2 基礎調査に対する財政措置

- 基礎調査に当たっては、現在、社会資本整備総合交付金等により支援がなされており、令和6年度までに限り、補助率が1/3から1/2に引き上げられている。しかし、規制区域の指定時のみならず、その後においても概ね5年ごとの実施を行う旨、盛土規制法において規定されていることから、調査を継続する必要。規制区域の見直しや既存盛土等の調査・分布、安全性を確認し、盛土規制法の実効性を高めていくためにも、現在の補助率を維持するとともに、同交付金等に係る地方負担分において、地方交付税等による地方財政措置を確実に講ずることが不可欠。

3 制度の円滑な運用等に向けた支援

- 規制区域指定後の制度執行において円滑な実施が図られるよう、他県の許可情報及び不法危険盛土等に関する事例を共有する仕組みの構築などの技術的支援が必要。また、規制対象や許可基準等の制度の内容について、広く国民や関係団体への周知・普及啓発を行うこと並びに制度に関する技術的助言の継続が必要。

加えて、旧宅地造成等規制法のもとでは適正な盛土等のうち、盛土規制法の適用により、現行より厳しい規制が求められる場合、所有者等が安全確保のための融資制度の創設等追加措置を行う必要。しかし、所有者等の経済的な負担が発生し、対策が進まないことが懸念されていることから、盛土規制法の実行性を高めていくため、追加措置に要する経費に対し支援が必要。

[参考：盛土の安全対策に対する国の支援措置状況（社会資本整備総合交付金・農山漁村地域整備交付金）]

支援対象	基礎調査（盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のための調査、既存の危険な盛土の把握のための調査、基礎調査の結果を公表・管理するために必要なシステムの構築）
補助率	1/3（令和6年度までに限り、1/2）

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課、森林保全課
県土整備部 都市計画課

48 隣県と連携した社会資本整備への支援

広域にわたる人の往来や物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、岩手県、青森県及び秋田県が連携して取り組む広域連携事業を着実に推進できるよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備への支援

北東北の広域観光や物流の活性化を目的とし、青森県、秋田県と連携して策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備の支援

- 県内には「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」、「安比高原」、「湯田温泉郷」など、青森県、秋田県の県境付近に豊富な観光資源が存在。
- また、岩手県県北地域や青森県南部地域は、畜産に適した冷涼な気候であり、この地域を支える基幹産業として、畜産業（養鶏）の生産量が年々増加。
- こうした観光資源へのルートや畜産業の輸送ルートの機能強化などを図るため、令和2年度、青森県と連携し、観光活性化及び生産・物流機能強化に向けた広域的地域活性化基盤整備計画を策定。
- 令和3年度は、策定した計画に基づく社会資本整備総合交付金（広域連携事業）による道路整備を推進するとともに、更なる観光活性化を図るため、令和2年度に策定した青森県と連携する計画に秋田県を加えた計画と、青森県及び秋田県と連携する温泉施設などを軸とした新たな計画を策定。
- 北東北の広域観光や物流の活性化を目的とした、広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算の確保が必要。

《社会資本整備総合交付金（広域連携事業）事業の状況》

計画期間	計画の名称	連携機関	主な事業箇所	備考
R3～R7	北東北の世界遺産・縄文遺跡群・ジオパーク周遊ルートを軸とした広域観光活性化計画	青森県、秋田県、岩手県	県道金田一温泉線金田一 県道二戸五日市線柿ノ木平 県道一関北上線大久保～内堀	R4から秋田県を追加
R3～R7	青森県南・岩手県北地域における畜産業・物流活性化計画	青森県、岩手県	国道395号鳥谷～赤石峠 国道395号阿子木 県道二戸軽米線新町	
R4～R8	四季の魅力あふれる北東北観光活性化計画	青森県、秋田県、岩手県	国道282号佐比内 県道盛岡横手線泉沢	

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

49 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 都市計画道路の整備推進への支援

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるための都市計画道路の整備の着実な推進に向け、必要となる予算を措置するよう要望します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、立地適正化計画に位置づけられた都市計画道路の整備については、計画の実効性を確保するため重点的に配分するよう要望します。

2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の改善等を計画的に推進するために必要となる予算を措置するとともに、民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための制度や予算を拡充するよう要望します。

また、市町村が設置する空き家バンクの利活用促進に向けた支援を要望します。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震による被害状況を踏まえ、建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全を確保するため、歩道整備や自転車通行空間の整備等の計画的な推進に必要な予算を措置するよう要望します。

5 土地区画整理事業への支援

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など、都市基盤が脆弱な既成市街地において、良好な市街地形成を図るため、道路や公園といった都市基盤整備と併せて街区の再編を行うことのできる土地区画整理事業を着実に推進するための予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 都市計画道路の整備推進への支援

- 都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るため、引き続き公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに必要な都市計画道路の整備が必要。
- 特に、都市計画道路盛岡駅本宮線（杜の大橋）は、盛岡市の立地適正化計画に公共交通軸として位置づけられた重要な路線。令和7年度の全線供用を予定していることから、確実な予算措置が必要。
- また、現在、整備を進めている都市計画道路上野西法寺線（一戸町高善寺）の現道の鉄道横断部（アンダーパス）は、これまでも大雨等で度々冠水。令和4年8月豪雨においても冠水による通行止めが発生し、地域住民の生活や産業活動に甚大な影響を及ぼしたことから、代替路線として災害に強く安全で安心な通行を確保するため、早期整備に向けた予算措置が必要。

2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅の機能や規模等に対するニーズが多様化。
- 多様化したニーズに対応し、若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる住環境の整備が必要。
- 公営住宅については、老朽化した公営住宅の改善を計画的に推進するために必要な予算の措置が必要。
- 公営住宅が不足する地域については、民間賃貸住宅を住宅確保要配慮者向けの住宅として活用することにより、住宅セーフティネットの機能の強化を図ることが必要。
しかし、本県では特に、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の登録数が少ないことから、これを促進するため、空室補償するなどの制度設計や改修補助の増額が必要。
- 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県でも増加が見込まれる中、空き家の流通を促進するためには、市町村が設置する空き家バンクの利活用を促進することが重要。
県内市町村における空き家バンク登録件数は、年間180件程度であり、空き家の流通・活用促進や、市町村の調査・登録事務に対する支援が必要。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 耐震対策緊急促進事業については、令和5年度に、適用期限が令和7年度末まで延長された。
- 本県では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期岩手県耐震改修促進計画」を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいる。
- 平成30年6月に発生した大阪北部地震、令和6年1月に発生した能登半島地震など、近年地震が多発している状況から、改めて建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識され、中でも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれる。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進んでいないことから、費用の低減に向けた取組や更なる支援の拡充が必要。

《耐震化率の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	令和元年度(現状)	令和7年度(目標)
住宅	83.4% (H30(2018))	90%
多数の者が利用する建築物	91.5%	耐震性が不十分な建築物を概ね解消

《耐震診断の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

用途等	目標
住宅	令和3年度から令和7年度までに5,000戸実施。
公共建築物(公営住宅・学校・病院・庁舎)	令和7年度までに、耐震診断率を100%とする。

4 通学路等の交通安全対策の推進

- 本県では、道路管理者、警察及び学校関係者が連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んでいる。
- 通学路における県管理道路歩道整備率は、令和5年度末で81.6%となっており、歩行者の安全な通行が確保されていない区間が存在していることから、早期に整備を進めていくことが必要。
- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を契機として、関係機関が連携し、実施した緊急合同点検結果を踏まえた歩道整備等の交通安全対策を推進している。
(県が対策を行う箇所：113箇所のうち111箇所対策済 (R6.3末時点))
- 岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等の自転車を安全で快適に利用するための環境創出が必要。

5 土地区画整理事業への支援

- 空洞化が進行する中心市街地や、防災機能の低下する密集市街地などでは、良好な市街地形成を図るため、道路や公園等の都市基盤整備と街区の再編を一体的に行うことのできる土地区画整理事業が必要。
- 土地区画整理事業の推進においては、都市構造再編集集中支援事業及び社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施している。
- 東日本大震災後の人件費・資材価格の高騰等により移転補償費や工事費が大幅に増えたため、事業期間を延伸しており、事業期間の長期化が課題となっている。
- 事業終盤を迎えている工区においては、事業完了に対する地元の期待も高まっていることから、引き続き、確実な予算の措置が必要。

《岩手県の土地区画整理事業の進捗状況》

施行者	地区名	予算科目	補助対象期間	進捗率 (R6.3)
盛岡市	太田地区	社総交	H3～R7	98.5%
二戸市	新幹線二戸駅周辺地区	防安交 補助(都市構造)	H8～R16	62.5%

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

50 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進行や東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本の整備に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅等の社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に必要な予算を確保するよう要望します。

2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

橋梁等の道路施設の定期点検及び健全性診断の結果、早期措置段階と判定された構造物は次回点検までに修繕等の措置を講じる必要があるなど、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加していることから、道路施設の定期点検及び修繕等に必要な予算を確保するとともに、地方負担に対する財政措置を拡充するよう要望します。

3 道路除雪費等に対する財政措置及び除雪体制確保に向けた支援

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪及び除雪機械購入等に必要な予算を確保するよう要望します。

また、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業が安定した経営を維持できるよう、基本待機料等の固定的に発生する経費への支援制度の創設を要望します。

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

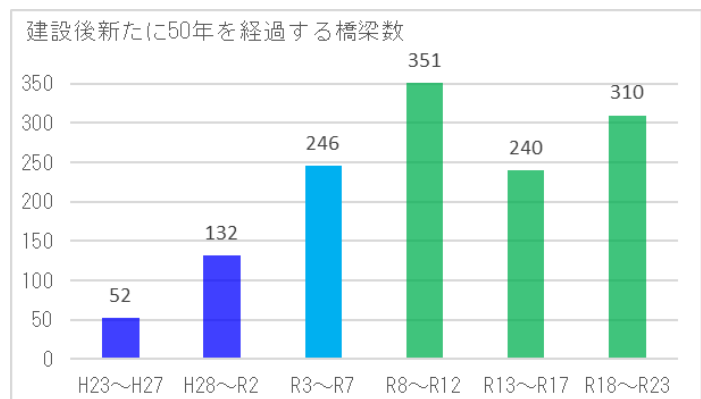
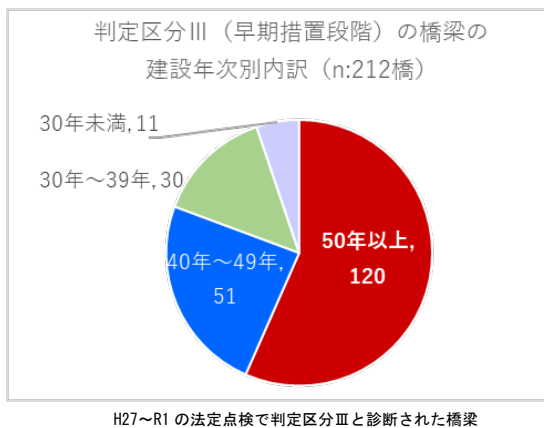
下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策に必要な財政措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野においては、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本整備が進んでいることから、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理を実施するために必要な予算の確保が必要。

≪橋梁の老朽化の状況≫



早期措置が必要と判定された橋梁の6割が建設後50年以上を経過

建設後50年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 県管理ダム(10ダム)について、今後は長寿命化計画に基づく更新・改修が必要。
- 昭和32年竣工の遠野ダムをはじめ、老朽化に伴うダム設備の更新・改修が必要となり、計画的に進めていくためには、財政措置の継続が必要。

2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

- 平成25年の道路法の改正及び平成26年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド等、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識等の、異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある道路施設については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検及び健全性の診断（以下「法定点検」という。）を行うことが定められたところ。
- 平成26年度から開始した法定点検が令和5年度で2巡し、令和6年度から3巡目の法定点検を実施しているが、県や市町村においては、多数の法定点検対象施設を管理しており、法定点検費用が地方財政を圧迫していることから、法定点検を着実に実施するために必要な予算を確保するとともに、地方債の対象経費を拡充するなどの地方負担に対する財政措置の充実が必要。
- また、法定点検では構造物の状態に応じて健全性を4段階に分類するが、健全性がⅢ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の施設は「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」等に基づき、以下のとおり修繕等の措置を行う必要があり、確実な修繕等を実施するために必要な予算の確保が必要。
 - ・健全性Ⅲ（早期措置段階）：次回点検（5年後）までに修繕等の措置を行う必要
 - ・健全性Ⅳ（緊急措置段階）：緊急に修繕等の措置を行う必要

3 道路除雪費等に対する財政措置

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加傾向となっており、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、冬期通行止め区間の春先機械除雪を自然融雪に切り替えるなどのコスト縮減に取り組んでいるものの、県財政を圧迫している状況。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 道路除雪費等に係る国庫補助制度として、防災・安全交付金や道路除雪補助があるが、国費が十分に配分されていない状況であり、道路除雪及び除雪機械購入等に対する必要な予算の確保が必要。
- 除雪企業は、降雪状況に関わらず除雪機械やオペレーターを確保するなど一定の固定費が発生している状況であり、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業のオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料等の経費に対する支援制度の創設が必要。

《本県における雪寒法対象路線の除雪費配分額の推移》

	(百万円)				
	H31/R1	R2	R3	R4	R5
国費要望額 a	2,594	3,169	3,626	4,213	3,502
国費配分額 b	2,148	2,548	2,279	2,494	1,962
国費不足分 c=a-b	446	621	1,347	1,719	1,540
国費配分率 d=c/a×100(%)	83%	80%	63%	59%	56%

4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

- 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及地域の解消及び雨水対策に重点化する方針が提示されたところ。
- しかし、下水道施設の改築に対する国の財政措置が縮小・廃止された場合、必要な改築が十分に実施できなくなり、下水処理場の機能不全等による公共用水域の水質悪化や下水道管の破損等による汚水の流出、道路陥没事故の発生など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- また、人口減少が本格化する中、改築費用の財源不足を補うための使用料の引き上げなど住民や自治体負担の増加が懸念される。
- 下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など不特定多数に便益が及ぶ極めて公共性の高い事業であることから、下水道施設の改築に要する経費について、国による財政措置の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、河川課、下水環境課

51 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られていますが、学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のため、中学校における少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。併せて、各種加配定数についても、十分な措置を要望します。

また、同様に、高等学校においても、本県のような地理的条件を抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

52 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応等に係る全ての計画事業を実施できるように、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を拡充するとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保するよう要望します。

2 公立高等学校施設の老朽化対策事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の老朽化や耐震化対応、冷房設備の設置に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化等に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化事業について、国庫補助率を公立学校と同等とするほか、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。併せて、老朽化対応に係る事業の対象を拡充するよう要望します。

また、私立学校の空調・換気設備等の整備・改修をはじめ、照明のLED化や省エネ対策、脱炭素化対策等に係る事業については、私立学校が計画する全ての事業が実施できるよう必要な財源を確保するとともに、対象の拡充や補助率の引上げなど国庫補助の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（令和8年度まで）

○ 補助率

区 分		原 則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、統廃合の調整が未了となっている学校など、一部に調整中のものがあるものの着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要がある。

【文部科学省調査（公立学校施設の耐震改修状況調査）】

	R5.4.1 現在	全国平均	備 考
小中学校	99.6%	99.8%	一関第一附属中含む
高等学校	99.0%	99.6%	盛岡市立高校含む
特別支援	100.0%	99.9%	

※ 非木造（延べ床面積 200 m²以上）

(3) 冷房の設置に係る現状

- 本県の公立学校における冷房設備の設置状況は、全国平均と比べ低い水準。
○ 近年、夏場の猛暑が恒常化しており、特に昨夏は全国的に記録的な猛暑が続き、校内活動の最中に児童生徒、職員が熱中症を発症する事例が多数発生し、生命に直結する問題。

(4) 国の予算措置状況

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額が全国自治体の建築計画に係る所要額を大幅に下回っており、一部は前年度の補正予算で手当されているものの、計画的な事業推進が困難となっているところ。

2 私立学校

(1) 耐震改築補助

ア 耐震改築補助について（小、中、高、特別支援学校）

（補助制度の概要）

- ・ 国は平成 26 年度に時限措置として制度を創設。（以後、順次期間延長）
- ・ 県では、平成 27 年度に国の補助金交付決定を受けた事業に**上乗せする補助制度**を創設。

	補助対象経費	補助対象経費上限額	補助率	補助上限額
国 私立学校施設整備費補助金 （私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））	工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額	上限・下限なし	1/3 以内	なし （予算の範囲内で調整）
県 ※単独補助 私立学校施設耐震改築事業費補助（私立学校耐震改築事業費補助）	国交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する耐震改築工事の補助対象経費となった額以内の額	1 設置者 当たり 2 億円	1/6 以内	補助対象経費の上限が 2 億円のため、補助額の上限は実質 3,333.3 万円。

（補助率の比較 耐震改築）

	耐震性	公立（※）	私立
耐震補強	Is 値 0.3 未満	2/3	1/2
	Is 値 0.3 以上	1/2	1/3
耐震改築	Is 値 0.3 未満	1/2	1/3
	Is 値 0.3 以上	1/3	1/3

※地震防災対策特別措置法の特例による補助率

イ 本県の私立学校の耐震化の状況

私立学校の耐震化率は、全体で 91.3%。小中高特では 88.9%であり、全国平均を下回る状況となっている。

	全棟数	耐震性がある棟数	耐震化率 (R5. 4. 1 現在)	順位
全体	103	94	91.3%	29
幼	31	30	96.8%	11
小・中・高・特	72	64	88.9%	38

「私立学校施設の耐震改修状況調査」（令和 5 年 4 月 1 日現在）

ウ 耐震化等に係る課題

- 私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況であり、補助率の引き上げの要望が出ている。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化計画」において、私立の小学校から大学までの耐震化率について令和 10 年度までに 100%を達成することを目標としており、特に耐震化率の低い Is 値 0.3 未満の施設については、令和 8 年度までに耐震化率 100%を達成するとしている。

(2) 老朽化対応に係る事業

私立学校施設の老朽化に対する補助については、幼稚園及び特別支援学校のみが対象とされており、他の学校種においては、多額の自己負担に対する懸念等から、老朽化対応に遅れ。

(3) その他施設設備に係る国の支援の状況

上記耐震化事業のほか、以下の各施設設備の事業について、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））による補助が行われている。

しかし、全ての項目について毎年度事業募集が行われているわけではなく、学校においては検討段階で補助金活用の可否が判断できず、事業計画を作成する際の懸念事項となっている。

事業区分	補助対象経費	補助対象経費上限額 (1校当たり)	補助率
エコキャンパス推進事業			
新エネルギー活用型	工事費、実施設計費に 要する経費の合計額	1,000万円以上 2億円以下	1/3以内
省エネルギー型・省資源型 ※照明設備のLED化		1,000万円以上 2億円以下	
木材利用型		1,000万円以上 2億円以下	
緑化推進型 ・建物緑化 ・屋外緑化 ・グラウンド芝生化		・建物/屋外 500万円以上 1,000万円以下 ・グラウンド 2,000万円以上 9,000万円以下	
施設環境改善整備事業			
トイレ改修工事	工事費、実施設計費に 要する経費の合計額	200万円以上 2億円以下	1/3以内
空調設備等工事		200万円以上 2億円以下	

※ゴシック体は、令和6年度に事業募集が行われたもの

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

53 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、平成 27 年度に「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉦山が、そして令和 3 年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は三つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究を求める機運が一層高まっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉦山及び縄文文化を今に伝える縄文遺跡群に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。また橋野鉄鉦山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉦山、縄文文化に加え、日本遺産及びユネスコ無形文化遺産に認定・登録されている漆文化に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課
文化スポーツ部 文化振興課

54 GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充

「GIGAスクール構想」の実現に向けて、国家プロジェクトとして、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、義務教育段階における児童生徒の「1人1台端末」の整備などを進めていただいたところ、本県においても効果的なICT機器の活用に取り組んでいるところです。

また、令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」においては、GIGAスクール構想の第2期を見据え、義務教育段階における児童生徒用1人1台端末の計画的な更新を行う方針が示され、本県でも基金を造成したほか、会議体を設置して共同調達に向けた検討を進めているところです。

しかしながら、児童生徒1人1台端末については、端末等導入後の通信料や有償ソフトウェア等の地方自治体における財政負担が、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含めて生じております。

また、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、情報通信技術支援員（ICT支援員）等による教員への継続的な支援が課題となっており、引き続き「GIGAスクール構想」の推進に向けた財政措置をはじめとする必要かつ十分な支援策を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援

- (1) 端末等導入後に生じる通信料や有償ソフトウェア、ICT教材の購入等の財政負担について、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、必要な財政措置の拡充をするよう要望します。
- (2) GIGAスクール運営支援センターについては、ヘルプデスクによるICT機器の不具合対応や、学校への訪問研修の実施など、ICTの更なる利活用に向け欠かせないものとなっていることから、情報通信技術支援員（ICT支援員）との一体的な枠組みを構築し、国庫負担による支援を継続するよう要望します。併せて、教員研修の充実や、学習者用デジタル教科書の早期普及等に必要な予算措置をするよう要望します。

(3) 私立学校のICT環境整備に向け、国による支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援について

- GIGAスクール構想の加速のための国庫補助制度により、県内でも小中学校における児童生徒1人1台端末環境が整い、活用を進めているところ、端末を維持するために必要な通信費や有償ソフトウェア、児童生徒の指導に必要となるICT教材の購入費など、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、新たな財政負担が生じている。
- GIGAスクール運営支援センターについては、本県においては令和4年度から設置し、ヘルプデスクによるICT機器の不具合対応や、学校への訪問研修の実施など、ICTの更なる利活用に向け欠かせない支援措置となっており、財源が異なる情報通信技術支援員（ICT支援員）との国庫負担による一体的な枠組みでの支援体制の構築が課題となっている。
- また、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。

2 私立学校について

- 私立学校におけるICT環境整備に対する補助について、補助率は総じて1/2となっており、さらに整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。
- 導入した端末を維持するための保守経費等については、端末を導入した年度に係る費用は国庫補助の対象となるものの、後年度に係る経費については補助の対象外とされているところ。公立学校と比較して整備が遅れている私立学校のICT環境の整備を促進するためには、更なる支援の拡充が必要。

【県担当部局】 教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室
ふるさと振興部 学事振興課

55 特別支援教育に係る教育環境整備への支援

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学校における教育環境の整備充実を図るとともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応していくことが重要です。

共生社会の実現に向け、「共に学び、共に育つ教育」を推進するため、特別支援学校の教育環境の整備に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 特別支援学校のスクールバスの購入等に係る財政措置の充実

広大な県土を有する本県における特別支援学校のスクールバスによる通学支援について、スクールバス購入費及び運行費（運行委託費を含む。）に係る財政措置の充実を図るよう要望します。

2 特別支援教育の推進に係る施設整備に対する財政措置の充実

特別支援学校における教室不足解消に向け、地域の実情等を踏まえた対策を講じられるよう、令和7年度以降においても施設整備に対する国庫補助のかさ上げ措置による財政支援の継続を要望します。

また、学校給食施設の新増築など、特別支援学校における施設整備に対して更なる財政措置の充実を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 特別支援学校のスクールバスの購入等に係る財政措置の充実

- 本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」に基づき、早期からの支援体制の整備・充実、連続性のある多様な学び場の充実、多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実等に取り組んでいるところ。
- 広大な県土を有する本県において、県内のどの地域に居住していても特別支援教育を受けられるよう、通学支援を行うためのスクールバス購入など環境整備のための予算の確保が必要。

【参考】 県立特別支援学校における通学バス運行状況等

・令和6年度（県立特別支援学校：15本分校）

通学バス運行	校数	通学バスの運行形態		
		所有バス	業者委託	所有バス+業者委託
実施	7校	4校	2校	1校
未実施	8校	—	—	—

・分教室中学部卒業後における高等部進学に伴う通学距離の変化

学校名	分教室（中学部）	高等部	分教室—本校間距離
花巻清風支援学校	遠野分教室	本校校舎	約60km
一関清明支援学校	千厩分教室	本校校舎	約30km

2 特別支援教育の推進に係る施設整備に対する財政措置の充実

- 本県では、特別支援学校における校舎の狭隘化や老朽化、児童生徒等の障がいの多様化等に伴う課題を解決し、児童生徒等が安全に安心して学べるよう、全県的な特別支援学校の教育環境を整備していくことを目標に「岩手県立特別支援学校整備計画（令和3年度から令和10年度までの計画）」を令和3年5月に策定。特別支援学校で学ぶ児童生徒等が地域の中で夢や希望をもちながら充実した教育活動ができるよう、特別支援学校の教育環境の整備等、本県の特別支援教育体制の充実に取り組んでいるところ。
- 文部科学省において、全国的な特別支援学校の教室不足対策を集中的に実施するため、特別支援学校の用に供する既存施設の改修工事について令和6年度まで時限的に国庫補助の算定割合の嵩上げがなされているところ。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学校における教育環境の整備充実を図るとともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応できるように、学校給食施設の新増築など、施設整備のための予算の確保が必要。

【参考】（1）特別支援学校施設に係る主な国庫補助制度

公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金

（2）公立特別支援学校における教室不足調査の結果（文部科学省公表）

・岩手県（学部別等：各年度10月1日現在）

年度	不足教室数					
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	特別教室等	合計
令和3年度	0	9	5	7	18	39
令和5年度	0	14	8	5	5	32

（3）県立特別支援学校における給食実施状況

・令和6年度（県立特別支援学校：14本分校及び9分教室）

実施形態				
自校調理		外部調理委託 （デリバリー）	共同調理場	市町村営 共同調理場
調理員配置	調理委託			
1校	8校	1校	1校（※1）	12校（※2）

※1 自校調理（調理委託）の学校において他校の給食を調理し提供しているもの。

※2 市町村営共同調理場からの提供。（本校：2、分校1、分教室：9）

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室

56 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

広大な県土を有する本県において、道路交通における安全・円滑対策を推進し、人流・物流の活性化に資するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の拡充

交通安全施設等の整備について、依然として実勢工事単価が補助単価を大きく上回っており、県費での負担が見込まれることから、財政措置の拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

【現状と課題】

1 財政措置の拡充

警察庁が所管する都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備事業）について、実勢工事単価が国の定める補助単価を大きく上回っており、多額の超過負担が生じている。

○ 補助単価と実勢工事単価の比較

【具体的な事例（主なもの）】

（単位：千円）

項 目		単 位	補 助 単 価	実 勢 工 事 単 価	超 過 負 担
信号制御機 更新	集中制御機	基	2, 3 3 6	6, 2 3 9	3, 9 0 3
	プログラム多段系統化	基	1, 4 7 4	3, 4 8 4	2, 0 1 0
	プログラム多段化	基	1, 3 2 6	3, 3 5 8	2, 0 3 2
	押ボタン化	基	1, 3 3 2	2, 6 7 6	1, 3 4 4

【県担当部局】警察本部 交通規制課

